

同	同	同	同	同
池	西	佐	三	土
本	條	々	木	肥
助	増	木	柳	昇
之	之	佐	次	昇
丞	丞	藏	郎	平
印	印	印	印	印

右者麻植郡西川田村棟附御改被仰付文化五辰年稻田武七郎渡部一左工門彼地へ罷遊棟數人數逸々相改置今度帳面相極處如件

寛永の分は御藏入分であるから拜知分は除外と見なければならん享保の中に他郷を參居申候とは後世の來人である病人片輪者の片輪者は後に支離者なごも出してある卷末に關係書類を書添へて居る元文になれば來人を他郷を參居申候を他村を來人となつた文化のは他村を省畧して來人とした元文までは孰れも各方面の石高まで記してある文化にはそれが無い何様にも文化度のものが一番整頓して居る先づ之れにつき説べて見たい身居等は別述に譲り東川田の其時の人數千七百九十三人の内男子の方は身柄を出し女子の方は總數を示し其残り八百八人とした前々の棟附には女子を總人數の中へ加へないから總人數必要の場合は大體掲げた人數を倍數にせなければならん何故に女子を以前は取り除けたかと云ふに女子には百姓役といふ夫役が掛からぬからである病人や支離者即ち片輪者は一人前の働きが出来ぬから逆ても百姓役なる夫役の課税は勤められぬから夫役御免之者としてある部屋は別家とまで行かず僅に獨立生活するも主家に直屬するもので同居でない拾四歳以下は未丁年者六拾歳以上は停年の者となる此の者三百拾人で之れも夫役を受ける資格がない其間の拾五歳の丁年以上六拾歳までが當時の東川田村内の主力で百姓役を勤めたもので此の百姓役なる夫役本位から起つたものである此の夫役なるものは百姓が當然負ふべき一種の義務税と思つて置かれたい走り人名面を出したのは胡亂な者を取締上にも住民の他出を防ぐにも必要である一端出奔せしものが再び歸郷するも

一應の御調べはあるが餘りに深い谷もないやうである
夫役は天窓銀(あたまぎん)又は二歩役とも云ふ此二歩役の負銀は古くは二歩に限つたものでない間人(まようど)といふ身居記載の板野郡大山村の夫役帳に百姓は六歩間人は三歩にして居るこれより送り夫等の賃銀を出すのである

文化五辰年麻植郡東川田村棟附御改猿牽夫役帖

一貳步	猿	牽	太	郎	一貳步	猿	牽	七	彌
一貳步	七	彌	弟	音	之	助	一貳步	同	百
一貳步	同	德	三	郎	一貳步	同	百	藏	彌

人數合三拾人

此夫役拾三人

右者麻植郡東川田村猿牽御改に付夫役相極處如件

文化五辰歲麻植郡東川田村之内野山棟附改百姓夫役帖

一貳步	百	姓	藤	助	一貳步	同	金	次	郎
一貳步	同	茂	市	一貳步	茂	市	子	五	郎
一貳步	百	姓	宗	藏	(中	畧)			

人數合貳拾八人

此夫役五人六步

右者麻植郡東川田村之内野山棟附御改に付夫役相極處如件

文化五辰歳麻植郡東川田村棟附御改百姓夫役帖

一貳步	百姓大三郎弟	茂	吉	一貳步	百	姓	彌	次	郎
一貳步	彌次郎子	倉	吉	一貳步	百	姓	虎		吉
一貳步	同	勝	太						

(中 畧)

人數合四百六拾七人

此夫役九拾三人四步

右者麻植郡東川田村棟附御改に付失役相極處如件

文化五辰歳麻植郡西川田村棟附御改百姓夫役帖

一貳步	本	姓	久	佐	工	門	一貳步	久	佐	工	門	養	子	久	藏
一貳步	百	姓	友	右	工	門	一貳步	友	右	工	門	子	彌	八	郎
一貳步	百	姓	長	兵	衛										

(中 畧)

人數合三百貳拾八人

此夫役六拾五人六步

右者麻植郡西川田村棟附御改被仰付に付夫役銀相極處如件

文化五辰歳麻植郡西川田村之内野山棟附御改夫役帳

一貳步	百	姓	彌	藏	一貳步	同	姓	伊	理	與	次	衛		
一貳步	伊	兵	衛	子	音	吉	一貳步	百	姓	伊	理	與	次	衛

一貳步 同 辯 五 郎

(中 畧)

人數合四拾貳人

此夫役八人四步

右者麻植郡西川田村之内野山棟附御改被仰付に付夫役銀相極處如件

点々見て居るが夫役の外に小役といふのがある小役は只今の戸數割でまだ其外地役とて協議費のやうなものもあつた

此の覺次、七郎兵衛、傳藏の三人は前の説明にて當然夫役引である

文化五辰歳麻植郡東川田村棟附人數御改帖

小 家

御藏百姓 勝助忌外 覺

次

歳五拾六

此者本家勝助同断上り知に相成候に付此度御藏百姓と付上申候且覺次儀病人に而御座候に付其段申

上候所御見印之上夫役御免被仰付候

(下 畧)

小 家

御藏百姓 友次郎忌外 七

郎

兵 衛

歳四拾四

壹 人

(中 畧)

七

太

次

同三拾七

此者支離に而御座候に付其段申上候所御見分之上夫役御免被仰付候

(下 畧)

文化五辰歳麻植郡西川田村棟附人數御改帖

小 家 三澤小十郎様頭入百姓 宇左工門忌外 傳 藏 歳五拾九
(上畧)且傳藏儀居宅無御座本家宇左工門方に加宿仕相暮居申候尤片輪者に而御座候に付其段申上候
處御見分之上夫役御免被仰付候

小 家 三澤小十郎様頭入百姓 宇左工門忌外 淺次郎 歳五拾八

(中 畧)

壹 人 淺次郎 子 喜 久 次 郎 同五拾四

此者病人に而御座候に付其段申上候處御見分之上夫役御免被仰付候

(下 略)

此の住友安助は父義右工門病死後御掃除株の跡を相續して苗字御免までになつて徳島城下住居なれども本身居に於て當村御藏百姓居りに而其儘奉公せしかば百姓役と御掃除と兩方共に勤めなければならん一人で遠隔地で兩方勤めることが出来るものでない御掃除の方を徳島城下で勤めるとせば百姓役の方は勤める分けには參らんが百姓居りの者の理由なくして夫役御免にも出来ぬ茲に於て其家に夫役負せた斯の如き例はあまり其例を見ぬ所である「子孫に到り退身等仕候得者所並に夫役被仰付候」とは之れは申すまでもなく當然である之れを以ても夫役といふことを重要視したことが判る又文化五年東川田村棟附中にある貞野曾右工門は天明八年勸農御普請中出精の功に依り其身一生の間夫役は免せられた其上脇差まで指すことになつた

文化五辰歲麻植郡東川田村棟付人數御改帖 歳五拾四

小 家 御藏百姓 吉彌伯父 儀 右 工 門 同拾ヲ

(中 畧)

壹 人 同 人 子 住 友 安 助 同拾ヲ

此者寛政拾午年御掃除辻之助退身仕候右跡株讓受文化三寅年御奉公相勸義右工門義病死親跡相續

仕居申處天保十五辰年苗字御免被仰付住吉島に住居仕居申候此度棟付御取調に付右之運申上候所則安助被召出御行着被仰付候所右之運相違無御座隨而本身居おゐて當村御藏百姓居りに而御奉公相勸候段御聞届被仰付尤御山下に住居仕御奉公相勸候者之儀故役負年齡之者有無に不拘其家へ貳歩之夫役被仰付子孫に到り退身等仕候得者所並に夫役被仰付候段被仰渡候

万左工門は先規(此意義後出)カシ大工御座候とある此文面丈では脇町といふから稻田家の大工かも知らぬ御役割に入り御用之節は出勤するやうなれば其職につき役銀は免せられて居るやうである大抵は役米銀を課せられるのである
鍛冶屋の長太郎は海部郡の方で御役米を上納して居て鍛冶として本方である勸右工門は壹人前の紺屋なれば役米を指上げて居るが矢張夫役負である更に其上小役を負はすも重税のやうなれば之れ丈けは免せられたものである

寛文十三年麻植郡西川田村棟附帖 歳六拾貳

一 壹 人 五郎伯父 大工 八 左 工 門 歳六拾貳

此者親万左工門は先規カシ大工御座候此八左工門義、世伴之時々美馬郡脇町へ大工之弟子に參只今脇町元小家を詰居申候然共三澤彦兵衛様御役割に入申に付御用之節は御□□出候

(下 畧)

一 壹 家 上下 鍛 冶 長 太 郎 歳三拾七

此者海部郡穴喰村々上下に參鍛冶仕居申候毎年御役米海部郡に而指上申候

元文三年麻植郡東川田村棟附人數御改帳 歳七拾九

小 家 平左工門從弟 勘 右 工 門 歳七拾九

此者安左工門義立木傳左工門様當村棟付御改之節百姓與三兵衛小家紺屋安左工門歳三拾壹此度寛文元年阿波郡東林村紺屋與次左工門弟子に罷成同七年當村に而紺屋壹分に仕同八年御役米指上所に居申與御帖に付上候處夫役被仰付夫役帖付に罷成小役御引被遊旨御付札御座候只今は御役米指上不申候今以紺屋仕居申候

前出の棟附帖の庄屋以下の村役人が誓紙の奥書與印で連帶責任を言盟し終に目附役即ち非違を糺す檢察官が列席して節目を糺し棟附改奉行の郡奉行が連署決定の証明を與へてある當代たりとも死者に鞭打つ分には行かぬ多くは死者の場合に出来る村役人等の異動の時新任の村役人（全部でない仮令一人の異動でも）現在の棟附帖を再調の上清書して提出し其責任を明かにしたものである百姓等の一般的の棟附帖を平帖又は總帖といふ

上に屢々見る棟附帖は今の戸籍の如く其身分を重んじ記帖を異にし其家其ものゝ如何は永く傳へしめるものでなく戸主が替れば先主の時には如何うであつたか判らないやうである詰り一代限りの記載を本旨として居るか棟附帖は其の身分を重んじ古くは郡代奉行（又は郡奉行）の支配を受けざる所の格式あるもの即ち郷住の士分及び其の別家厄介其家來其外藩士譜代家來の如きものを記帳した之を浪人帖原土帳譜代帳に分つて居つたが文化以降からは約めて記帳し支配外帳（村役人の）と稱するに至つた此外帳と所謂棟附帖とを區別する爲めに棟附帳の方を總帳又は平帳とも稱した此外帳の内の譜代家來は主家より住家地の村役人に居手形を送つて郡代奉行支配外の身分となつた居手形は何人にも要するが其文段は「右は何々方譜代御家來勝手を以て其村に全住居々宗門に改共諸事於屋敷申付候依而居手形如件」にて庄屋五人組宛である次に出すべき支配外帳中に住居手形指出云々あるは全くそれである稼手形も百姓が稼の爲めに參つたが身許不明ではよろしからず身許証明の爲めに貰つたもので主旨に於ては住居手形即ち居手形と同様である又譜代家來とは臣下の數代其君に仕ふるものゝ稱である文化度西川田村支配外帳に原土といふがある

將卒役令に

一原土と云は阿州地付土にて天庸（四代忠英）様御代御國御巡見被遊之時田地に開き申原有之に付其時の御供御家老長谷川氏其趣申上笹山彌五工門井上理三兵衛彌次郎佐藤五郎兵衛此四人に下され是を切開きし祿とすべしと被仰付しにあり始めて原土の名起れり夫より追々此類ありて十五人程も有しが剛漢御代より多くなりて今本家と云は六十人小家共百二十人程に成たり格式は郷高次の次庄屋の上にある剛漢（五代光隆）様御代には少し様子もよくて御目見も仕り天庸様御葬送の時も罷出しかども其後は御目見も御巡見の砌其所御通り掛けに野合にて被仰付操山（七代綱矩）様御葬送の節罷出候儀願候へ共不被仰付仁良様御國被御聞被成し時御家老下士の高取並と長谷川家より御願上りけれども紙面は御預りにて難仰付筋なれば其儘に致置候様にと御意被成御成下り無かりし也

一右原土は長谷川家拜知先にて殊に長谷川家小身なる故與力の御心にて直に長谷川家に御付なされ今以長谷川家の構也則長谷川家の下士の内兩人是れ支配するなり

一御陣の時は長谷川家の一手へ備へ此時は却て外下士よりは様子よきなり上よりも此原土有之に依て組士を外よりは一組御減少にて御組付なり依て原土の一組を鐵炮の次に立て鎗備とするなり組士と同斷なり則右士左原土と立事なり尤今は多勢に成たれば馬廻りの自分備へも立てる事なるべし座備にて右の通りなる故理前にも此鎗備一組は役長柄より先に立なり小屋は自分小屋なり但此時付て出る原土の頭は裁判人なる故に座備にても歩立にて外下士並にて諸本組頭の指圖になるべし

井後常之丞は同宇右工門の小家格らしい而して厄介とは直接家來格ではないが本家の勢力範圍内の者とも支配外に取扱はれた文化五年東川田村棟附帳に御藏山伏福壽院の小家長藏は長谷川朝之丞構御家來とある世話をうけ保護する家來の義である

文化五辰歳麻植郡東川田村棟附人數御改帳

一壹 家 御藏百姓 新 助 歲四拾八

壹 人 新 助 弟 利 兵 工 同四拾貳

此者八ヶ年以前江洲へ罷越只今大津に而借宅仕藍染職仕相稼居申に付奉願稼御手形頂戴仕候
(中 略)

牛 壹疋 御藏百姓 新兵工忌外 新 兵 工 歲四拾八

此者本家新兵工同斷上り知に相成候に付此度御藏百姓と付申候尤八ヶ年以前勢州へ罷越只今山田に而借宅仕日履稼仕居申に付奉願稼手形頂戴仕候右之仕合當村に家無御座候

文化五辰年麻植郡西川田村棟附人數御改帳
小 家 御藏百姓 辰之助從弟 喜 右 工 門 歲五拾三

此者文化五辰年市中西新町江罷越相稼居申に付奉願稼御手形頂戴仕居申候右之仕合當村に家無御座候

文化五辰歲麻植郡東川田村棟附御改御支配外帳

一壹 家 長谷川朝之進様御譜代御家來 吉 田 佐 郎 右 工 門

右者先祖辨藏儀元文三午年當村棟附御改之節御譜代御帳付御家來に而右以來當村に住居仕居申候

一壹 家 右御同人様御譜代家來 吉 田 太 兵 衛

右者先祖太兵衛儀元文三午年當村棟付御改之節御譜代御帳付御家來に而右已來當村に住居仕居申候

一壹 家 右御同人様御譜代御家來 伊 勢 之 助

右者先祖辨右衛門儀元文三午年當村棟付御改之節御譜代御帳付御家來に而右已來當村に住居仕居申候

一壹 家 右御同人様御譜代御家來 利 三 郎

右者先祖新右衛門儀元文三午年當村棟付御改之節御譜代御帳付御家來に而右已來當村に住居仕居申候

一壹 家 右御同人様御譜代御家來 牧 次 郎

右者先祖膳兵衛元文三午年當村棟付御改之節御譜代御帳付御家來に而右已來當村に住居仕居申候

一壹 家 右御同人様御譜代御家來 吉 右 衛 門

右者先祖權藏義元文三午年當村棟付御改之節御譜代御帳付御家來に而右已來當村に住居仕居申候

一壹 家 右御同人様御譜代御家來 菊 三 郎

右者前書吉右工門弟に而享和戊午年別家仕當村住居仕居申に付御主人様々住居手形御指出被成御座候

一壹 家 右御同人様御譜代御家來 横 田 伊 右 工 門

右者先祖源助儀元文三午年當村棟付御改之節御譜代御帳付御家來に而右已來當村に住居仕居申候

一壹 家 稻田祐之助様御譜代御家來 住 友 貞 助

右者先祖慶兵衛儀元文三午年當村棟付御改之節御譜代御帳付御家來に而右已來當村に住居仕居申候

一壹 家 長谷川朝之進様御譜代御家來 吉 右 工 門

右者先祖代々御譜代御家來に而右御主人様々住居御手形御指出被成當村に住居仕居申候

一壹 家 右御同人様御譜代御家來 原 田 源 八

右者根元長谷川近江様頭入百姓に而御座候處安永四未年金子指上其身迄朝之進様御譜代御家來に被仰付

一壹 家 右御同人様御譜代御家來 原 田 嘉 六

右者親真佐之助事勘右工門儀根元長谷川近江様頭入百姓に而御座候所安永五申年金子指上其身迄朝之進様御譜代御家來に被仰付

一壹 家 右御同人様御譜代御家來 住 友 眞 佐 助
右者親泰助儀長谷川近江様頭入百姓に而御座候所安永四未年金子指上家族並下人共朝之進様御譜代御家來に被仰付右御主人様々住居御手形指出被成當村に住居仕居申候

一壹 家 右御同人様御譜代御家來住友眞佐助下人 順 八

右者前書眞佐助下人に而御座候所眞佐助親泰助義前書之通御家來に被仰付に付此度右之通付上申候仍而眞佐助御主人朝之進様々住居御手形指出被成當村に住居仕居申候

一壹 家 蜂須賀堅之丞様御譜代御家來 山 田 喜 三 兵 衛

右者根元長谷川近江様上り知先規奉公人に而御座候所文化九申年堅之丞様御譜代御家來に被仰付右御主人様々住居御手形指出被成當村に住居仕居申候

一壹 家 蜂須賀悅次郎様御譜代御家來 松 村 泰 作

右者根元長谷川近江様上り知先規奉公人に而御座候所文化九申年悅次郎様御譜代御家來に被仰付右御主人様住居御手形指出被成當村に住居仕居申候

一壹 家 蜂須賀堅之丞様御譜代御家來 楠 川 大 左 工 門

右者根元長谷川近江様上り知先規奉公人に而御座候所文化九申年堅之丞様御譜代御家來に被仰付右御主人様々住居御手形指出被成當村に住居仕居申候

一壹 家 佐渡美濃様御譜代御家來 山 本 庄 兵 衛

右者根元長谷川近江様上り知先規奉公人に而御座候所文化九申年美濃様御譜代御家來に被仰付右御主人様御用人一宮太賀助殿三木竜左工門殿乾官兵工殿居手形を以當村に住居仕居申候

一壹 家 蜂須賀堅之丞様御譜代御家來 横 田 吉 郎 次

右者根元長谷川近江様上り知先規奉公人に而御座候所文化九申年堅之丞様御譜代御家來に被仰付右御主人様住居御手形指出被成當村に住居仕居申候

人様住居御手形御指出被成當村に住居仕居申候

一壹 家 佐渡美濃様御譜代御家來 井 田 辨 次 郎

右者當村御藏百姓に而家御座候所文政貳卯年美濃様御譜代御家來に御拜領被仰付右主人様御用人一宮太賀助殿三木竜左工門殿堤官兵殿居手形を以當村に住居仕居申候

一壹 家 稻田九郎兵衛御譜代御家來 佐 藤 清 次 郎

右者先祖佐藤喜三次儀當郡川田山元文三午年棟付御改之節御譜代御帳付先規奉公人に而御座候所淺次郎亡跡中天保三辰年御同人様先規奉公人御取分之節御譜代御家來に被仰付候段被仰渡仍而右御内御用人井關昇馬殿矢上韃殿堀江岡右工門殿住居手形指出當村に住居仕居申候

一壹 家 右御同人様御譜代御家來 佐 藤 長 藏

右者先祖佐藤庄藏儀當郡川田山元文三午年棟付御改之節御譜代御帳付先規奉公人に而御座候所天保三辰年御同人様先規奉公人御取分之節御譜代御家來に被仰付候段被仰渡候仍而右御内御用人井關昇馬殿矢上韃殿堀江岡右工門殿住居手形指出當村に住居仕居申候

一壹 家 右御同人様御譜代御家來 佐 藤 熊 作

右者先祖佐藤團右工門儀當郡川田山元文三午年棟付御改之節御譜代御帳付先規奉公人佐藤兵助三弟に而右御改後當村へ罷越別家仕居申祖父兵藏代天保三辰年先規奉公人御取分之節御譜代御家來に被仰付候段被仰渡候仍而右御内御用人井關昇馬殿矢上韃殿堀江岡右工門殿住居手形指出當村に住居仕居申候

一壹 家 右御同人様御譜代御家來 佐 藤 竹 藏

右者先祖佐藤喜和之丞當郡川田山元文三午年棟付御改之節御譜代御帳付先規奉公人に而御座候所兄万藏代天保三辰年御同人様先規奉公人御取分之節御譜代御家來に被仰付候段被仰渡候仍而右御内御用人井關昇馬殿矢上韃殿堀江岡右工門殿住居手形指出當村に住居仕居申候

一壹 家 右御同人様御譜代御家來 佐 藤 竹 藏

右者先祖佐藤喜和之丞當郡川田山元文三午年棟付御改之節御譜代御帳付先規奉公人に而御座候所兄万藏代天保三辰年御同人様先規奉公人御取分之節御譜代御家來に被仰付候段被仰渡候仍而右御内御用人井關昇馬殿矢上韃殿堀江岡右工門殿住居手形指出當村に住居仕居申候

一壹 家 右御同人様御譜代御家來佐藤竹藏下人 益 助
右者先祖三十郎儀當郡川田山元文三午年棟付御改之節前書竹藏先祖喜和之丞下人に而御譜代御帳付之者に御座候而代々下人居に罷在候竹藏儀前書之通御家來に被仰付候に付此度右之通付上申候仍而右御内御用人

一壹 家 右御同人様御譜代御家來 佐 藤 藤 藏

右者先祖佐藤銀兵衛儀當郡川田山元文三午年棟付御改之節御譜代御帳付先規奉公人に而御座候所養父貞兵衛亡跡中天保三辰年御同人様先規奉公人御取分之節御譜代御家來に被仰付候段被仰渡候仍而右御内御用人井關昇馬殿矢上韃殿堀江岡右衛門殿住居手形被指出當村に住居仕居申候

一壹 家 右御同人様御譜代御家來 佐 藤 岩 藏

右者先祖佐藤膳次兵衛儀當郡川田山元文三午年棟付御改之節御譜代御帳付先規奉公人に而御座候所天保三辰年御同人様先規奉公人御取分之節御譜代御家來に被仰付候段被仰渡候仍而右御内御用人井關昇馬殿矢上韃殿堀江岡右衛門殿住居手形被指出當村に住居仕居申候

一壹 家 右御同人様御譜代御家來 佐 藤 貞 藏

右者前書佐藤岩藏弟に而嘉永六丑年別家仕居申御同人様御内御用人

一壹 家 右御同人様御譜代御家來 佐 藤 熊 三 郎

右者先祖佐藤銀之丞儀は前書佐藤岩藏先祖膳次兵衛弟に而元文中當村へ罷越別家仕居申所天保三辰年御同人様先規奉公人御取分之節御譜代御家來に被仰付候段被仰渡候仍而右御内御用人井關昇馬殿矢上韃殿堀江岡右衛門殿住居手形被指出當村に住居仕居申候

一壹 家 右御同人様御譜代御家來 佐 藤 夫 三 郎

右者先祖佐藤兵助儀當郡川田山元文三午年棟付御改之節御譜代御帳付先規奉公人に而御座候所親元惣代

天保三辰年御同人様先規奉公人御取分之節御譜代御家來に被仰付候段被仰渡候仍而右御内御用人井關昇馬殿矢上韃殿堀江岡右衛門殿住居手形被指出當村に住居仕居申候

一壹 家 右御同人様御譜代御家來 佐 藤 仲 藏

右者先祖佐藤林右衛門儀當郡川田山元文三午年棟付御改之節御譜代御帳付先規奉公人に而御座候所養父信之丞代天保三辰年御同人様先規奉公人御取分之節御譜代御家來に被仰付候段被仰付仍而右御内御用人

一壹 家 右御同人様御譜代御家來 佐 藤 茂 吉

右者先祖佐藤伊助儀當村川田山元文三午年棟付御改之節御譜代御帳に相付居申佐藤慶五郎貳弟に而右御改後當村へ罷越別家仕居申所親官作代天保三辰年御同人様先規奉公人御取分之節御譜代御家來に被仰付候段被仰渡候仍而右御内御用人井關昇馬殿矢上韃殿堀江岡右衛門殿住居手形被指出當村に住居仕居申候

一壹 家 右御同人様御譜代御家來 眞 鍋 藤 太

右者先祖眞鍋忠右衛門儀當郡川田山元文三午年棟付御改之節御譜代御帳付先規奉公人に而御座候處親彌與藏代天保三辰年御同人様先規奉公人御取分之節御譜代御家來に被仰付候段被仰渡候仍而右御内御用人井關昇馬殿矢上韃殿堀江岡右衛門殿住居手形被指出當村に住居仕居申候

一壹 家 右御同人様御譜代御家來 眞 鍋 市 三 郎

右者先祖眞鍋八郎左衛門儀當郡川田山元文三午年棟付御改之節御譜代御帳付先規奉公人に而御座候所親伊三郎代天保三辰年御同人様先規奉公人御取分之節御譜代御家來に被仰付候段被仰渡候仍而右御内御用人井關昇馬殿矢上韃殿堀江岡右衛門殿住居手形被指出當村に住居仕居申候

一壹 家 右御同人様御譜代御家來 眞 鍋 與 三 郎

右者先祖與左衛門儀當郡川田山元文三午年棟付御改之節御譜代御帳に相付居申眞鍋八郎左衛門惣領紋兵衛貳男に而右御改後當村へ罷越別家仕居申所親半太夫代天保三辰年御同人様先規奉公人御取分之節御譜

代御家來に被仰付候段被仰渡候仍而右御内御用人井關昇馬殿矢上韃殿堀江岡右衛門殿住居手形被指出當村に住居仕居申候

一壹 家 右御同人様御譜代御家來 眞鍋五郎右衛門

右者先祖眞鍋和平儀當郡川田山元文三年棟付御改之節御譜代御帳付先規奉公人に而御座候所養父角太亡跡中天保三辰年御同人様先規奉公人御取分之節御譜代御家來に被仰付候段被仰渡候仍而右御内御用人井關昇馬殿矢上韃殿堀江岡右衛門殿住居手形被指出當村に住居仕居申候
家數合三拾八軒

右者麻植郡東川田村棟付御改被仰付御家中様御譜代御家來相調帳面指上申所如件

文化五辰年四月

麻植郡東川田村庄屋	原	團	兵	衛
同村五人組	惣	兵	衛	
同	孫	兵	衛	
同	多	七	衛	
同	久	左	衛	
同	大	三	衛	
同	西川田村與頭庄屋	住友尉之助	郎	門

稻田武七郎様
渡部一左衛門様

右者此度棟付御改被仰付文化五辰年御帳面相仕立御見分奉請御座候所此節清帳被仰付奉畏候然る處右御見分後役儀御免死亡之者も御座候に付猶又私共重々相調清帳仕指上申處如件

麻植郡東川田村庄屋助役 高尾莊十郎

同村五人與	高尾	淺次郎
同	原田	源三郎
同	藤田	龜吉郎
同	小林	藤三郎
同村與頭庄屋	原爲	十郎

右之通相改置今度帳面相極處如件

文化五辰歲麻植郡西川田村棟附御改御支配外帳

一壹 家	原	士	井後	宇右衛門	殿助
一壹 家	井後	宇右衛門	譜代	家來	
一壹 家	右	同	與	八	
一壹 家	井後	宇右衛門	別家	厄介	
一壹 家	原	士	井後	常之	亟殿
一壹 家	金山右	之作	殿	譜代	家來
一壹 家	右	同	八	藏	
一壹 家	金山右	之作	殿	別家	厄介
一壹 家	御林	目付	山尾	繁之	亟殿

右者先祖山尾平助享保五子年御支配外御帳付に而代々當村に住居仕居申候
一壹 家 稻田九郎兵衛様御譜代御家來 住友喜左衛門
右者先祖代々御譜代御家來に而右御主人様御内御用人中居手形を以當村に住居仕居申候
賀島長門様御譜代御家來 當郡瀬詰村住居佐藤左次兵衛下人

一壹 家

右者先祖代方當村へ罷越長門様御内御用人中居手形を以當村に住居仕居申候

力 助

一壹 家

増田鐵次様御譜代御家來

杉 本 虎 次 郎

右者親眞佐右衛門代御山下方罷越御譜代御家來に而右御主人様方住居御手形御指出被成當村に住居仕居申候

一壹 家

折下小五郎様御譜代御家來

佐 藤 權 平

右者安永年中方當村へ罷越御譜代御家來に而右御主人様方住居御手形御指出に成當村に住居仕居申候

一壹 家

酒部舍人様御譜代御家來

尾 坂 平 次

右者前名源五と申節寛政年中方當村へ罷越御譜代御家來に而右御主人様方住居御手形御差出被成當村に住居仕居申候

一壹 家

右御同人様御譜代御家來

植 田 久 米 八

右者親治郎右衛門義當村御同人様頭入百姓源兵衛總領に而御座候所安永五申年金子指上其身並に弟圓次郎共舍人様御先代春五郎様御譜代御家來に被仰付右御主人様御居手形を以當村に住居仕居申候

一壹 家

稻田九郎兵衛様御譜代御家來

佐 藤 虎 三 郎

右者先代佐藤重助儀當郡川田山元文三年棟附御改之節御譜代御帳付先規奉公人に而御座候處親武吉郎代天保三辰年御同人様先規奉公人御取分之節御譜代御家來に被仰付候段被仰渡候依而右御内御用人

家數合拾六軒

右者麻植郡西川田村棟附御改被仰付原土並御家中様御譜代御家來相調帳面指上申所如件

文化五辰年四月

麻植郡西川田村與頭庄屋 住 友 尉 之 助
同 村 五 人 與 長 左 衛 門

同 同 同 同
周 助 左 工 藏
直 右 衛 門
新 右 衛 門

稻田武七郎様

渡部一左工門様

右者此度棟附御改被仰付文化五辰年御帖面相仕立御見分奉請御座候處此節清帖被仰付奉畏候然所御改後役義御免と死亡之者も御座候に付猶亦私共重々相調清帖仕指上申處如件

慶應元丑年十月

麻植郡西川田村與頭庄屋

住 友 治 五 郎
住 友 會 八 郎
岸 上 與 八 郎
池 本 助 之 丞
西 條 増 之 丞
佐 々 木 佐 藏
同 三 木 柳 次 郎
同 土 肥 昇 平 郎
同 平 太 郎

右之通相改置今度帖面相極處如件

同じく別帳で郷土に準ずる格式で純粹の士分ではないが文化年間に新設せられた身居で苗字帯及御免は勿論で家來を有することまで免された此家來となつたものは名子や出入の者等である此格のものは那賀郡南荒田

野森氏に建置浪人同郡に和田島村に郷侍といふのがある此二つは或は少々格の低いのであらうが平帖に收めてある原田家は献金が主で此事は献金の所に書いた文化五辰歳麻植郡東川田村郷士格棟付御改帖

一 壹 家

原 田 辰 次 郎殿

右者根元長谷川近江様頭入に而御座候所寛政三亥年上り知御藏百姓に相成居申末棟附清帖不被仰付内天保貳卯年金子指上候奇特に付夫外郡付浪人に被仰付同七申年心得宜奇特に付小高取格に被仰付同九戌年金子指上候奇特に付小高取に被仰付居屋敷高三石被下置御座候所嘉永七寅年兼々御國恩之儀厚相辨罷在御人御用旁此後郷士格に被仰付候に付別帖に相仕上申候

右者此度棟付御改此節清帳に郷士格相調帳面上申所如件

麻植郡東川田村與頭庄屋	原 爲 十 郎印
同 村 庄 屋 助 役	高 尾 莊 十 郎印
同 村 五 人 與	高 尾 淺 次 郎印
同	繁 右 衛 門 郎印
同	原 田 源 三 郎印
同	藤 田 龜 太 郎印
同	小 林 藤 三 郎印

右之通相改置今度帳面相極處如件

本村内の棟附の平帖中で一番格の高いのは郷中小高取である徳島城下の高取といふより起つた言葉で郷高取ともいふ將卒役令中に郷高取と題して

一、郷高取は本郷國付の者にて昔は一部或は二三ヶ村を領し小城の主にて有りたり依て家來も多く持有之

也當時は大西御代官支配也

一、今は三十石、五十石、七十石、百石までの高を被遣御出陣の跡御國被仰付也此時百姓も能隨ふ爲庄屋役を被仰付有之

一、人數御定は無之但弓鐵砲人數書付の上指上有之由也

一、祖谷に八人其外佐野一字美馬三好邊にて都合二十人許も有之也大野百石石川八十石伏屋三十石等皆郷高取也專佐野口の固め也但郷高取は大西御代官の支配なるべし

一、御巡見の節は於御止宿の村夜分廻番相勤其時は鎗を持す也

之れならば美馬三好兩郡の西方にあつて他にない而して位置の關係上大西即ち今の池田に在る代官の所管にあるは當然である然る所其後勤功とか献金に依り郷中小高となつたものも多い原田家小高取のことは前に出したので其高を出す

一 高三石

麻植郡 東川田村

元米貳石四斗壹升三合四勺九才

内麥壹石六斗八升九合四勺四才

但麥元米石に七斗懸

内米壹石八斗五升三勺五才

中糞綿三拾四匁八分六厘

右は同村原田辰次郎小高三石被下置候に付當亥年御年貢引

一米壹石八斗五升三勺五才

同 郡 東川田村

右者同村原田辰次郎義昨戌十一月居屋敷高三石被下置候に付右員數之通御年貢上納通當亥年被返下筈

文化元子年初秋郷高取御用相勤候跡書並に諸事先年々之仕成覺書 (住友氏藏書)

- 一馬 騎 壹 人 自身
- 一鎗 持 壹 人 右同斷
- 一鐵 砲 貳 人 大小
- 一沓 竜 壹 人
- 一具 足箱 壹 人
- 一人 足 貳 人
- 一傘 持 壹 人
- 一馬 捕 貳 人
- 一若 黨 三 人
- 一挾箱 持 貳 人
- 一小 荷駄 壹 人
- 陣笠羽織 大小
- 鄉付壹人

合拾七人

但陣笠迄惣赤金の小持筋

右は明曆四戌年七月稻田三郎兵衛殿林大學殿野々村左門殿を以以來右御定之人數に而可爲御軍役旨御意之旨被仰出候

右は三好郡山城谷大野三郎左工門方に御書附有之寫し

一高被下置候御先年は御證文諸士並御直御證文被下置古き統類共は不殘所持仕罷在候且水帳之儀も諸士並御藏所が殿當に而御渡被成候

一御加増高御指紙に而御渡被成候夏は六月十日冬は霜月十日諸士並京外に而御渡被成候

一郷分へ相懸り候御用被仰付出郷仕候節は御加扶持方三人御扶持外に壹人御扶持方詰夫へ請取相渡申候但詰夫等之義も御家中並御渡被下來候

一太守様御巡國被爲遊候御砌於御本陣に火之御手當て巡番御用相勤來候尤其節肩白之火事羽織着仕若黨小者召連相勤候勿論右家來火事羽織着仕らせ召連候

右は古き統類先年か相勤來候

一上々様御祝儀事御座候御砌は統類一統名書目錄以御看指上言上仕來候

右御答之書狀左之通

千松様御誕生被遊爲御祝儀飛脚並御看一折御指上披露申候所御満足に被爲思召旨兩人方か相心得可申遣候御意に候恐々謹言

三月十五日

尾關源左衛門 榎原忠左衛門

統類連名殿當て

千松様に爲御祝義御看一折被指上則遂披露目錄を以

光隆様に懸御目候所御満足に被爲思召候拙者方か相心得可申遣旨爲御意如此に候恐々謹言

三月十四日

穂積金左衛門

統類連名殿當て

今度

若殿様御誕生爲喜悅家來田村奎太夫方迄去る三日之御連荒之見分しめ被仰越千松様被爲出來上下之恐悅不過之候誠に各目出度被存方無余義存候將亦御歸國も近寄申候近々令御供其節可申述候恐々謹言

三月十五日

長谷川主計

統類連名殿當て

去る三月八日兩通之御狀相達拜見申候千松様御袴被爲召初候爲御祝儀光隆様に御看被指上遂披露候處御満足に被爲思召拙者方か相心得可申遣旨御意に候

一前様は御酒湯被爲懸候御祝儀

光隆様は何れも御看上り不申候に付御看代銀此度返進申候恐々謹言

二月廿九日

尾關源左衛門

統類連名殿當て

預舟過分に存候

光隆様御任官殊被爲替御名何れも大悦各同前御暇之御時分近日に□□る上り可申述候間早々恐々謹言

三月三日

長谷川越前

統類連名殿當て

尙又御目見へ仕候嫡子明も此旨申渡候

一筆申入候然は今月十八日爲上使戸田山城守殿御出御入國に御暇被進其上品々御拜領被遊誠以目出度候事不
過之候面々奉承知恐悦可被仕候也

五月廿九日

西彌次郎

統類連名殿當て

右之外先年々之書狀數通有之候へ其余は總略相寫可申候

一統類本人相果候を以拜知高居宅指出帳面左之通相認め統類を以指出申等尤嫡子御目見不仕内に本人相果
候は統類右帳面相認め指出申事右帳美濃紙に而としめを以張表に印ニツ裏に同壹ツ上書如此

年號

何野何右衛門拜知高指出帳

月日

一高何拾何石

此物成何拾何石

内何石何斗

何野何右衛門へ被下置候拜知

何々に被召上分

同何石

何米被召上分

殘而何拾石何右衛門所務仕候分

一居宅梁行

何間

一同桁行

何拾軒

一戸數

何拾枚

一障子

何拾枚

一唐紙

何拾枚

一門長屋

何間に何間

右者同名何右衛門去る何日病死仕候に付被爲下置候拜知高並居宅相改指上申所相違無御座候以上

年號 月日

何野何右衛門

何野何右衛門様

一嫡子未御目見へ不仕節は統類高並居宅は本文之通相認め何右衛門去る何日病死仕候處伴何兵衛義未御

目見不仕候に付右何右衛門に被爲下置候拜知高物成居宅相改指上申所相違無御座候以上

年號 月日

何野何兵衛

當て右同所

文化五辰歲麻植郡東川田村棟附人數御改帖を出す

一壹家

小高

取住

友彦

兵衛

歳三拾壹

此者根元長谷川近江様頭入に而先代庄屋役被仰付相勤祖父膳之丞儀與頭庄屋役被仰付相勤居申所明和

五子年金子指上右御給人御頭御拔出居屋敷高貳石六斗被下置郷中小高取に被仰付旨御當職様御下知之御

趣御郡代佐和壽作様より被仰渡右御書付之御寫頂戴仕候且彦兵衛儀は膳之丞同家之弟十郎助伴に而前名

義次郎と申養父膳之丞儀養子順藏有之候得共病身に而家難相立に付寛政四子年家督相續之養子に奉願候

處御聞届被仰付順藏儀者退身仕跡に相續被仰付旨御當職様御下知之御趣被仰渡膳之丞家督相續仕居申候

壹人

同人

兄順

藏

同四拾壹

此者板野郡西分村小高取三木久米太兄に御座候處養父膳之丞男子無御座天明年中内分養子に相成居申此度棟附御取調に付不引着の段奉恐入有体申上居懸り養子に奉願候處御詮義の上御別義を以御聞届被仰付阿波板野御郡代井村吉兵衛様岩田牛太様より御暇御証文頂戴仕膳之丞相續養子に罷成候

小 家

御藏百姓 住友彦兵衛忌外 儀 市 郎 郎

歲五拾四

此度父龍左工門儀は本家住友彦兵衛祖父膳之丞從弟に而元文三年棟附御帖に小家と相付居申明和五子年本家膳之丞小高取に被仰付候節前身小家忌懸並下人の者迄も御調被仰付龍左工門忌懸りに付夫役御引伴共は夫役御引不被下旨御奉行津田勘兵衛様より右調帖面に御奥書被仰付有之龍左工門病死同人子儀市郎打續庄屋役相勤罷在候處安永九年役儀御召放の節御奉行江口左工門様より儀市郎夫役引來の通被仰付旨棟附御帳に御付紙被仰付本人無役に罷在候此度御取調に付右の運申上候所御詮議の上夫役引來りの通御居被仰付候且本家同斷根元長谷川近江様頭入に御座候處寛政三亥年上り知に付此度御藏百姓に付上申候

(下 畧)

奉 □ 覺

此度當村棟付清帳被仰付に付水□□筋之等申上候様被仰付奉畏候隨而先祖□□被成置左に奉申上候一先祖小笠原五郎左衛門尉長政東國下野國足利郡土井郷住友村に居城仕嫡子政直以在名性を土井と改土井内藏頭と相名乘其後足利尊氏公に相隨京都に住居仕猶又延元年中細川形部輔頼之四國管領之時屬簇下彼地に移頼春依命讚州寒川郡居城仕候其以來代々軍功有之於三國所領加増仕先祖長政八代孫土井五郎左衛門尉正員代至天文命中管領依命御國麻植郡川田村へ移住仕知行所於川田村三百貳拾貫土州古茂田庄一圓讚州三木郡一郡右三ヶ所領仕其子土井與三郎正守並に家臣入交長左衛門宮内小七郎淺香新右衛門尾崎新七諸共於一ノ宮合戰之節戰死仕候正守男子無之從弟與一左衛門尉正勝養子に仕其後由緒を以氏を住

友と改住友與一衛門尉と相名乘京都在番中長曾我部元親襲來合戰に及候得共幼男並家人迄に而不能防戰退城に相及此時代々之所領元親之ために相矣候其後正勝戰死仕嫡子住友五郎右衛門正家幼少に而縁者同郡三ツ木村三木何某之預り養育成長之上舊領之地故川田村へ罷越住居仕嫡子藤十郎正富二男三十郎正次出生仕候

一住友藤十郎正富後住友彦兵衛と改名仕天正十三年

瑞雲院様御入國被遊候節板野郡岡崎村迄御迎爲可申上罷越候所遠路參上仕候段御満足被遊家筋御尋被遊候に付先祖之次第奉申上候所御供被仰付渭津迄罷越於御城内改て御目見被仰付御結構之

御意相蒙難有奉存候同年八月御國中在々爲御仕置御目附兼松惣右衛門様六代尙兵衛様黒部兵助様被成御越御見分之處那賀郡仁宇山名西郡大栗山之者右兩處にて一揆相企多人數に而御防難被成惣右衛門様右大栗山之内金泉に而御生害被成引移麻植郡木屋平村松家上野介同郡川井村梅津左馬之丞大栗之者共申談徒黨取結右御兩人様にも惣右衛門様御同様相拒可申体に相見へ候所右上野介弟松家伊賀同郡三ツ木村三木兵衛亟一揆に同心不仕御兩人様へ御味方仕に付私先祖住友彦兵衛弟住友五郎衛門阿波郡伊澤村伊澤志摩三人之者御加勢御願之義被仰付候奉申合即刻彼地へ馳付相働一揆之者共追拂御兩人様無恙御引取被成候依之彦兵衛五郎右衛門志摩三人

御城へ被召出

御目見被仰付此度之働御感被爲思召候御趣を以三人之名御當の

御感狀頂戴仕難有

御意相蒙無間仁宇大栗木屋平三ヶ所御鎮定として樋口内藏様御越し被成砌三人被召連於彼地御用筋被是相勤山中穩に靜申候同年九月十五日彦兵衛被召出

御目見被仰付川田村政所に被仰付候上此後名西麻植兩郡御境目固御用被仰付御趣被仰今以右心得に罷在

候尤御感狀火難に而焼失仕奉忍入候
一右以來不抱役義御年頭

御參勤御發駕并御歸城御目見代々被仰付來候私より七代己前元祖住友善之亟東西川田村美馬郡拜村野山
出入御裁許成居申

御目見の儀八拾三ヶ年不被仰付候所村中へ相懸候出入の義數年

御目見不仕段奉忍入に付先規の通被仰付被爲下度奉願候處御開届の上享保十己丑年五月朔日御郡本庄官
左衛門様より御書付被下所持仕居候

一天正十三年先祖彦兵衛政所役被仰付候以來代々無間斷貳百年余相勤且御國中に與頭庄屋始て御居被仰
付候砌九ヶ村與頭庄屋に被仰付候以來他郡迄も大事出入諸御用等代々相續相勤罷申所享和年中役儀御免
被仰付候

一愈上り空地新開亦是往古川成床開場等元和十年より寛保元年迄廿一ヶ度御檢地被仰付度毎右御用無間
斷出精相勤居申候

一川田村の儀は廣き村柄にて吉野川筋壹里餘も引請上郡から突當てにて洪水の度毎勤農御普請所連年大
破に相及其上山分五ヶ村より流出す山川筋凡貳拾町余も村方へ引請是又出水の節堤左右へ押切田宅等は
不及申人馬數多流出仕候懸り御普請大場の上水勢強難防塲所先代々の者彼是裁判村中百姓とも相進め
精々自力指加へ御普請手堅能成近年は流家流死等無御座候

一明和五子年先祖より家筋勤功中上其上爲冥加銀子三拾貫目奉指上身振の義奉願上御開届被爲仰付高貳
石六斗被下置郷高取に被仰付冥加至極難有奉存候然所文化十三子年住友彦兵衛代家事不治りに付被召放
御暇被下置奉恐入候其節舊家の義故御別紙を以近親麻植塚村佐藤孫三郎三男麻之助へ家督相續被仰付新
に高壹石三斗被下置重疊有難奉存候然所麻之助儀早世仕に付無據弟の私義奉願上麻之助家督相續養子に

被仰付候
右は私先祖より成立の運並御用勤振の次第有増書記指上申候間棟付御帳私左書き御書加へ被仰付候品も
御座候はゞ清帳被仰付候御砌御仁愛を以可然様被仰付被下候はゞ難有仕合に奉存候仍而右之段書付を以
奉申上候以上

文政十亥年六月
東川田村小高取 住 友 虎 藏

原田家も段々立身しても初めの小高取は其格取扱ひで所謂准小高取であつたが此度本當の小高取になつた
覺 麻植郡東川田村小高取格 原 田 辰 次 郎

右之者儀此度甲州川々御普請御用被蒙仕候に付御國恩爲冥加金子指上且平素救助之志厚勤農御普請に付
裁判役申付候節窮民共相勞仕候に付都合相速取越等彼是奇特に心得尤之事に候依之向後小高取に申付
居屋敷高三石被下並御上下壹具被下候條此段可被申付候己上

右之通御當職御書付を以渡被候に付令寫差遣者也
天保九戌年十一月 赤川三郎右工門印

原田辰次郎拜領高義居宅相改帳
東川田村小高取 原田辰次郎とのへ
武市増助

一高三石
成米壹石八斗五升三合五勺 原田辰次郎被下置候拜領高

一居 宅 但三間梁桁行八間 瓦葺庇付

一座 敷 但貳間半梁桁行五間半 瓦葺庇付

一門 但半間梁桁行五尺 瓦葺

原田辰次郎被下置候拜領高

原田辰次郎被下置候拜領高

原田辰次郎被下置候拜領高

原田辰次郎被下置候拜領高

原田辰次郎被下置候拜領高

原田辰次郎被下置候拜領高

原田辰次郎被下置候拜領高

原田辰次郎被下置候拜領高

原田辰次郎被下置候拜領高

原田辰次郎被下置候拜領高

原田辰次郎被下置候拜領高

- 一 湯殿 但貳間梁桁行四間 瓦葺
- 一 門 但壹間梁桁行貳間壹尺 瓦葺
- 一 土藏 但貳間半梁桁行六間 瓦葺
- 一 納屋 但貳間半梁桁行拾間半 瓦葺
- 一 同 但貳間半梁桁行拾四間 瓦葺
- 一 同 但參間梁桁行拾三間 瓦葺
- 一 長屋 但壹間梁桁行八間 瓦葺
- 一 同 但壹間半梁桁行五間半 瓦葺
- 一 廐 但貳間梁桁行貳間半 瓦葺
- 一 樹木 拾本 一戸 八拾四枚
- 一 障子 七拾貳枚 一襖 五拾枚

右者原田辰次郎義十月朔日病死仕候承祖小次郎未御目見不仕候に付拜領高並居宅私相改指上申候以上

安政三辰年十月六日 武市増助(由秋(花押))
赤川三郎右工門殿

覺 麻植郡東川田村小高取 原田辰次郎
右之者儀地盤相應相暮別而寫實に而物事實意に取計候處より村内一板氣受宜殊に勤農御普請之儀に付而は平素厚相心得年々多分之自力加へ疼之を受取繕既に一昨年之儀は近年無之大破に而大數之御入目に候處扣地高に相懸候自力割符之外に不少御手傳仕一板之氣分引立に相成自力出精仕候様相至り老年に候得

共御普請處に打詰才判仕候處より出役人夫之者共歸服方も宜村内一和之御普請に相成手堅出來成候段彼是心得宜尤之事に候依而米五俵被下候條此段可被申付候以上

二月十一日
右之通阿波麻植勤農引除御郡代江御當職御下知有之候に付寫遣者也
弘化五申年二月 赤川三郎右工門御
麻植郡東川田村小高取 原田辰次郎とのへ

上に見たる御目見は一種の家格として大にほこるべきものである之れは御年頭に御城内へ登參して藩主に御祝儀を申上げるのである同じく御目見でも原士は御巡見の砌其所御通り掛けに野合にて被仰付云々ある

右は此度郷士格と被仰付御郡代支配其儘に而押立候御用之節は槍をも可爲持中小性以下縁組不苦年始御歸國 原田辰次郎

御目見之義郷分
御目見之節下焚火に而列居御奏者披露之事
右之通被仰付候は第一漂流船御手當專之事に候條萬一御用節は家別れ之者を始家來下人に至迄召連屹と御用相勵可相勤事
此度別席 御目見被仰付候御間席之儀正月三日下焚火之御間におゐて被仰付候條右様相心得可申事
麻植郡東川田村小高取 原田辰次郎
麻植郡東川田村小高取 原田辰次郎

御書付寫 麻植郡東川田村小高取 原田辰次郎
右之者兼々御國恩之儀厚相辨罷在候趣に付御人御用旁此後郷士格に被仰付御郡代支配被仰付候尤も其余諸事先達而郷士格被仰付者共同斷被仰付候

但他國賣場出店杯へ罷越候義を始諸方懸合向等之義に付ては諸事は迄之身振同様と心得罷在不苦候事

六月三日

御隠居様江御家中之面々年中壹度

御目見之儀昨年以來何卒御目見被仰付下候様内願有之面々儀も前内願面々同様

御目見申被開儀御了簡之事

五月廿八日

原田辰次郎

頃日御下知申渡候御米指紙來る十九日相渡義候條逗留いたし御役場へ可罷出候

但明後日御書付寫も相渡候事

二月十七日

麻植郡東川田村小高取 原田辰次郎

私儀此度郷士格被仰付御郡代支配被仰付其余諸事先速郷士格被仰付候者共同斷被仰付候御趣被仰出難有仕合に奉存候右御案内申上候

口上之覺

(住友豐藏氏藏)

- 一、私家筋之儀別紙申上通役儀相放天正拾三年以來御目見被仰附候然所一旦中放仕候に付役義不相抱御目見仕來候趣意奉願御開届被爲遊御目見被爲仰付別紙御証文頂戴仕候
- 一、私儀幼少に而親慶之進に相放候に付役儀末家右者後見被仰付役儀相續仕候處私儀半元仕候に付去る丑年家筋御目見被仰付下度旨奉願候所翌寅年被爲開届御目見被爲仰附則別紙御証文頂戴仕罷在候
- 一、去る己正月上旬御郡御奉行様より被仰出候は御上御勝手御不如意に付指上候者は永々八人御扶持方被下置百姓は貳歩役並脇指帶仕儀御赦免被仰付候旨被仰出候右に付私儀家筋勤功申立別紙之通奉願上候然所何之被仰出義無御座候に付當二月別紙追紙面指出御座候宜御演說被遊被下候者難有奉存候以上

午 十 二 月

東川田村組頭庄屋 住友善之丞

郷鐵炮は阿波南方三郡は六組小頭六人で那賀郡に二組加島長門預りで一組二十一人元來郷鐵炮は國境其他要害防備の爲めに郷鐵炮を配置した孰れも銃卒即ち歩兵の役目で海部郡輛大里方面のそれは扶持方取で他は切田僅かと附せられたもの少數で多くは無高であつた共に非常の軍事の外に平時は火事出水等の防備に當つた此株は賣買が出来た梶原和平は此株を名西郡神領村上野平次より譲受けた

小 家	治五右工門甥	甚	治	郎	歲拾六
壹 人	甚治郎親郷鐵炮	忠	兵	衛	同五拾

文化五辰歳麻植郡東川田村棟附人數御改帳

小 家 御藏百姓郷鐵炮 住友彦兵衛忌外 住友繁次 歲貳拾

此者本家彦兵衛前身の節別家仕申居に付此度御藏百姓と付申上候且先祖金十郎儀元文三千年棟附御改の節郷鐵炮と相付代々郷鐵炮役相勤居申候

(下 畧)

文化五辰歳麻植郡西川田村棟附人數御改帳

小 家 御藏百姓 善平忌外 郷鐵炮 梶原和平 歲六拾四

此者當郡山崎村御給人戸田半作様頭入百姓伴七四男に而前名眞佐助と申節當村御給人三澤小十郎様頭入百姓繁六後家男子無御座養子に仕度旨奉願御開届(中畧)且寛政六酉年奉願御開届の上名西郡神領村郷鐵炮上野平次より右郷鐵炮株讓請相勤居申候

(下 畧)

浪人株は郡附と郷附とがある浪人といふ義は前にあつた郡附浪人とは村役人の支配外で郡代奉行直附となつて保護せられる郷付浪人は與頭庄屋附で與頭庄屋以下の村役人に保護せられて主人も食祿もなき武士扱を受ける身分である兩浪人共に純粹の武士ではないが武士(侍)の扱を受けたものであるから苗字帯刀御免で本人と總領は村なれば夫役は免除せられる兩浪人共に無祿で郡付は又郡代直付の非役待といふのである郷付の方は郡代には所役人の手を経ずして直接に掛合ふことが出来た寛文十三年の次の御ろう人(浪人)は先規などの區分なき浪人で間人といふから元は來人であるされば主人食祿に離れた士分の意味の身居である
寛文十三年麻植郡西川田村棟附帖

高七石四斗二升

一 壹 家 御ろう人間人 善 三 郎 成より引て 歳五拾貳
壹 人 善 三 郎 子 八 右 工 門 同貳拾五

此者同郡別枝山庄右工門方へ本銀拾五拾五匁に寛文七年より八年切に賣申候

(下 畧)

文化五辰歳麻植郡東川田村棟附人數御改帖

一 壹 家 郷付浪人 佐 伯 鹿 五 郎 歳三拾

此度前書和太郎兄に而前書に申上候通父丹五義根元原士佐伯源藏殿祖父友右工門弟に而右構に罷在文化四卯年原士構浪人御取調の節御取放被仰付和太次義儀は百姓善五右工門株相立兄鹿五郎儀は丹五株相續仕度御引着の上双方家相立罷在候鹿五郎儀右懸りの者故郷附浪人に被仰付御座候尤根元夫外の者故壹家無役已後子弟別家仕候得共其者壹生の間夫役御免出生の俸共より夫役被仰付旨此度被仰渡候

(下 畧)

小高取の所に原田家は同格であつたといつたが同家は小高取格の前は郡附浪人であつた

覺

麻植郡東川田村郡附浪人 原 田 辰 次 郎

右の者儀平素行狀宜篤實成生質に而專窮民共救助仕遣村内勤農御普請處自力銀も多分引受且山分道筋嶮岨の場處道附替等仕其余陰徳の志厚趣相聞彼是奇特の事に候依而此後小高取格に申付候條此段可被申付候已上

九月十八日

右の通御當職御書付を以而被仰渡候に付寫指遣者也

天保七申年十月七日

赤川三郎右工門
東川田村小高取格 原田辰次郎とのへ

覺

(原田純一氏藏)

麻植郡東川田村御藏百姓 辰 次 郎

右の者儀此度御國恩爲冥加金子指上候段寄特の心得尤の事に候依之此後夫外郡付浪人に申付小家利喜藏弟本家の身元に相付候小家居に申付候

十二月廿三日

右の通去寅十二月御當職御下知有之候に付申渡置者也

天保二卯年十一月十六日

赤川三郎左工門
東川田村郡付浪人 原田辰次郎とのへ

文化五辰歳麻植郡東川田村棟附人數御改帳

一 壹 家 郷付浪人 横 田 惣 助 歳貳拾九

此者根元長谷川近江様頭入百姓太郎左衛門小家にて御座候所寛政三亥年本家同断上り知御藏入に相成居申處享和貳成年惣助儀御地方の儀に付存知申上向後郷付浪人に被仰付旨御當職様御下知の御趣御郡代稻田武七郎様岩田内之助様より被仰渡候此度棟付御取調に付御詮議之上根元夫筋より右身居に被仰付候者故本人惣領夫役御免貳男以下爲同家とも夫役被仰付旨被仰渡候且太郎左衛門小家に御座候へ共前顯之通身居り被仰付候に付此度壹家に付上申候尤父惣助代より板野郡齋田村へ罷越田宅相求相稼居申に付當村に家無御座候 (下略)

無役人は村分では百姓本位であるから夫役が掛るものであるが或動功に依り一般の村人が負ふべき夫役其他百姓の天窓に掛る諸懸物を免除せられた身居である文化五年東川田村棟附に無役人宇山本平は元は長谷川近江様頭入先規奉公人であつたが上り知のために御藏奉公人となり其後野山開地の裁判になつたから其動功により無役人となつたとあり又同年西川田村棟附に無役人江崎尙作は根元浪人筋なるが野山開裁判となつた爲めに無役人となつたとある

此棟附は野山開墾の所へ出すことにした奉公人に先規と新規とがある先規奉公人は將卒役令中に

一明曆年中御軍帳に國奉行野々村左門林大學稻田三郎兵衛上改に御弓と云者有之是は百姓の内に弓を射候者先規奉公人なり今は無之

とある此役柄はないが名目丈けは残つた以前からの奉公人と云ふ義である新規の方は單に奉公人といふ給人の使用人の義であるいづれも夫掛りである

寛文十三年麻植郡西川田村棟附帳

一壹 家 先規奉公人 忠 左 衛 門 歳三拾五
 壹 人 忠左衛門子 太 郎 吉 同六ツ

(下略)

享保六年麻植郡西川田村棟附帳

高七石七斗貳升貳合 一壹 家 先規奉公人 左 一 右 衛 門 歳四拾八

元文三歳麻植郡東川田村棟附人數帳

高三石六斗壹升五合貳勺 一壹 家 先規奉公人 庄 右 衛 門 歳五拾六

此者祖父庄右衛門義立木傳左衛門様當村棟附御改の節壹家先規奉公人庄右衛門歳六拾貳此者島主殿介様其後野々木左門様兩度の御改に長谷川越前奉公人與付上り申候但御役仕所に居申候御帳に付上申候

文化五辰歳麻植郡東川田村棟付人數御改帳

一壹 家 御藏先規奉公人 杉 岡 幾 左 衛 門 歳五拾七

此者長谷川近江様頭入先規奉公人に而御座候所寛政三亥年上り知に相成居申此度棟付御取調に付御詮議の上御別義の御趣意を以上り知先規奉公人本家の儀故其儘御藏先規奉公人に御建置被仰付旨被仰渡候且幾左衛門義元文度棟付御帳に苗字杉岡と付上御座候に付此度も前御帳御の通苗字付上候様被仰候

壹 人 幾左衛門妻 か 左 衛 門 同四拾四
 壹 人 同 人 養子 儀 同 三 拾 三

此度前書幾左衛門同家の弟に候所幾左衛門義男子無御座家督相續の養子に仕度旨奉願候所御詮議の上御御開届被仰付候 壹 人 儀左衛門妻 同 貳 拾 四

壹人 同 人 子 由 藏 同五ツ
 壹人 同 喜 與 助 同貳ツ
 馬壹疋

小 家 青山牛兵衛様頭入先規奉公人 理吉弟 作五郎 歳四拾七
 此者亨和三亥年別家仕候

文化五辰年麻植郡西川田村棟附人數御改帳

一 壹 家 三澤小十郎様頭入先規奉公人 吉 左 衛 門 歳六拾四
 壹 人 吉左衛門妻 ま す 同四拾七
 壹 人 同 人 娘 や す 同 拾
 一 壹 家 藤川九兵衛様頭入先規奉公人 熊 六 次 歳貳拾五
 壹 人 熊 六 父 此 次 同六拾八
 壹 人 同 人 母 げ ん 同五拾四
 壹 人 同 人 弟 美 次 同拾九
 壹 人 同 人 妹 す 濃 ま 同拾七
 馬壹疋

文化五辰歲麻植郡東川田村棟附人數御改帳

一 壹 家 稻田九郎兵衛頭入先規奉公人 三 宅 森 太 歳五拾三
 此者祖父次郎太夫儀は美馬郡猪尼村同御給人様頭入先規奉公人にて御座候處寛政拾貳申年より當村へ罷

越田宅相求住居申天保三辰年御給人様先規奉公人御取分被仰付候御此者父次郎助義當村住と御書
 出を以向後享保度之通り惣帳入に而棟附御改被仰付宗門御改を始諸事先是迄之姿に取扱被仰付旨御當職
 様御下知之御趣御給人様猪尻御屋敷におゐて申渡御座候様申上候處當御役所様へも御同斷御下知に相成
 居申候様被仰渡候尤棟附御見分後右様被仰付此砌清帳御取に付森太并家族とも安政貳卯年之名面年齢
 付上申候

(下 略)

一 壹 家 稻田九郎兵衛様頭入先規奉公人 三宅武市郎 歳六拾三

此者父仲助事仲次郎儀は美馬郡拜原村同御給人様頭入先規奉公人にて御座候處天明貳寅年より當村へ罷
 越田宅相求住居仕居申(下略)

文藏は頭入のもので上り知となり御藏入になつた矢張夫負である文化五辰歲麻植郡東川田村棟附人數御改帳
 に

一 壹 家 御藏百姓 文 藏 歳四拾九

此者根元長谷川近江濠頭入先規奉公人泰作小家に御座候處寛政三亥年上り知に相成居中此度棟附御取調
 に付右之運申上候所御詮議之上上り知先規奉公人小家之者共故夫負御藏百姓に被仰付候且本家泰作儀文
 化九申年蜂須賀悦次郎様御家來に仰付候に付此度壹家に付上申候

(中 畧)

壹 人 同 人 養子 甚 左 衛 門 同拾七

此者當村御給人長谷川近江様上り知先規奉公人音吉三男にて前名富佐太と申節養父文藏男子無御座内分
 養子に相成居申此度棟附御取調に付不行着之段奉恐入有体申上居懸り養子に奉願候御詮議之上御別義を

以御開届被仰付御郡代稻田武七郎様渡部一左衛門様より御暇御証文頂戴仕文藏家督相續之養子に罷成候

(中 畧)
半 壹疋

權下など云ふのは當地特有の名前である那賀郡和食町邊に山田織部の拜知内丈け侍格で苗字帶刀なれどもそれ以外には單なる百姓居りである權下といふから其權力の及ぶ範圍丈け奉公人扱ひの格であらう而して以上の山田織部の拜知内丈け侍格のものも棟附には其理由を載せてあるが權下の方には何等の説明もないから此位にしておく御家來分の「構」位のものではあるまいか

享保六年麻植郡西川田村棟附帳

一 壹 家

權

下

六

兵

衛

歲六拾三

此者親與兵衛義立木傳左衛門様御改之節島八左衛門様御權下之者にて先規より代々當村に居申候と付上申候其後八左衛門様御權下相離れ稻田勘解由様御權下に罷成り今以當村に住宅居申候

壹 人

六 兵

衛 子

初

太

郎

同拾三

文化五辰歲麻植郡西川田村棟附人數御改帳

一 壹 家

稻田攝津様權下奉公人 伊

三

次

歲三拾五

此者曾祖父德左衛門儀享保五子年棟附に壹家と相付肩書權下と相記右書に立木傳左衛門様御改之節六兵衛親與兵衛小家市郎左衛門子五郎次郎と付上島八左衛門様御權下に御座候得共御權下相離稻田勘解由様御權下に罷成居申代々權下奉公人名目にて當伊三次並小家とも稻田攝津様頭入に相成居申候此度棟附御取調に付右之運申上候處御詮議之上本末とも前御帳之通付上候様被仰付候
小家に斯の如き權下奉公人が四軒ある

駈出と稱するは頭入百姓が其給人より無條件に召出され使役せられるものなれば給人の内がよい人なれば二季の盆正月に着物位下さるが悪い給人の内なれば下さり物どころか一年間使役して其駈出が不勉強なれば其罰として又壹ヶ年間使役する勉強すれば御賞言を賜はるされば御ほめ下された御禮とて又一ヶ年つまり二ヶ年間無賃使役に服する事もある駈出は下級奉公人である

寛文拾三年麻植郡西川田村棟附帳

高壹石貳斗三升四合

一 壹 家

かり出し奉公人

半

三

良

歲四拾七

此者之兄善太夫は百姓太郎兵工内より寛永拾五年に御給三澤十左工門様より御かり出し□成只今三澤彦兵工様より御兄弟三澤少室處へ御付被成善太夫は豊前之小倉に居申候半三郎は奉公人分元所に居申候

享保六年麻植郡西川田村棟附帳

小 家

善兵工從弟

市

右

工

門 刀彌事 歲五拾六

壹 人

市右工門子

彌

兵

工

同貳拾九

壹 人

此者こい足病人

彌兵弟

市

兵

工 同貳拾貳

此者御給人藤川十兵工御駈出被成御屋敷に相詰居申候

元文三年麻植郡東川田村棟附帳

高拾石六斗六升三合四勺

一 壹 人

百

姓

喜

八

郎

歲五拾八

此者當村百姓六左工門小家に而御座候處此家小家を放し壹家百姓に罷成候並左之小家分六左工門小家に而御座候得共互得心之上此度六左工門小家を放れ喜八郎方の小家に罷成候喜八郎義御給人長谷川民之助

様御屋敷御駈出し奉公人に被仰付相詰居申候

元文三年麻植郡東川田村棟附帳

高貳石七升貳合

一壹 家 駈出奉公人 藤 十 郎 歳五拾四

(上略)承應元年より長谷川越前様出役奉公人に罷成候(下略)

元文三年麻植郡東川田村棟附帳

部 屋

只右工門親

夫

左

工

門

歳八拾三

人

友左工門從弟

美

馬

兵

吉

同貳拾六

此度長谷川民之助様御屋敷江相詰居申候

百姓の起原のオホミタカラなどは姑く惜き當時代に於ては身居(ミズハリ)として本百姓と百姓に分れたことは前述したそれが御藏と頭入とに分れて頭入は一に拜知とも云ふ本百姓は本來は草創の義である依て格は百姓の上であり例は既出してある其次は間人で之れも出さなければならん間人は「まうど」と訓む板野郡現今の大山村夫役帳によれば百姓は六歩負へるに間人は三步しか出さぬ此の夫役帳も今は其帳面が手許にないが記憶を辿れば天明頃のものかと思ふ兎に角も夫役は元は二歩ではない蜂須賀氏入部してより程遠からぬ頃には彼の一頭一匹の如く課税も多かつたものが次第に減少せられて二歩と落ち付いたものかと考へる大体間人は二人にして普通百姓の一人前になる浦住の加子が一人前のものは本加子と稱し二人にして一人前になるべきものを半加子と稱する如くであれば水呑百姓である
寛永九年正月二十五日麻植郡之内西川田村御藏入分政所百姓棟人数之御帳

高二石九斗二升七合

一棟 二間

間

人

助

二

郎

くつ目

年四十五

内 壹間牛馬

壹 間

(中 畧)

加

藏

歳三拾九

但まし田主殿屋別□山□□てつほうの衆

附箋 權下犬伏只兵工後家先祖

(下 略)

元文三年麻植郡東川田村棟附帳

高拾壹石九斗六升七合

一壹 家

間人百姓

林

右

工

門

歳六拾八

壹 人

林右工門子

彌

三

兵

工

同貳拾

高拾八石壹斗七升六合

一壹 家

間人百姓

加

一

兵

工

歳五拾六

壹 人

加一兵工子

傳

右

工

門

同三拾

(三人省畧)

見懸人は普通百姓の夫役銀の代りに見懸銀を其財産に應じて出し夫役よりは高い一般に見懸百姓とも云ふ本町には見懸人銀改帳といふものが見當らぬ見懸人伊左衛門は瓦焼から平島又太郎御家來桃井の居手形にて御

家來として當村に居住したれば伊左衛門は平島又太郎に對しては陪臣である而して平島又太郎(義根)は細川氏代に足利將軍義植の子義冬那賀郡平島に來住した世に云ふ平島公方の後胤である之れより文化二年まで代々此所に在つて蜂須賀氏が相當の祿を給したが又太郎に至り意に滿たぬことあつて阿波國を去つた此時に小十郎は又太郎と共に退去した爲めに伊左衛門は手放れ浪々の身上になつたに依り見懸人になつた分けてある乙市の方が普通の形式のやうである

享保六年麻植郡西川田村棟附帳
高七斗八升七合

一 壹 家 見 懸 人 與 一 兵 衛 歲三拾四

此者先祖他國者に而當國へ罷越伊月六郎兵衛様御構に罷成り與一兵衛親七右工門代四拾四五年以前當村へ罷越新開御檢地請田地少々相控申候然處十四五ヶ年已前右御構御放し罷成候に付宗門御改當村百姓帳之内に而仕來に而申上候處御詮義之上御見懸人被仰候付此度御郡奉行様より被仰渡候

(下 略)

文化五年麻植郡西川田村棟附人數御改帳

一 壹 家 見 懸 人 伊 左 工 門 歲四拾八

此者他國出生に而御座候處三拾ヶ年已前當村に罷越瓦燒仕相稼居申拾五ヶ年已前平島又太郎様御家來名東郡島田村桃井小十郎家來に相成居手形指越住居申候處文化二丑年又太郎様御退去之砌小十郎儀御供仕立退候に付其後手放に相成居申候此度棟附御取調に付右之段申上居懸住居奉願候處御詮義之上見懸人被仰候

(中 略)

一 壹 家 見 懸 人 乙 市 歲三拾壹

此者父林藏儀は他國出生に而御座候處四拾ヶ年已前夫婦連に四國遍路に罷越當村に相稼居申内右乙市出生林藏儀は拾四ヶ年已前病死仕其後妻儀は美馬郡郡里村より東川田村に來人役三郎妻に相成乙市儀は當村御藏百姓九八郎片間借船稼仕居申候此度棟附御取調に付身居無御座有体申上身居奉願候處御詮義之上見懸人被仰候

(中 畧)

文化五年麻植郡東川田村棟附御改見懸銀帖

一 銀 三 見 懸 人 鍋 助

右者麻植郡東川田村棟附御改に御見懸銀相極處如件

文化五辰歲麻植郡西川田村之内野山棟付御改見懸銀帳

一 銀 壹 見 懸 人 惣 七
 一 同 五 分 同 膳 學
 一 同 五 分 同 藤 藏
 一 同 壹 勿 同 幸 助
 一 同 五 分 同 榮 門
 一 同 五 分 同 幸 藏
 一 同 壹 勿 同 榮 之
 一 同 壹 勿 同 辨 助

一同	五	分	同	膳	次	郎
一同	五	分	同	吉	右	工
一同	五	分	同	銀	左	工
銀合	七	分	同	門	門	門

右者麻植郡西川田村之内野山棟付御改に付見懸銀相極處如件

文化五辰歲麻植郡西川田村棟付御改見懸銀帖

一銀	貳	分	見	懸	人	伊	左	工	市
一同	五	分	同	懸	人	乙	左	工	市

銀合貳分五分

右者麻植郡西川田村棟付御改に付見懸銀相極處如件

那賀郡見能林村にある「棟附取調心得」でも云ふべき手控には單に間人は三代四代になつたから百姓被仰付とある甲は三代乙は四代といふ其理由は今に發見せぬ間人の稱が消えて見懸人の稱が見える前出の如く間人二人で百姓一人役の課税にして見懸人は百姓役より高い増税の關係で其名稱を變更したものであるまいか此見懸銀なる役銀の高いのは小役地役もない關係であらう而して身柄は主に來人若しくは來人的である間人は半役なれども一般に間人百姓と稱する位なれば其家居は儘である依て間人は百姓居として更に來人と百姓との中間身柄のものに身許保証の課税したものに見懸人といふ身居を設けたものであらう

前段述べた如く三代四代になつたから百姓に仰付け此の三代四代といふことが辰之助の所にある代數を経候者といふに相當する良次の方は享保五年より文化五年まで百三年になれば一代三十年と見做せば四代目になる故に百姓に仰付けられたものである嘉一兵衛の方は元文三年に間人となり東西川田村引除御普請自力の功に依り脇指小役御免本人一人夫役御免となり元文三年より文化五年まで八拾餘年なれば一代三十年とせば

三代目となる故に間人が百姓となるには普通の場合には四代で之れに功勞があれば一代早く三代で百姓居になれるのであらう

文化五辰年麻植郡西川田村棟付人數御改帳

一壹	家	御	藏	百	姓	辰	之	助	歲	四	拾	九
----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

此者父悦右工門儀享保五子年棟付御帳御見懸人に而御座候處此度御詮儀之上代數を経候者故本末とも夫負御藏百姓に被仰付段被仰渡候

壹	人	辰	之	助	妻	も	同	三	拾	五	
一壹	家	御	藏	百	姓	良	次	歲	貳	拾	六

此者先祖長右工門儀は享保五子年棟付御帳間人と相付居申候得共此度百姓と付上候様被仰付候

(下 畧)

文化五辰歲麻植郡東川田村棟付人數御改帳

一壹	家	御	藏	百	姓	嘉	一	兵	衛	歲	四	拾	八
----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

此者曾祖父嘉一兵衛儀元文三年棟付御帳に間人と相付居申候得共此度百姓と付上候様被仰付候且養父辨五郎代東西兩川田村引除御普請村中より自力に仕度旨奉願御間届被仰付右御普請中數日相詰裁判仕相

□御普請丈夫に出來仕候段御満足に被思召爲御褒美永々脇指並小役共御免被仰付旨天明八申年御當職様御下知之御趣御奉行江口仁左工門様より渡被仰右御書付之寫頂戴仕候然る處夫役に相付候小役に御座候得は小役迄御免被仰付候□聊も村中百姓に相もつれ迷惑可仕此度棟付御取調に付當職様へ御窺之上以後本人壹人之夫役御免被仰付旨御郡代生駒彦吉様より被仰渡候且又嘉一兵衛儀は當村御藏百姓孫左工門三男に候所養父辨五郎男子無御座養子に仕(中畧)御間届被仰付御郡代稻田武七郎様渡部一左工門様より別御証文に右運御付紙被仰付候

(中略)

壹人 嘉一兵衛子 惣 太 同拾五
壹人 同 傳 次 同拾ヲ

馬 壹疋

來人はキタリニと訓んで他所よりの來住人今での寄留人である來人は本籍地の元村にては立派なる身居でも來人となれば大に賤められ縁組もしてくれぬ方一にも其元村に於て其存在を認めなければ走り人の株入せなければならん其存在を認めしむるものは夫役である故に利平は夫役銀右村江被立とある更に□は右ならんと思ふ其村の庄屋より其証明の書付が來て居る元文の長左工門は本籍地は渭津(徳島)にて本村に來住せるが名田(土地編に説く)を所有して居て別に住替をして本村民ともならず一百姓なれば夫役銀を上納せなければならん又見懸人なれば見懸銀を出さなければならんされど夫役も見懸銀もせぬ而して一度は堂々と酒屋もした只今木挽で生活する以上のかゝりなれば多分本籍地へ夫役を納付も出來て居るまい斯くなれば渭津の方は或は走り人扱になり居るかも知れない城下のことなれば一度位照會又は調査せしならんも解決が出來ぬと見える茲に於て村役人も其の處理に窮し詮方なく來人として取扱ひしものならんと考へる益太の分は普通の取扱ひである

元文三年麻植郡東川田村棟附帳

一壹 家 來り人百姓 利 平 歲五拾六

此者同郡瀬詰村百姓に而御座候先年より當村へ罷越出作仕居申候尤夫役銀右村に被立候旨□村庄屋喜三兵衛方より書付差越申候

享保六年麻植郡西川田村棟附帳

一壹 家 來 人 七 兵 衛 歲五拾貳

此者出生之中新町茶賣九左工門倅に而元祿十六年より當村百姓五郎兵衛田地借り家立居申候

文化五辰歲麻植郡東川田村棟附人數御改帖

一壹 家 來 人 喜 八 郎 歲四拾三

此者先祖清七儀は美馬郡岩倉村に而稻田九郎兵衛様頭入先規奉公人に而御座候所壹應同郡北庄村へ罷越相稼居申其後喜八郎養父宗次郎代より當村へ罷越借地に建家仕相稼申天保三辰年御給人様先規奉公人御取分被仰付候此者養父宗次郎儀北庄に而諸事先是迄之姿に取扱被仰付旨御當職御下知之趣御給人様御屋敷に於て申渡候趣申上候所當御役所様にも御同斷御下知に相成居申御趣被仰渡候尤居懸り當村に相稼居申御清帖御取□に付喜八郎並家族共安政貳卯年之名面年齡付上申候且喜八郎儀は同郡曾江山同御給人様頭入先規奉公人篠原熊次郎惣領にて養父宗次郎男子無御座拾七ヶ年以別より内分養子に相成嘉永元申年奉願御開届之上宗次郎家督相續之養子罷成候

(下 畧)

元文三年麻植郡東川田村棟附人數御改帖

高壹石八斗四升九合 一壹 家 來 人 長 左 工 門 歲五拾貳

此者祖父長左工門義立木傳左工門様當村棟付御改之節壹家長左工門歲五拾九與御帖に付上此者渭津商人に而正保元年より川田村へ參居申候に付右之御改に如斯付上申候與左書仕上候處其節夫役御見懸銀共不被仰付無役に而居申候尤御藏御給知へも頭入不申候只今は酒屋不仕木挽仕口過居申候當村に少々名田所持仕居申候

壹 人 長左工門子 伊 勢 松 歲拾九

壹 人 伊勢松弟 六
小 家 長左工門從弟傳次郎娘 婦

文化五辰歲麻植郡西川田村棟附人數御改帖

一壹 家 來 人 益 助 歲五拾六

右者先祖代より當村え罷越居申處祖父多兵衛儀延寶二年棟附御帳は美馬郡郡里村長井六郎左工門様奉公人從弟と相付同人伴孫左工門儀享保五子年棟附御帳に同斷相付今以當村に相稼居申候

(下 畧)

親九右工門は來人扱ひではない斯の如く夫役につき脱漏がある

寛文九年正月廿五日麻植郡之内西川田村御藏入分政所百姓棟人數之御帳

高十石二升四合 但はうくしの外 符 箋

棟 二間 間 人 三 十 郎 助 太夫親 年四十二

壹 間 牛 二疋 内 壹疋牛のこ 七 郎 どり目 同五十

高四石七斗八升三合 但只今まで御役不仕候 符 箋 五十五

棟 二間 三 十 親 九 右 工 門 二左衛門事 同廿八

(下 略)

但 大田清太夫殿御屋敷御てつほう衆に出申候

此の引戻といふのは百姓が身居を他に轉じたものを元の百姓に引き戻す事である都市の膨脹と地方の荒廢につきては當代の學者の最も憂慮せる所にして其の如何なる救済を策せるかといふに太宰春台の農民土着遊民

禁止論立農論は今先づ農民の郷を去つて家を輕んずるに對してはその轉業を禁ずべしとなし菰生徂徠は都市の膨脹を制限し以て人返し法を唱へた又一方には戸籍を整理修査し他方に於て路引(旅券)の法を立て、人民を土着せしめた見懸人に見懸銀を納付せしめ又來り人の如く現住地に於て通婚しへ嫌はる者も現住地に於て一資格を與へて土着せしめた藩政しも慶長十二年十一月三日に男女他國に出づるを禁せしは創業未だ日淺きために民衆慰撫しその裏面に土着を要求したものと思ふ殊に彼の壁書中流浪人の處置も頗る寛大にして走りやの立返りの場合は未だ處罪の事なきは全く人返し法の精神を發揮したものである居手形若しくは稼手形も身許安定の爲めであらうか

次の高之助は僅に金子指上家來といふ支配外の人間となつた成程人は名譽殊に立身を望まないものはない其上當時の如き階級制度の嚴重なる折に於ては猶更である高之助が此欲望を起したのでない事は文面通りである源兵衛の後の家督の相續はして居らぬが之れ等は残らず支配はして居るがそれ丈けで家來居になり居る内に其關係者は死去したが完全に源兵衛の百姓株の株ぬきが出來居らぬ故に此後を相立すべからざる筈のものを放棄して居る我國家組織の上よりするも百姓株はみだりに取消すことはならぬ故に源兵衛當りの田地は其高之助に渡し百姓株を立てさすことに申付けられ全く引戻されたものである而して瀨左衛門の方は唯小家格の別宅にして高之助を本家居にした

文化五辰年麻植郡東川田村棟附人數御改帳

一壹 家 御 藏 山 伏 福 壽 院 歲貳拾七

此者先祖福壽院は元文三年御帳に山伏無役と付上御座候祖父福壽院儀其後心儘に長谷川朝之丞様御先代御家來に相成居申候此度棟附御取調に付右之通申上候處福壽院被召出御糺被仰付候所右之次第相違無御座相離候証據物も無御座不正に御家來に相成居申段如何に付元身居り御引戻し被仰付候段被仰渡候元文度御帳に山伏無役と付上御座候得共此度御詮儀之上本人並家業相續之惣領迄夫役御免貳男以下は同

家たり共夫役被仰付旨被仰渡候

(下 畧)

又同院從弟長藏も長谷川朝之丞構御家來を御藏百姓に引戻されて居る

文化五辰歲麻植郡西川田村棟附人數御改帳

小 家

酒部舍人様頭入百姓次郎左衛門忌外 高 之 助

歲拾壹

此者曾祖父次郎右衛門儀根元當村同御給人様頭入百姓源兵衛惣領にて御座候處安永五申年金子指上其身迄御給人様御先代春五郎様御家來に被仰付次郎右衛門儀父源兵衛同家に罷在其後源兵衛相果候砌餘に相續之者無御座家督も不殘支配仕御家來居に罷在候内次郎右衛門儀も享和二戌年病死仕同人子久米八同子瀨左衛門迄御家來居に罷在源兵衛百姓株之義は取消居申尤文化五辰年棟附御改之節瀨左衛門前名佐藏にて百姓に相仕出御見分受候懸も御座候て百姓株相立罷在可申等之處右様にも相運居不申此節棟附清帳御取口に付御被仰付候處彼是心得違不都合之次第奉恐入瀨左衛門二男高之助は是迄源兵衛當り所持之田地貳反不殘高之助家督に相渡源兵衛百姓株相立させ度旨申上候處前顯之通彼是不都合之次第如何に候得共棟附御取調に御主意御別儀を以御開届被仰付右田地不殘高之助儀安政五年之年齡付上申候

付瀨左衛門は別宅いたし候様被仰付旨被仰渡候仍而高之助儀安政五年之年齡付上申候
此壹家なる本家は棟附に本家役又は本家役勤めるなどの語がある而して麻植郡西麻植村棟附帳中に本家役が勤むることが出来ぬから一小家へ本家を譲りたい又同郡山瀬町所藏の棟附に本家争ひがあつて相互に下さなごの主張は孰れもとひ弔ひを持續せりといふにある全く祖宗の祭祀が断たぬといふにある其解決は両家い共に本家株にした本家役を勤むると云ふのは其一統の代表者即ち其統卒者である間ひ弔ひなどといふ第一經濟問題で諸事につき其經費を負擔せなければならん負擔にたへぬものは本家役は逆ても勤むることが出来ぬ故に本家役を勤むるものは一統中に於て財政の豊かなるものでなければならん西麻植村の本家株讓は財政の不

如意からである山瀬町の兩花的本家居は其財政が互角の爲めである結局順調なれば本家は必ず先祖よりの直系のものであるが財政の爲めに其役を勤むることが出来ぬから其小家内へ譲與し其のとひ弔ひを勤めて貰ふ斯くなればすでに本家と系譜上の直系とは相違するは當然である普通の場合本家は其一統中に於て「高」が一番であることと思へばよい又本家が断絶すれば小家が本家に据る

本家は同株内の中心である而して本家役を勤むるものは年忌弔が主要務である万一にも本家絶滅すれば其小家中より何人か其本家を勤めなければならん其本家役を勤むるものは棟附面では壹家と付上げられたものである享保の加一兵衛は小家左次右兵衛伴で本家を繼いだ甚左衛門も加一兵衛同様の方法で本家となつた文化の直藏小家いそも別家の筋目も明かで據り所なく引請罷在つたが直藏の死後殘されたる散田(絶家につく田地)本家役たる年忌弔ひなしつゝあつたから冥加銀(請願に依り上納すべき納税)指出し其所有になつたされど株内たらずとも村中に故障申立てる者あれば直藏の散田も容易にいその家の物にならない現今の審判法以上のよい所ではあるまいか文化五年の龜太郎後家の内となりては其本家たる原田家が昇進して最早百姓居でない又本家も百姓としてないから壹家たる本家に取立てられた又瀨藏等も大体同様である

享保六年麻植郡西川田村棟附帳

高四石五升四合

一 壹 家

先規奉公人

加 一

兵

衛

歲五拾八

此者本家忠三郎死絶退轉仕に付小家左次右兵衛伴壹家に罷成候

文化五辰年麻植郡東川田村棟附人數御改帳

一 壹 家

御藏 百姓

甚 左

衛

門

歲五拾四

此者根元長谷川近江様頭入先規奉公人美馬丈左衛門小家にて御座候所寛政三亥年上り知相成居申此度御取調に付右之通申上候處上り知先規奉公人小家之者故夫負御藏百姓に被仰付候且本家絶申に付此度壹家

付上申候

(下 畧)

と美馬氏絶家となつた其小家の六三郎、亀八、夫之丞も皆壹家となつて居る

文化五辰年麻植郡西川田村棟附人數御改帳

小 家

三澤小十郎様頭入百姓 直藏忌外 い

そ

歳拾三

此者當村同御給人様頭入百姓爲助娘にて候處御同人様頭入百姓九藏儀享保二戌年病死仕子孫無御座絶家に相成候に付右九藏儀は爲助家より古別候筋目を以引請罷在且村中故障等も無御座に付右いそを以御給人様に奉願右散田に仕付を年忌吊等仕居申此度棟附御取調に付不行着之段奉恐入有体申上居懸散田仕付に奉願御詮儀之上御別儀を以御聞届被仰付散田冥加銀被召上右御給人様より御証文被下置御郡代江口彌三次様御見吊頂戴仕九藏散田仕付に罷在候

文化五辰歲麻植郡東川田村棟附人數御改帳

一 壹 家

龜 太 郎 後

家

歳三拾七

此者夫龜太郎義は御藏百姓郷鐵炮原田辰次郎弟にて同家にて妻帯仕居申所病死後龜太郎後家文化五辰年別家仕居申養子利喜藏義天保貳卯年原田辰次郎御國恩爲冥加金子指上候段奇特に被思召夫外郡付浪人に罷仰付候節本家之身元に相付候小家居に被仰付旨御當職御下知之御趣被仰渡郡付浪人小家居にて無祿に御座候仍而辰次郎小家に申上可付處同七申年辰次郎儀小高取格に被仰付同九戌年小高取に被仰付嘉永七寅年郷士格に被仰付候此節滑帳御取調に付惣帳相省別帳に相仕出候に付壹家に付上申候

壹 人 龜太郎後家口

同 一人

同 拾五

同 拾三

一 壹 家

馬 壹疋 御 藏 百 姓 瀧

藏

歳四拾三

(上畧)此度棟附御取調に付右之通申上候處上り知先規奉公人小家之儀故夫負御藏百姓に被仰付候且本家吉郎次儀文化九申年蜂須賀堅之丞様御家來に被仰付候に付此度壹家に付上申候

(下 略)

元文三年麻植郡東川田村棟附帳

小 家

善 左 工 門 弟 源

歳三拾四

(張 紙)

此源人養子源八儀

上御不如意之趣奉恐入爲冥加銀子壹貫六百目差上可申旨願紙面差出に付元々中へ相付上候所家族共給人長谷川近江殿譜代家來に被仰付旨御當職方被仰渡に付如斯記置尤小家之儀は夫々壹家百姓に申付候以上

安永四年九月十九日

黒 部 與 次 太 夫

小家は本家に對する分家別家で万事本家の支配の許にある故に何事も本家の同意と云ふことが必要である種々の事情で本家を離れ獨立の壹家を經營せんとする場合には本家の同意が要する斯る場合には「互得心之上」とある多くは内所で本家へ涙金を納付し得心を受けるものである又本家の慈悲で涙金を要せぬこともある小家や下人は棟附調の節小家下人得心帳に捺印するが之れを離れる場合は棟附調の折小家下人放帳を作成する互に得心之上郡代へ出頭して許可を受けたものである小家には忌懸と忌外と下人とがあり下人には下人家以外に本家若しくは小家屬との別がある

明曆三酉年麻植郡東川田村棟附御改帳

高三石九斗八合

一壹 家

惣兵衛名子 猪

平

次

歳貳十六

此者奉公人平十郎に而御座候へ共惣兵衛名子彦八郎相果其跡明暦元年より請取口申候

享保六丑年西川田村棟附帳

高六石貳斗貳升貳合

一壹 家

百 姓

伊

兵

衛

歳三拾壹

此者立木傳左工門様御改之節久左工門名子と付上申候此度御改には互得心に而名子放百姓と仕上候

(小家七軒省)

上の名子は名田耕作人で名田のことは「土地」の所に説くことし名田小作人を名子といふ名子も其地主に隷屬して何事も其支配を受けなければならん故に棟附面にも小家下人共に連記せられて居る名子も其始めは尻の下もない只だ地主の援助に依り僅に其口に糊した者も次第に其努力の績は多量の「高」を持つやうになつたが其身柄は本の儘であるから小家格となる今之れが本家を放れて一家獨立の本家株ならんとするに就ては「互得心之上」本家と共に連判で出願し開届けられて壹家百姓になる其例は文化度の梅吉であらう貞吉も同斷であるが身柄は矢張名子居である享保の伊兵衛は更らに互に得心上名子を解放して貰つたから百姓居りになつて居る

下人は往古の家人(けにん)で言換へれば家來であるが士分の者には家來といひ下士以下平民に屬する者を下人といつた其身分の起りは種々あるが両親の合意上で貰つて下人としたもの迷子捨子を引取り育てたり下男と下女の間に出來た子等を養ひ下人としたものでこれ等の子孫は長く自由を失ひ牛馬の如く使役せられて其身は賣買迄もせられる賣買するも差支ない位なれば贈物とするも當然である原田家に下人の贈物を受け只今まで其地先に住ませ特別の入費まで支出して居るのさへある此家來は一寸性質が違ふが金山家と田中貞吉の

身柄を考察せなければならん何となれば金山が士分で貞吉が所謂御家來なれば兎に角なれども原田家に引取つた所の取扱上より見ても下人扱ひであるから多分自稱家來であると見たい

茂 久 録

一熨斗

一鯉節壹連

一家來壹人

田 中 貞 吉

右者普代家來從來召抱罷在候然所此度御身爲御軟致進上候幾久敷御受納彼成可被下候以上

嘉永七年寅七月 日

金山 茂 代 八政盛(花押)

原田辰次郎様

享保の忠兵衛は兄が主人の相續養子となつたから其弟を矢張下人と据を置くも面白からざる故に小家に取り立てたものである文化の万助は下人丈け取離し小家にした澤山の下人を配分して下人の小家になした懸銀をものが吉助等である寛文の茂平次は下人筋として壹家となして遣つた享保の忠兵衛は下人より見懸人となり見納めた享保の長右工門も間人居にて壹家になつて居る同じ小家にてもかけ(影)として其保護の許に小家になつたのは加右工門である享保の久兵衛は小家より本當の一家となつた文化の文五郎小家をつぐ甚右工門は別に云ふことがない

長子若くは養子の制を以て日本固有なる祖先崇拜の故俗に基くものであると云ふは一理ある事である之れには封建的所有相續制度に隨伴しせる現象たるを見逃すことも出來ぬけれども兎に角も家又は弔ひといふのが棟附調製にも一大條件である棟附帳面上より見れば壹家といふのが頗る重要視せられる壹家は本家の義である

文化五辰歳麻植郡西川田村棟附人數御改帳

一壹 家

三澤新十郎様頭入百姓 梅

此者前書眞佐之助名子に而御座候處此度棟附御見分後互得心之上名子相放度旨連判を以奉願候處御聞届被仰付候に付壹家百姓に付上申候

(下 畧)

又眞佐之助名子である直左工門同様の次助、幾助、岩助、虎之助も互得心の上名子放して一家百姓に付上げである

文化五辰歳麻植郡西川田村棟附人數御改帳

一 壹 家 御藏本百姓 市藏名子 貞 藏 歳四拾貳

此者祖父虎之助儀享保五子年棟附御帳に肩書與三兵衛名子と相付壹家に付上御座候(下畧)

高六石貳斗貳升貳合 一 壹 家 百 姓 伊 兵 衛 歳三拾七

此者立木傳左工門様御改之節久左工門名子と付上申候此度御改には互得心に而名子を放百姓と仕上候

〇 小家七軒

高拾貳石七斗七升三合 一 壹 家 與三兵衛名子 虎 之 助 歳七ツ

壹 人 虎之助伯父 清 次 郎 同四拾五

壹 人 清次郎子 千 代 松 同拾三

壹 人 千 代 松 同拾三

享保六年麻植郡西川田村棟附帳

小 家 新 助 弟 忠 兵 衛 歳五拾六

此者立木傳左工門様御改之刻新助養父左次兵衛下人與右工門子太郎松と付上申候然共兄新助と主人左次兵衛方へ養子に仕旨右御改に付上兄弟之儀故下人免れ新助弟と付上申候

文化五辰歳麻植郡東川田村棟附人數御改帳

小 家 御藏百姓伴作下人 万 助 歳四拾八

此者伴作下人此度相放御藏百姓に罷成候重太郎に而寛政五丑年別家仕居申候

壹 人 万 助 妻 や 同四拾壹

(下 略)

小 家 御藏百姓伴作下人 茂 八 歳四拾八

小 家 御藏百姓伴作下人 ひ ち 歳三拾八

壹 家 ひ ち 娘 し め 同拾四

此者母ひち儀獨身に相暮居申所父不知右しめ出生仕養育成長仕候此度棟附御取調に付奉恐入右有体申上候御詮議之上御聞届被仰付ひち娘に付上候様被仰付候

小 家 住友彦兵衛下人 や す 歳拾七

(中 略)

小 家 住友彦兵衛下人 嘉 次 郎 歳貳拾三

壹 人 嘉次郎父 由 平 同六拾壹

壹 人 同 人 母 つ き 同五拾五

壹 人 同 人 叔 父 喜 久 同五拾四

馬 壹疋 久 藏 同五拾四

小 家 住友彦兵衛下人 繁 平 歳四拾七

壹 人 繁平妻 や 同三拾四

壹人 同人 母は 同七拾
 壹人 同人 子文 同五ツ
 馬壹疋

元文三年麻植郡東川田村棟附帳

小 家 喜右工門下人 吉 助 歲四拾

此者當村百姓彌五右工門下女右ふしに父不知出生仕候先年彌五右工門親五左工門代配分仕喜右工門下人に罷成候

小 家 いんのう病人 林 助 同五拾三

此者當村百姓喜八郎下人にて御座候處此度林助並弟平六……並下人を免喜八郎小家罷成候

寛文十三年麻植郡西川田村棟附帳

高拾九石壹斗貳升五合 一 家 本百姓孫左工門下人筋 茂 平 次 歲三拾貳

此者本姓孫左工門下人にて御座候處孫左工門作たはれ申に付此茂平次壹家之百姓に罷成候

(下 畧)

享保元年麻植郡西川田村棟附帳

壹 人 治五右工門下人 忠 右 工 門 歲八拾

此者親與治右工門義名西郡城之内村百姓吉右工門聲に罷成り當分四男之かけへ參小家を口居申候今以伴共彼村に居申候立木傳左工門様御改之刻より見懸銀彼召上今以彼村に而見懸銀指上申候

高拾石貳斗四升七合

一 家 間 人 長 右 工 門 歲六拾五

此者親與兵衛は助右工門小家と立木傳左工門様御改之刻に付上申候とも元木助右工門義は與兵衛弟に而御座候に付與兵衛伴長右工門義此度本家に互得心之上仕申候

○小家五軒

小 家 與三兵衛かけ 加 右 工 門 歲五十二

享保貳石壹斗六升三合六勺

一 家 百 姓 久 兵 衛 歲五拾五

此者立木傳左工門様御改之刻は六左工門小家と付上申候へ共此度御改には互得心之上小家放壹家と仕上候

壹 人 久 兵 衛 子 又 右 工 門 同貳拾三
 壹 人 又 右 工 門 弟 德 太 郎 同拾三

○小家二軒

文化五辰歲麻植郡西川田村棟附人數御改帳

一 家 御 藏 百 姓 膳 吉 歲五拾七

此者本家悦右工門儀當郡種野山へ住替仕候に付互得心之上小家放奉願候處御聞届被仰付候に付壹家に付上申候

(下 略)

文化五辰歲麻植郡東川田村棟附人數御改帳

小 家 御 藏 百 姓 住友彦兵工忌外 吉 作 歲五拾九

此者前書曾平伯父に而安永六酉年別家仕會平同斷上り知に相成候に付此度御藏百姓と付上申候

(中 畧)

壹 人 安助子(吉作の養子安助) 住 友 源 次 郎 同八ツ

此者天保三辰年新山引除五人組被仰付尙亦嘉永貳酉年新用水御普請中人夫召遣方裁判被仰付候所心懸宜敷發端より打詰出情相勤已後右井筋を始田面に水取之節水配方等裁判被仰付勤中苗字帶刀御免被仰付旨同四亥年被仰渡候

馬 壹疋

小 家 御藏百姓 律藏忌外 繁 次 歲拾四

此者同小家御藏百姓郷鐵炮原田辰次郎子に而文化五辰年百姓居り之節別家仕候

壹 人 繁 次 弟 道 次 同七ツ

小 家 御藏百姓 伊勢助忌外 文 五 郎 歲三拾

此者本家伊勢助同斷上り知に相成候に付此度御藏百姓に付上申候尤文五郎父文左工門儀伊勢助本家銀右工門死後伊勢助家より相別候者右故小家と付上申候

(下 略)

一 壹 家 御藏百姓 甚 右 工 門 歲五拾八

此者當村野山へ在付居申御藏百姓悅次郎小家に御座候

(下 略)

猿牽は所謂猿まはしである社會的地位は低いけれども其勤め柄には駈出奉公人もある又御手林制道役もやる掃除は通路其他旅人の行倒を始末し汚穢物を掃除するより起つた明曆年間には乞食といひ明治五年壬御戸籍

には傀儡師人形舞と化した傀儡師はククツと稱して偶人を歌に合せて舞はせる伎である

賤民は大体に於て奴隸制度のもので國法上よりせば家人(下人)奴婢陵戸の三つに分れる勿論良民と通婚は出來ぬ社會的には全く別扱ひである其の家人と奴婢とは官に附くものと個人に屬したものと二種ある而して家人と奴婢とは他の附屬として同じく奴隸であるが御家來(家人)だといへば肩廣く下人(奴婢)といへば賤しい小高取の條にある小笠原長房は源頼朝の家人でいはず奴婢の類であるが其主人の地位上れば長房の地位も高くなつた長房時代に良民の大江廣元は鎌倉幕府に走り好んで賤民の地位に入つた文化五辰歲麻植郡東川田村猿牽掃除棟附人數御改帳

一 壹 家 御藏猿牽 安 太 郎 歲四拾八

此者祖父安之丞儀元文三午年當村棟附御帳に肩書猿牽駈出奉公人と相付左書に此者祖父九兵衛儀立木傳左工門様當村棟附御改之節壹家猿牽駈出奉公人九兵衛歲五拾七と御帳に付上左書に此者寛文十一年より御給人長谷川越前様駈出奉公人と野々村左門様御改之節も付上申候但し長谷川主計様御拜知川成跡川原林御行被仰付所に居申候様付上候所其節九兵衛一家小家共夫役被仰付百姓九兵衛と夫帳に相付小役引御付札御座候今以長谷川民之助様御駈出に罷成當村御手林制道役仕居候旨付上御座候然る處寛政三亥年長谷川近江様御拜知御上り知に相成居申此度棟附御取調に付右之運申上候所御詮議之上本末共御藏猿牽と付上夫役被仰付候且彼者儀享和三亥年より當村野山へ罷越相稼居申候

壹 人 安 太 郎 母 む 同七拾貳

小 家 御藏猿牽 安太郎忌外 七 彌 同七拾四

此者父喜次郎代享和三亥年より當村野山へ罷越相稼居申候

壹 人 七 彌 父 喜 次 郎 同六拾三

此者當村御藏猿牽澤右工門弟に候所養父源兵衛男子無御座幼少より内分養子に相成妻帶之上男子七彌與

吉音之助百藏女子とめ出生仕居申此度棟付御取調に付不行着之段奉恐入有体申上居懸り養子に御願申所御詮儀之上御別儀を以御聞届被仰付文化五辰年御郡代稻田武七郎様渡部一左工門様より喜治郎並出生し男女子共御暇御証文頂戴仕源兵衛家督相續之養子に罷成候

壹 人 同 人 母 す 同 五拾四

壹 人 同 人 弟 音 之 助 わ 同 貳拾壹

壹 人 同 人 妹 と 藏 め 同 拾九

小 家 御藏猿牽 安太郎忌外 熊 治 郎 藏 め 同 拾七

此者享和三亥年より當村野山へ罷越相稼居申候 同 拾五

壹 人 熊 次郎 妻 む 助 め 同 拾四

小 家 御藏猿牽 安太郎忌外 林 之 助 め 同 拾三

此者享和三亥年より當村野山へ罷越相稼居申候 同 拾二

壹 人 林 之助 母 は 類 助 同 拾一

小 家 御藏猿牽 安太郎忌外 伊 勢 之 助 類 助 同 拾

此者享和三亥年より當村野山へ罷越相稼居申候且眼氣に御座候に付其段申上候所御見分之上夫役御免被仰付候 同 拾

壹 人 伊勢之助 妻 と 太 め 同 拾

壹 人 同 人 子 豊 八 太 め 同 拾

小 家 御藏猿牽 安太郎忌外 常 八 太 め 同 拾

此者享和三亥年より當村野山へ罷越相稼居申候 同 拾

壹 人 澤 治 母 郎 ぞ の 同 拾

壹 人 同 人 妹 も と の 同 拾

小 家 御藏猿牽 安太郎忌外 音 之 助 と の 同 拾

此者享和三亥年より當村野山へ罷越相稼居申候且音之助儀は當村御藏猿牽林之助兄に而御座候所養父宗待男子無之先年内分養子に相成男子久米之助女子貳人出生仕宗待夫婦共相果居申此度棟付御取調に付不行着之段奉恐入有体申上居懸り養子に奉願候處御詮儀之上御別儀を以御聞届被仰付御郡代稻田武七郎様渡部一左工門様より音之助並出生之男女子共御暇御証文頂戴仕宗待家督相續之養子に罷成候

壹 人 音 之助 妻 と 助 め 同 拾

壹 人 同 人 娘 く に 助 め 同 拾

壹 人 同 人 子 久 米 之 助 ね 同 拾

壹 人 同 人 娘 と 助 め 同 拾

壹 人 御藏掃除 初 太 郎 助 め 同 拾

此者親喜兵衛儀は根元美馬郡重清村掃三五郎影之者に候所親喜兵衛代當村へ罷越當村猿牽真佐右工門様

妻に仕親喜兵衛儀は享和三亥年病死仕右同年貳人之伴共當村野山へ罷越相稼居申候然る處此度棟付御取調當村へ住替被仰付旨奉願候所御詮儀之上御別儀を以御聞届被仰付文化五辰年美馬郡好御郡代平瀬所兵衛様森柳藏様より住替御證文頂戴仕當村掃除に罷成候

小 家

御藏掃除 初太郎弟 源

之 助

歳四拾四

此者兄初太郎同所御藏掃除に罷成候且享和三亥年より當村野山へ罷越相稼居申候

壹 人

源之助 妻

め

同五拾貳

家數合拾壹軒

自分家

内 九 軒

猿 牽

内 貳 軒

掃除

人數合三拾壹人

内 拾五人

女

殘而拾六人

内 三 人

拾四歳以下六拾壹歳以上

同 十三人

拾五歳より六拾歳迄御役員

右者麻植郡東川田村之内野山猿牽棟付人數老若歳數支離者病人等且先年棟附御帳に洩居申者於有之は今度書載可申候並御信知入之者又は御譜代者亦御給人に不相斷小家人等筋目違帳面に相記候儀右彼是其外相違之儀仕上追而於相顯共相改候庄屋五人組屹度曲事可被仰付旨重々被仰渡奉長誓紙之上全無相違相改帳面指上申所如件

文化五辰年四月

麻植郡東川田村庄屋 原 團 兵 衛

同村 五人 組 惣 兵 衛

同 孫 兵 衛
同 多 七 郎
同 久 左 衛 門
同 大 三 郎
西川田村組頭庄屋 住 友 尉 之 助

稲田武七郎様

渡部一右衛門様

右者此度棟附御改被仰付去る文化五辰年御帳面相仕立御見分奉請御座候所此節清帳被仰付奉長候然る處右御見分後役儀御免死亡之者も御座候に付猶又私共重々相調清帳指仕上申所如件

麻植郡東川田村庄屋助役 高 尾 莊 十 郎

同 村 五 人 與 高 尾 淺 次 郎

同 繁 右 衛 門 郎

同 原 田 源 三 郎

同 藤 田 龜 太 郎

同 小 林 藤 三 郎

同 同 村 與 頭 庄 屋 原 爲 十 郎

右者麻植郡東川田村之内野山棟附御改被仰付文化五辰年稲田武七郎渡部一左衛門彼地白罷越棟數人數逸々相改置今度帳面相極處如件

(備考)外に猿牽拾貳軒(別帳で)

此の暇あるものは其管理者暇を出すのであれば許可の義である

文化五辰歲麻植郡西川田村棟附人數御改帳

一 壹 家

藤川九兵衛様頭入本百姓作彌名子 鹿右工門

歲四拾五

此者祖父平藏儀享保五子年棟附御帳肩書彌平名子と相付壹家に付上御座候其餘名子之者共者小家に付上御座候懸平藏儀も同様付上可申運に候處右様壹家と付上不引合候段此度御取調に付相調候得共委曲相分り不申有姿申上候處御詮儀之上前御帳に右様付上御座候義故此度も壹家に付上候様被仰付候此者阿波郡大俣村御給人長江浦之助様頭入百姓長右工門二男にて前名鹿之助と申節養子作右工門男子無御座家督相續養子に仕度旨奉願享和二戌年右御給人様より御暇証文被下置御郡代岩田内之助様御見印頂戴仕作右工門家督相續之養子に罷成候(下略)

小 家

藤川九兵衛様頭入本百姓作彌名子 要次郎

歲貳拾壹

此者父伊勢之助儀前書久米彌養父形助弟にて天明四辰年別家仕候

(下略)

元文三年麻植郡東川田村棟附帳

小 家

六左工門從弟 常右工門

歲三拾八

右者長谷川民之助様當村御拜知彌三右工門伴にて御座候處同御拜知百姓與一右工門方へ家督相續養子に仕度云々

文化五辰歲麻植郡東川田村棟附人數御改帳

小 家

御藏百姓 四郎次忌外 權之助

歲三拾四

(中略)

壹 人

權之助 父 彌次 右工門

同六拾六

(上畧)御暇証文郡御奉行黒部與兵太夫様御見印頂戴仕養母茂八郎後家家督相續之養子に罷成候然處實

は右証文不申受己前より内分養子に相成男子壹人出生仕居申段此度棟附御取調に付顯然仕不行着之段奉恐入有体申上居懸り養子に奉願候處御詮義之上御別義を以御開届被仰付御郡代稻田武七郎様渡部一左工門様より右旨趣別証文に御付紙被仰付候

小 家

御藏百姓 四郎次忌外 柳右工門 後家

歲六拾三

(中略)

壹 人

柳右工門後家 養女い

同拾七

此者當村御藏百姓音次郎様にて御座候處右柳右工門後家男女子無御座孫之筋目を以幼少より囑請御座候に付此度棟付御取調に付有姿申上居懸養母に奉願候所御開届被仰付候

馬 壹疋

小 家

御藏百姓 大三郎忌外 文兵 工

歲三拾三

此者本家大三郎同斷上り知に相成候に付此度御藏百姓と付申上候且文兵工儀者名西郡廣野村御藏百姓惠四郎弟にて候所養母利十郎後家女子壹人相控男子無御座文化八丑年内分養子に相成妻帶仕居申此度棟附御取調に付不行着之段奉恐入有体申上居懸り養子に奉願候所御詮義之上御別義を以御開届被仰付名東名西御郡代速水善作様伊勢黙介様より御暇証文頂戴仕利十郎後家家督相續之養子に罷成候

壹 人

文兵 工 妻 同貳拾八

同四拾八

壹 人

同人 養母 同四拾八

同四拾八

小 家

御藏百姓 大次郎忌外 九郎 十郎

歲五拾七

此者本家大次郎同斷上り知に相成に付此度御藏百姓と付申上候且九十郎儀に當村御藏先規奉公人惣右工門弟前名牛五郎と申節享和貳成年御郡代稻田武七郎様岩田内之助様より御暇証文頂戴仕養母久四郎後

家養子に罷成候然る處右九十郎儀實は惣右工門兄之所不心得を以弟之様申上並久四郎後家義は天明八寅年相果居候所存生之姿に相成居申段等不行着之段此度棟附御取調に付顯然仕奉恐入有様申上居懸り通奉願候所御詮義之上御別義を以御開届被仰付御郡代稻田武七様渡部一左工門様より右運別証文に御付紙被仰付候

壹 人 九十郎 妻 し 本 百 姓 小 作 年三十二

身上の事は種々の出来事がある公然戸籍の上に人身賣買を承認した當時には其の多くが米を借用し其代に家族を沈めかけたそれには本米捨はまだよい方で米返の時もある此場合には本米が返却出来ねば其期限に達しても歸ることが出来ぬ

寛永九年正月廿五日麻植郡之内西川田村御藏入分政所百姓棟人数之御帳

高四拾石七斗九合

一棟貳間 本 百 姓 小 作

(中 略)

高十一石之内 棟二間 親 理 右 工 門 同五十

(中 略)

壹 間 小作下人 理 市 同三十一

(中 略)

但銀子百廿五匁に近藤長右工門に一年を五十目つゝの割にうり申候

高十三石三斗三升二合 ち、内

壹 間 小作なこ 彌 八 郎 同四拾五

弟 二 郎 七 但銀子八十目ことに御年きり明さい(名西)郡せき(關)村六太夫にうり申候

(下 略)

寛文拾三年麻植郡西川田村棟付帳

小 家 清之 亟 弟 次 右 工 門 歳三拾壹

(中 略)

壹 人 買 人 仁 藏 同拾五

此者阿波郡東林村庄兵工世伴寛文拾壹年より本銀返し五拾目に五年切に買居申候

高七石四斗二升

一 壹 家 御ろう人間人 善 三 郎 戌より引る 歳五拾貳

壹 人 善三郎子 八 右 工 門 同貳拾五

此者同郡別枝山庄右工門方へ本銀拾五拾五匁に寛文七年より八年切に賣申候

(下 略)

寛文十三年麻植郡西川田村棟附(摘出)

買 人 久米左工門 本銀返 貳百匁 寛文十一年より

同 清三郎 銀子 百六拾目 五年切

同 五左工門 本銀返り 百五十目 寛文十二年より

同 太郎兵工 同 八拾 五年切

同 金左工門 同 壹年切

寛文十三年麻植郡西川田村棟附御改帳

賣人之覺

賣	長	左	工	門	
買	助	三	郎		永代 三百八拾目
同	美		治	郎	五年切 百六拾目
同	九		藏		同 百貳拾六匁

一壹 人 百姓 孫八郎弟 市 助 歳貳拾九

一壹 人 百姓 孫八郎弟 市 助 歳貳拾九

一壹 人 百姓 孫八郎弟 市 助 歳貳拾九

一壹 人 百姓 孫八郎弟 市 助 歳貳拾九

一壹 人 百姓 孫八郎弟 市 助 歳貳拾九

一壹 人 百姓 孫八郎弟 市 助 歳貳拾九

一壹 人 百姓 孫八郎弟 市 助 歳貳拾九

一壹 人 百姓 孫八郎弟 市 助 歳貳拾九

一壹 人 百姓 孫八郎弟 市 助 歳貳拾九

一壹 人 百姓 孫八郎弟 市 助 歳貳拾九

一壹 人 百姓 孫八郎弟 市 助 歳貳拾九

一壹 人 百姓 孫八郎弟 市 助 歳貳拾九

一壹 人 百姓 孫八郎弟 市 助 歳貳拾九

一壹 人 百姓 孫八郎弟 市 助 歳貳拾九

一壹 人 百姓 孫八郎弟 市 助 歳貳拾九

一壹 人 百姓 孫八郎弟 市 助 歳貳拾九

一壹 人 百姓 孫八郎弟 市 助 歳貳拾九

一壹 人 百姓 孫八郎弟 市 助 歳貳拾九

一壹 人 百姓 孫八郎弟 市 助 歳貳拾九

一壹 人 百姓 孫八郎弟 市 助 歳貳拾九

一壹 人 百姓 孫八郎弟 市 助 歳貳拾九

一壹 人 百姓 孫八郎弟 市 助 歳貳拾九

一壹 人 百姓 孫八郎弟 市 助 歳貳拾九

一壹 人 百姓 孫八郎弟 市 助 歳貳拾九

一壹 人 百姓 孫八郎弟 市 助 歳貳拾九

一壹 人 百姓 孫八郎弟 市 助 歳貳拾九

一壹 人 百姓 孫八郎弟 市 助 歳貳拾九

一壹 人 百姓 孫八郎弟 市 助 歳貳拾九

一壹 人 百姓 孫八郎弟 市 助 歳貳拾九

一壹 人 百姓 孫八郎弟 市 助 歳貳拾九

一壹 人 百姓 孫八郎弟 市 助 歳貳拾九

一壹 人 百姓 孫八郎弟 市 助 歳貳拾九

一壹 人 百姓 孫八郎弟 市 助 歳貳拾九

一壹 人 百姓 孫八郎弟 市 助 歳貳拾九

一壹 人 百姓 孫八郎弟 市 助 歳貳拾九

一壹 人 百姓 孫八郎弟 市 助 歳貳拾九

一壹 人 百姓 孫八郎弟 市 助 歳貳拾九

一壹 人 百姓 孫八郎弟 市 助 歳貳拾九

一壹 人 百姓 孫八郎弟 市 助 歳貳拾九

一壹 人 百姓 孫八郎弟 市 助 歳貳拾九

一壹 人 百姓 孫八郎弟 市 助 歳貳拾九

一壹 人 百姓 孫八郎弟 市 助 歳貳拾九

一壹 人 百姓 孫八郎弟 市 助 歳貳拾九

一壹 人 百姓 孫八郎弟 市 助 歳貳拾九

一壹 人 百姓 孫八郎弟 市 助 歳貳拾九

一壹 人 百姓 孫八郎弟 市 助 歳貳拾九

一壹 人 百姓 孫八郎弟 市 助 歳貳拾九

一壹 人 百姓 孫八郎弟 市 助 歳貳拾九

享保六年麻植郡西川田村棟附帳

一壹 人 治五右工門下人 三

此者庄屋治五右工門小家忠兵衛下人にて立木傳左工門様御改の節さる歳拾貳と付上申候然處に忠兵衛方

より治五右工門親五助銀子貳百目の永代買申に付治五右工門下人に付上申候

壹 人 (庄屋) 治五右工門下人 三 吉 符箋はる 歳五拾九

此者庄屋治五右工門小家忠兵衛下人にて立木傳左工門様御改の節さる歳拾貳と付上申候然所に忠兵衛方より治五右工門親五助銀子貳百目の永代に買申に付治五右工門下人に付上申候

小 家 八右工門從弟 紋 兵 衛 同三拾壹

壹 人 彌兵衛子 實 之 助 同三ツ

此者同郡別枝山新兵衛方に年切身賣仕居申候

壹 人 □ 助 弟 喜 右 工 門 同三ツ

寛文十三年麻植郡東川田村棟附御改帳

壹 人 賣 人 彌藏子 仁 藏 歳拾八

此者名西郡の内高島村岡津二郎兵衛殿方へ代銀五拾目の本銀返し承應四年より五年切賣置申候

壹 人 太郎次郎子 市 ぼ う し 歳拾二

此者長谷川越前様御内馬詰五兵衛殿方へ代銀三拾目の本銀返し承應三年より拾年切賣置申候

壹 人 太郎次郎子 太 郎 同十六

此者長谷川越前様御内岡津二郎兵衛殿方へ代銀三拾五目の本銀返しに明暦元年より五年切賣置申候

壹 人 太郎次郎子 せ ん 同拾壹

此者長谷川越前様御内七條四郎左工門殿方へ代銀給五夕の本銀返し明暦元年より十年切賣置候

壹 人 與 七 郎 弟 三 五 郎 同拾九

此者同村西川田村七兵衛方へ代銀五拾目の本銀返し承應三年より五年切賣置候

壹 人 友 藏 子 又 藏 歳貳拾壹

此者同村西川田村與七方へ代銀六拾五夕の本銀返し明暦之年より五年切賣置申候

壹 人 九郎右工門子 八 藏 同貳拾六

此者渭津町いしや卒菴方へ代銀九拾目の内拾夕拾八拾目の本銀返承應四年より五年切賣置申候

壹 人 彌左工門おい 甚 作 同貳拾三

此者同郡の内別紙山甚左工門方へ代銀百日本銀返し承應三年五年切賣置申候

壹 人 二 郎 吉 弟 吉 藏 同三拾三

此者同村西川田吉左工門方代銀七拾目に承應四年より五年切四拾目拾三拾目の本銀返しに賣置申候

壹 人 二 郎 吉 弟 彦 十 郎 同三十一

此者同村孫兵衛方へ代銀七拾六夕に承應四年より六年切本銀拾に賣置申候

壹 人 市 右 工 門 同四拾六

此者同村へ代銀百五拾目の本銀返の身を賣居申候處に同村伯父孫左工門承應貳年より請戻仕申候

壹 人 市 右 工 門 弟 彌 右 工 門 同三拾五

此者代銀百七夕に賣居申處御給人坂崎五郎□様より慶安三年に御請戻相渡居申候

壹 人 彦 太 夫 下 人 又 右 工 門 同四拾三

此者渭津かみや町徳左工門へ代銀百三拾目の本銀返し承應貳年より五年切賣置申候

壹 人 善 之 丞 下 人 久 藏 同貳拾四

此者同村四郎左工門方へ代銀百目の本銀返しに明暦元年より貳年切に賣置申候

壹 人 清 兵 衛 同三拾四

此者代銀百五拾五夕に百姓孫六郎賣置申候を慶安貳年に青山勝助方へ御請被成御仕申候

文化五辰歲麻植郡東川田村棟附人數御改帳

一 壹 家

(馬 壹 疋)

丑

五

郎

歲貳拾壹

此者祖父喜八郎儀は當村與頭庄屋住友膳之亟下人にて喜八郎並弟富助妹さん三人壹紙証文を以享保十二年より拾ヶ年切代銀五貫目の本銀返し主人膳之亟より長谷川朝之進様御家來市中住居醫師住友玄隆先代住友辨左工門へ賣渡尤右証文之奥に御郡様へ相願事足り申儀に候へば辨左工門家來に相居候共膳之亟方に故障無之旨別段に相認猶亦印形仕候得共元文三年棟附御改には膳之亟下人に相付居右玄隆當村に控地有之右之内扶持地に囉受建家仕玄隆下人居りに罷在候に付此度棟附御取調に付右之運申上候處御詮儀之上賣人御傍正己後御証文故右運御取上不被仰付御成米之通膳之亟子孫住友虎藏玄隆双方□御取放之上御藏百姓に被仰付旨被仰渡候に付壹家百姓と付上申候(下略)

斯る如き人身賣買は貧賤の爲め之れをなす者多くなり奴婢となる者が絶えずあつた此禁制は鎌倉時代なるも戰國時代人生困苦人心荒廢の結果であるが延寶頃まで盛んに之れが見えただけでも享保棟附には帳面の上に散見せぬやうになつた藩として其當初は人身賣買を認めたことは御壁書に

第十一國中百姓等或奉公養子入贅嫁入或出家職人を望者人之賣並に人之質入等族有之而他郷へ罷越義何時も代官下代(後の手代)へ能相伺於得心者其沙汰の然は其節之趣兩方造成墨付取替可申若無其義取違仕於後に申事仕族何時も其者可返但嫁入從今日跡之義可爲縁付事

とある其後は人身賣買は棟附面に見えぬは貸借証文に付同一精神に依て行はれたは表面上人格の尊重である寛文十三年麻植郡東川田村棟附御改帳の明曆三年正月二十三日の張紙に

小 家

乞食人但奉公人之内 喜

助

歲參拾貳

此者奉公人清左工門從弟に御座候明曆元年より氣違女子にもかまい不申方々乞食仕廻り申付駈どもは鼻孫二郎方に居申候

第二編 (下)

現代行政

慶應四年戊辰正月(九月八日明治と改元)王政復古の曙光を見るに至つた其前年徳川慶喜大政奉還し同十二月九日朝廷維新の大號令を發し給ふた其年松平阿波守齋裕卒去せられた此時徳川慶喜は叛旗を翻して朝敵となつたが爲めに太政官より

徳川慶喜叛逆に付而は松平之苗字を稱し居候族は向後大小名其本姓に復し候様御沙汰候事

この布告が出たので齋裕二男茂詔は蜂須賀二代の太守至鎮以來徳川將軍家より授つて襲稱して來た松平の氏稱を廢して蜂須賀の本姓に復し三月八日封を襲いて蜂須賀拾五代となり權中納言阿波守蜂須賀茂詔と公稱し改元と同時に藩は徳島藩と改稱仰付られて其年十二徳島藩記念の三匁札が發行せられた此時猶は阿淡兩國は蜂須賀家の封土にして郷分行政の機關の首府たる郡代所もあれば村行政の機關たる村役人も以前の如くで與頭庄屋以下五人組も其儘であつた明治二己巳年正月府藩一致の朝命が下つた結果藩政機關を改革したと同時に郡代奉行を廢して郡奉行を置き同年三月市郷役場を廢して民政役所をなし數名の民政奉行を置いて郡行政の司としたが村行故の上には少しも變りはなかつた同年六月藩主茂詔封土版籍を奉還したので以前の封土は全く朝廷に歸したが舊城内に徳島藩廳が置かれて藩知事には蜂須賀茂詔が仰付けられた此月川島町に徳島藩廳牧民課の西出張所が置かれた是を知藩事時代の初として間もなく西牧民所と改稱なつた同年九月村行政も少しも變更せられ與頭庄屋の内より大庄屋肝煎とを置いて與頭庄屋以下村役人を統率せしめた此年十一月既

に藩士もなくなり全部御藏となつたので

此度御一新に付諸郡村浦庄屋肝煎並其内無苗字之者以後勤中苗字帯刀差免並脇指元免無之五人與共義も勤中脇指差免候且又舊給知頭入之者庄屋申付候得共肝煎と相唱來候得共已後之義總而庄屋と相唱へ候様申付候條其段其方共手許におゐて村浦役人共へ申渡無苗字之庄屋共儀は其後相乗候苗字相認近々内牧民所へ案内申出候様且又可申候以上

十一月

牧民所

と發令し南北各牧民出張をして管轄郡内の大庄屋及び與頭庄屋に通牒せしめて肝煎庄屋と直し無苗字の庄屋も苗字を名乗り五人與も一般に脇指させるやうにした

明治三年十一月本郡内に一名の大里長と一名の大里長補を置いて大庄屋以下村役人の牛耳を執らせて就れも勤中士族で職務上には少しも違ひがなかつた明治四年三月次の如き達書が發表せられた

大庄屋同御用代與頭同助役御用代庄屋同助役御用代島年同御用代郷目付五人與御年貢取立役空地下調役砂糖益銀取立銀札目附

右夫々今般御改正に付役儀解申候條無洩様至急布告に相及可候也

辛未 四月 西民政所 麻植郡中大里長 筒井萬甫 同補中

辛未は明治四年にして其年三月限り従前の村役人は一掃せられた次に此時より明治維新に至るの間の村役人で當村に關係あるものは次の如くである

東川田村庄屋 佐々本 佐藏
西川田村庄屋 金山 六郎

以上の庄屋を押へ明治維新の前後より此時迄續いた與頭庄屋は次の如である

東川田村與頭庄屋 原 爲雄
西川田村與頭庄屋 住友 治五郎

以前の村役人が廢止となつたと同時に川島に西民政所が置かれ本郡の大里長は瀬詰村與頭庄屋の阿倍豊三郎となつた又郡内を組に依つて分ち其組毎の長として里長又は里長補を置いた其他組内の村々には與頭又は與頭補等を置いた當地は四番組(?)

里長 金山 六郎
與頭 佐々木 佐藏

伍長

高見文三郎	黃田忠左工門	住友繁太郎	住友半平
高尾高三郎	土居昇平	佐藤哲之助	原田長久郎
横田柳藏	小川善平	岸上與八郎	大坪兵八郎
西條増之丞	原田小次郎	原田淺次郎	佐藤英之助
池本又太郎	三木柳次郎	住友磯吉	吉田甚之丞
藤森安藏	原田源三		

右は本年九十三歳になる二老人住友住藏長地増太郎の談による

(佐々木輝輔氏藏)

川田村 佐々木 佐藏

與頭申付候事

(明治四年)三月

西 民 政 掛

此時出された趣意書中に併合村は一村と心得同心協力肝要たるべき事

御年貢諸割符物之儀御村々一傍示毎に伍長兩三人宛年番之者傍示中割符取立引受相勤め其時組(奥)頭へ指出里長都而致すべき事但年番伍長名面之義は何傍示に而誰々書付可申出事
又同時に同された里長組頭條目中に

番中各併合村と相心得候御趣意上諸事協力して至治に歸し候様盡力すべき事大里長は布告物其餘達之事是有る節は停滯なく里長より組頭に達し組長より觸使を以て伍長に傳へ伍長より組内人別へ申つけ萬事梗塞なき様取行申べし里長は従前の大庄屋組頭は庄屋伍長五人與に對し候様心得可き事訴法事願人中の伍長より相手乙の伍長え申談し相濟候様取濟ざる時は組頭へ申出協力説諭又は片着かざる時は里長へ申出共に盡力致し其上にて落合不申時は發端より掛りし伍長與頭里長等手掛し始末相認め添書又は奥書にして其手大里長へ願出させ候事但し訴法を手懸け候節は袴を着け嚴重に聽斷すべし尤伍長は袴持合無之は羽織にて苦しからず又組頭里長に於ては必ず着袴すべし
御用に付出手する時は組頭以上は必帶劔着袴すべし

(中 略)

御役場を始め大里長より日限配りし物従前村々毎に遅延して御用支で成し事多し今後弊を洗除し期限通り報告すべき事

とある又當時出された里長心得の第一項は「里長役之儀は一村之長として百姓共へ傳達之事件を始め平生世話駆引等其役務なり時に依り村中之總代に取立申に付謹而御に政之御趣意を奉し精勵遂く可き事」とあるので里長以下村役人の任務の程が推して知られる此時代に於ける各役人の給祿は大里長拾貳石同補拾石里長八石同補六石組頭及び同補四名で現米給與であつた伍長は無祿で脇指指すのを免せられた位が取得であつたと

思ふ先是原田小次郎は麻植郡監査役を明治二年六月十三日に同四年正月晦日に士族世話役にと仰付られた明治四年辛未七月阿波藩は廢止となり徳島縣が置かれたが同年十一月徳島縣が設けられたが郷村行政の有様は別に變りもなかつた明治五年五月に區制が布かれる時に至つて以前の大里長以下與頭で區制施行に要する適當な役人は其内より採用し其他は總て解放された

明治五年五月に區制が布かれて名東縣内を大小區に分つた此時本郡は第五區で當町は第四小區である此小區の中も行政の都合幾つもの組になした大區長は筒井萬甫で其後大區長を戶長と戶長を副戶長と改めた此時麻植郡戶長(後の郡長)は阿陪省三郎四小區副戶長は明治五年六月森興の戶籍袖中記に四小區副戶長住友治五郎とある壬申二月二十七日調には

四 小 區 一等戶長 安陪彌太郎
一等副戶長 佐藤龜藏

後日の記に佐々木佐藏

とある副戶長は數村の長であつた年番伍長は一月代りに伍長頭となつた其職務を監督督勵するのであるから二入置かれた譯である明治五年六月各小區に用掛を置いた (佐々木正輔氏藏)

麻植郡第四小區用掛申付候事
壬 所 六 月 名 東 縣 佐 々 木 佐 藏

明治六年八月大區の長たる戶長を區長と小區の副戶長を戶長と改め更に其下に副戶長を置かれた此時四小區は

一等戶長 阿陪彌太郎 一等副戶長 佐藤龜藏
同 佐々木佐藏 同 住友新十郎

同 金山六郎

當時五大區々務所は川島町に置かれて區長戸長は此所へ出張勤務し副戸長伍長の如きは自宅に於て執務し用ある時は區務所に呼ばれ或は自ら其所へ出張して事務を辨じた

明治七年一月一日用掛を村長と改稱し同年十一月八日村長を廢して副戸長とした其翌年十二月年番伍長を廢して伍長頭とした明治八年五月三日區長戸長改正の布達があつて同年八月九日以前官選であつた區長と正副戸長は公選になすべき旨の布達があつたが同年十二月十九日公選の區戸長を廢して官選にした此時の區長は三宅盈兵衛らしい明治九年八月名東縣を廢止阿波國を高知縣へ合併なつた同年十月十九日公選區戸長解職して官選にすべき旨布達があつて實施せられた一度何村戸長役場と標榜して居つたが區制は明治十一年十二月卅一日限り廢止となつた

第五大區四小區二等副戸長申付候事

明治八年五月七日

第五大區小四區 副戸長

佐々木 佐藏

名 東 縣

依願職務差免候事

明治八年十一月十五日

第五大區四小區 二等副戸長

佐々木 佐藏

名 東 縣

第五大區四小區副戸長申付候事

明治八年十一月廿日

(佐々木輝輔氏藏)

佐々木 佐藏

名 東 縣

阿波國第五大區四小區一等副戸長申付候事

明治九年十二月二十日

(佐々木輝輔氏藏)

佐々木 佐藏

高 知 縣

依願職務差免候事

明治十年^六月廿五日

阿波國第五大區四小區 一等副戸長

佐々木 佐藏

高 知 縣

佐々木佐藏經歷御尋に付左上申 (原文)

(原田武一郎氏藏)

文化十四年五月に川田村亡父虎藏貧家の二男に生れ一家維時の爲め漸く十五才の時即ち天保二年正月より池本助之丈殿方え丁稚奉公に罷出天保十一年正月より相勤廿七才の時天保十四年十二月より住友半十郎殿へ仕安政四巳年十二月十七日に御郡代赤川三郎右衛門殿御召に付出頭仕候處五人組役御申付相成尙又文久元酉年十二月四日に御郡代右同人より御召に付出頭仕候所御取立助役を蒙り明治二夏季迄相勤尙又明治二己年冬季より西民政掛より與頭役を蒙り尙又明治四未年十二月に西民政出張所より與頭補を蒙り明治五年六月名東縣より用掛を蒙り明治八年五月七日五大區四小區副戸長を拜命又明治八年十一月に五大區四小區一等副戸長名東縣より拜命明治九子年十二月廿日五大區四小區一等副戸長を高知縣より拜命明治十丑年六月廿五日依願退職同年冬より地租改正總代となり明治十五年八月より勤め又明治十九戊年七月九日徳島縣より兵務世話役を蒙り同年十一月十九日丸龜十二聯隊行軍の際待遇向き都合能く相整候旨を以て御褒書其他褒賞數通頂戴仕今に兵務世話役勤務罷在候

右之通に御座候也

明治廿九年五月
麻植郡川田村長 原田好治郎殿

麻植郡川田村 佐々木 佐藏印

阿波國第五大區四小區壹等副戸長兼學校周旋係申付候事 但桁山專務

明治十一年七月二日

高知縣 原田好次郎

仕德島縣麻植郡桁山川田山種野山村戸長准十五才
德島縣大書記官從六位大越享奉

明治十^六印 亥十二月十五日

(原田氏藏)

麻植郡川田山種野山村戸長付申候事 但等外一等相當 阿波國麻植郡戸長 原田好次郎

明治十一年十二月三十一日

高知縣 藤貫一

阿波國郡村誌に

村役所

一ヶ所 本村東ノ方字川東にあり民家を借用す

一ヶ所 本村巽ノ方字横走にあり川田山村種野山村桁山村を管す

揭示場

一ヶ所 本村西入口より拾七町にあり

一ヶ所 本村西入口より壹里壹町にあり

戸數 明治九年一月一日調

本籍 千貳戸 士族 貳拾五戸 平民 九百七拾七戸

社 拾九 郷社 一 村社 貳 無格社 拾六

寺 五 眞言宗 三 眞宗 貳

庵 貳 眞言宗

總計千貳拾八戸

人 數 明治九年一月一日調

男 貳千七百四拾七口 士族 六十五口 平民 貳千六百八拾貳口

女 貳千七百貳拾壹口 士族 七拾三口 平民 貳千六百四拾八口

總計五千四百六拾八口

他出寄留 男 八口 士族 壹口 平民 七口

女 三口 平民

牛 馬 明治九年一月一日調 牡馬 三百頭

牡牛 拾五頭 牝牛 五頭

總計三百貳拾頭

舟 明治九年一月一日調

日本形五拾石未滿荷舟 拾艘 漁船 拾貳艘 渡船 三艘

總計貳拾五艘

民業

農 九百五拾戸 商 六拾八戸 工 拾貳戸

戸籍法を明かにして無籍者ならしめるといふ太政官布告が出たのは明治二年己巳三月廿一日があつたが徳島藩では明治三年九月に戸籍の編成に着手した戸籍は士族卒族を附上げたもので平民以下を附上げたものと二部に分ちて編製したが頗る杜撰なもので平民以下の如きものなるは多くは苗字もなかつたので傍示のみで組合せ何名組として戸主以下家族の名前年齢及氏神檀那寺等を附上げた位であつた其年十一月西民政所管内の戸籍は一齊に出来上つたが當時善からぬ浮説が起つて下民を惑亂せしめる虞があつて藩から民政所へ命して取締らめし觸書に

戸籍編製に付壹人前參厘の税金可取立且丑年産之者夷人に可賣渡午年産之者は生血可被吸浮説有之趣に相聞以之外之事に候編伍は以前之棟附に而百姓之系統紊亂無之後事に至而は歴然相別り相民誘掖之善を勤め惡をなからしむるは之趣意之良法にて壹人前參厘之税金之取立夷人に賣渡生血の取取候様之儀決而無之事に候此段厚く申聞年號取改等之義等不致熟々致申聞不相用又は浮説を唱へ候者有之においては屹可申付右様之訴出候においては何者によらず褒美可指遣候此段申聞置候也

午ノ十一月

とあつた午ノ十一月は明治三庚午年十一月で今の年寄中五拾歳以上のもので年が上に附いたり下に附いたりして居るは上の浮説に惑亂せられたものである

明治三年庚午三月太政官より

今般從朝廷國名並舊官名を以通稱に相用候義被停候に付士族始平民に至迄右之通通稱名替いたし候様可有之事但一字を頭に相用候儀は不苦事何兵衛、何左衛門、何右衛門、何太夫、何之進、何之丞、何之助、何之介、何之亮、何輔、何佐、何祐

と布告があつた此上論に依りて名替をしたのは澤山あらう明治三庚午年十一月身居解として士族卒の外は身分に階級なきを告知せられた達書は次の如くである

明治三年霜月廿四日左之通被仰付候寫 (阿波郡伊澤村伊澤俊吉氏藏)

今般藩制被仰付士族卒之外別不可有級之御主旨に就て者身居人之義總而解放更に右之通申付之事

庚午十一月

西 民 政 所

一小高取

右者身分卒申付小高取之義總而被召上更に右之割合之通稟米を以賜候
從前被下高正處務八石以上五石三石以上三石壹石以壹石其外秋を以賜候事

次の文書を對照せられたい

(那賀郡坂野村栗本純一郎氏藏)

今般藩制被仰出士族卒之外別に不可有級之御主意に就而者在々身居人之義總而解放更に左之通申付候事但士族と雖歸農御差許に相成候懸りに候得者平民に相成度志願之者及郡付卒申付候者之中にも軍役之都合に因村付卒に成相度志願之者等於有之而者其趣可願出檢儀之上願之通可申付候事

一小高取

右者自今卒申付小高取義者總而被召上更左之割合之通稟米を以賜候事
從前被下高之正所務八石已上八石五石已上五石三石已上三石壹石已上壹石壹石其已下金を以賜

一小高取格

一御建置浪人

一郡付浪人

一三領壹疋

- 一 壹領壹疋
- 一 支配外無役人
- 一 小高取小家
- 一 郷付銃卒

右者自今郡付卒申付一家夫役帶刀指免大里長管轄候事

但子弟別家の節は百姓たるべき事

- 一 小高取格小家
- 一 御建置浪人小家
- 一 郡附浪人小家
- 一 御銀主
- 一 無役人
- 一 本人惣領苗字帶刀夫役御免人
- 一 苗字帶刀夫役御免人
- 一 郷付浪人
- 一 郷土原土舊家來
- 一 夫役脇指御免人
- 一 夫役御免人加子役御免人之類
- 一 苗字帶刀先規奉公人
- 一 先規奉公人權下奉公人之類

右者自今村付卒申付本人惣領無役帶刀指免里長管轄申付候事

但し當人生徒之義者無役□等是迄之通申付尤先規奉公人共之義者是迄勤來候役々自今惣而指免候事

一 郷付卒 舊御鐵炮

右役解放申付候事 但是迄被下有之切田之義者調取子之上名負に可居遣候事

郡付卒村付卒え別紙申渡

今般郡付卒村付卒申付候に付ては非常之節他邦軍役可申付は勿論之事に候得共孰も農業渡世之者他村滞在軍役相動候ては家業難立行實に迷惑難滞可相重候に付他邦軍役差免右軍資豫備として年々左之通軍役申上納申付候事

但平素農間村内等におゐて有志之者申合勝手に練兵執行いたし護國之心懸專要たるべき事

郡付卒 軍役三人 三人役 錢十五貫文

村付卒 軍役壹人 壹人役 錢五貫文

右夏は六月晦日迄冬は十二月晦日迄兩季に半數宛上納之事

以上の如くにして當時十族となつた者はあるが手帳の最高級であつたものが上の達に依つて卒となり祿現米を與へられた壬申戸籍に依れば

現米壹石 三番屋敷居住 祖父辰次郎亡嫡孫承祖 士族 原田小次郎 (純一の内) 壬申年三十六

(備考) 壹石は給祿で元高三石は現米貳石八斗五升と見た 長男 好次郎 同二十 父時太郎亡 きく 同二十

五月 晦日 好次郎は小次郎の養子である

現米拾貳石 士族 金山六郎 (不在) 同 井後前 (現主)

同 眞鍋幸助(才助内) 同 佐藤哲之助(景行内)

同 同 英之助(武五郎内) 同 金山喜與次(慶二内)
其外は身居解されて卒となつた卒には郡附村附とある元給人の家來分は此株に入つて以下掲げたものは皆卒
なれども元身居を見れば卒が郡附なるか村附なるかが判る

- 卒 佐藤武三郎 同 眞鍋常太郎
- 同 住友善次郎 同 大石光太
- 同 眞鍋勝助 同 佐藤貞藏
- 同 佐藤官作 同 同周太郎
- 同 同宗軒 同 同金十
- 同 同竹藏 同 同膳治
- 同 同新太郎 同 山尾修
- 同 佐原虎三郎 同 住友長十郎
- 同 住友治五郎 同 佐藤勝三郎
- 同 住友利三郎 同 眞鍋市三郎

御家來筋のもので壬申戸籍になつたものを出願してなつたものは乙亥戸籍に依れば明治十五年十一月十三日
日七族に編入せられたものは

- 殿 川喜八郎
- 三宅綱吉
- 高橋馬治郎
- 眞鍋安之丞
- 同 眞鍋安之丞

藤岡重藏
中川住壽

武田桂

此外武田桂が士族になつて居る

と長谷川家(大福院と稱す)御祈禱にて拾石高であつた

以上の如く平民以上に士族卒郡附卒村附卒があつて士族、卒とは藩付で郡付卒と村付卒とは士族卒と共に
藩の軍事掛に屬して卒以上は何にも要らぬが郡附村附兩卒は軍役金を課せられた此餘は或特殊のものにあら
ざれば皆平民に編入せられた以上は明治三年戸籍に附いたる身分の區別であるが此戸籍は本村にない
明治三年九月に太政官布告で平民一般に苗字を附けるを免されたが僧侶や尼は世捨人即ち死人も同様の扱で
苗字を免されず下人穢多非人の如きは矢張賤民扱ひ是亦苗字を附けられなかつた然るに明治四年辛未二月に
従前之下人解放申付平民たるべく候條右下人有之候向者住處名前附にして住處管轄の民政掛に來月十日
迄に可指出候者也

辛未二月廿七日

德島藩廳

といふ觸書が出た尋と其年九月に德島藩廳より

穢多非人等之稱被廢候條自今自分職業平民同様たるべき旨被仰出候に付頭並にオヤヂの名目は廢止申付
候に而は以後不都合之義無之様且市郷におゐて請持先相定候義御指留以管轄至急可相達事
尙々依規別等は未議議中に付追而可相達候也穢多非人之稱御廢候に付盜賊召捕方之義里長組頭相任候に
付而は其外適宜に應ずる人聯相居相應之給村中より取立相渡候様可達了簡候以後伍中之者盜賤相働卒出
之節は伍中之者附添可罷出候他村又は無籍之者召捕候而者其處之者附添卒出し候様無違漏相漏旨管轄里

長組頭へ至急可相達候也

辛未九月十七日

と各出張所へ達して配下の向にて移牒せしめた斯くして以前の賤民は依て平民に編入せられ士族や卒の別家は別家厄介として取扱はれた

明治五年正月戸籍掛を置かれて更に戸籍の編製に着手した此時迄も當村の住人は士族、卒、郡村卒、村付卒平民の五種であつた同年八月

(上略)卒之義此度士族に被仰付候へは一般布告可致事但御受は右區毎副戸長へ服禮に而爲申出候様御請之義は卒之内人送を以已前の仕長へなりとも取部(ツツメ)指出様候申出候等平民へ布告候様申談候事

明治五千申年八月

名 東 縣

(中 略)

右之通被仰出に付(中略)卒之義は向後都而士族へ編入せしめ郡村卒村付卒之向は都而民籍に編入之事以上の如くにして住人身分の區別は士族平民の兩種となつた明治五年に出來た戸籍取扱役を置き其下には下調人を置いて取調べをして出來たものである其内容を示せば

四百五十二番屋敷居住 士族 佐藤 哲之 助(朱)十二月廿日生 壬申年四十五

父 清 治 郎(朱)十二月五日生 同六十四

母 清 治 郎(朱)十二月五日生 同六十八

妻 清 治 郎(朱)十月九日生 同三十八

長男 泰 八(朱)十月四日生 同二十一

長男 泰 八(朱)十一月八日生 十 五

氏神八幡神社

寺川田山眞言宗醫光寺

明治十二年一月町村編制法に基き區制を廢して郡制が布かれた此の時の郡制は郡制といつても第五大區々務所を廢して麻植郡役所の管下に移り第五大區四小區となつて居つたのを麻植郡川田村と稱し村行政の役場を置かれた迄に止るのみであつた丁度自治本位の郡制が廢せられた後ちの郡役所のやうなものであつたと見ればよい明治十一年七月二日に四小區壹等副戸長になつた原田好次郎に對し次の如き辭令があるが役所の位置は維新後四年の頃北島原田音五郎方より明治八九年頃佐々木佐藏宅へ移り同拾貳年一月よりは東川田原爲十郎宅に設けこれが同十五年に現地に移つた戸長佐々木氏の次に三木徳太郎が据はつた用掛は池本又太郎で佐々木氏は地租改正總代となつた

村方改正惣代

(池本正治氏藏)

明治九子年四月廿四日改正惣代投票者成人名左に

三木 徳三郎 同人副戸長となり其後佐々木佐藏となる
池 本 又太郎 高 見 禎三郎
原 田 長久郎 右四人

實地丈二重いたし始終相勤め居候

(原田善三郎氏藏)

依改革職務差免候事

明治十二年三月四日

戸 長 原 田 好 次 郎
高 知 縣 團
戸 長 原 田 好 治 郎

主管之心得を以事務可取扱候事

明治十二年一月六日

阿波麻植 郡

役 所 阿波麻植 郡

村役所には戸長用掛筆生附屬員があつた戸長は今の村長の執り居る事務に収入役の事務を兼ね其上に登記事務迄執つて居つた用係は今の助役榮生は書記附屬員は雇と見れば可い當時其管轄區域を記別といつた阿波國郡村志には天文以往一村とある郡村誌に本町東西川田村に分割なつたは明歴三年正月廿三日と明歴三年棟附帳にある明治四年五月併して又壹村となつた同誌に四圍巨離は

- 東 瀬詰村元標へ貳拾四町貳拾五間貳尺
- 南 川田山村元標へ拾四町
- 西 美馬郡拜村元標へ壹里九町貳拾間貳尺

而して本村の元標は字川田市舊貳等道路傍にあつた又村役所の位置

一ヶ所 本村東の方字川東にあり民家を借用す

一ヶ所 本村巽の方字横走にあり川田山村種野山村桁山村を管す

一村會は其時の協議費に關する會で今の區會の如きもの記別聯合會は其共通の事件に關する會議である

(佐々木輝輔氏藏)

川田村六百拾四番地居住平民

佐々木 佐藏

一投票數四拾壹枚

當村々會議員當選相成候事

右及達候也

明治十二年四月八日

川田村役所 所 川田村

一投票數貳拾枚

當村々會議員當選相成候事

右及達候也

明治十二年四月八日

川田村三番地居住士族 原田好次郎

川田村役所 所 川田村

明治廿二年十月一日町制實施せられて川田村役場となり昭和三年十一月十日より町制施行せられた役場位置敷地建物等を出せば

位置 麻植郡川田町字三十九番ノ一

反別 百四十三坪

建物 木造瓦葺 桁行六間 梁間四間

(1) 事務室二十坪〇合〇勺

(2) 會議室(二階)二十四坪〇合〇勺

(3) 物置等(庇)六坪

土藏(二階建)桁行三間 梁間二間

町村長異動表

(認可年月日) (報酬月額)

明治二十二年十一月七日

(退職年月日)

明治二十四年八月二十日

明治二十四年七月三十日

明治二十四年九月十一日

明治二十四年八月二十四日

明治二十六年五月十日

明治二十六年五月二十九日

明治三十年四月二十九日

明治三十年四月十五日

氏名

山尾修

中野有隣

原田好治郎

三木武五郎

小林龜平

明治三十八年四月十二日 同 原田兵治郎
 明治三十九年五月九日 二五 尾形忠三郎
 大正七年六月十五日 五五 原田兵治郎
 大正十一年六月十三日 同 住友甚一

助役異動表

(備考○名譽◎有給前二同シ)

(認可年月日) (報酬年月日) (退職年月日) (事由)

明治二十二年十一月七日 明治二十四年八月二十日 明治二十四年八月二十日 家事都合 ○中西清一
 明治二十四年八月二十日 明治二十四年九月十一日 明治二十四年九月十一日 村長ニ選任 ○原田好治郎
 明治二十四年十一月十九日 明治二十五年七月十三日 明治二十五年七月十三日 縣參事會ノ議決ニ依ル ○川人文平
 明治二十五年十月三日 明治二十八年九月二十日 明治二十八年九月二十日 家事都合 ○小林泰平
 明治二十八年九月二十五日 明治三十年四月二十九日 明治三十年四月二十九日 村長選任 ○小林龜平
 明治三十年五月二十四日 明治三十二年十二月三十日 明治三十二年十二月三十日 家事都合 ○露口幸吉
 明治三十三年一月二十六日 明治三十四年九月二十日 明治三十四年九月二十日 同 ○住友繁太郎
 明治三十四年十月二十四日 明治三十六年二月一日 明治三十六年二月一日 同 ○住友壽吉
 明治三十六年二月十四日 明治三十八年十月十日 明治三十八年十月十日 同 ○佐藤爲三郎
 明治三十八年十月十日 大正五年四月三日 大正五年四月三日 同 ○池本宗太郎
 明治四十一年四月二日 大正二年五月二十六日 大正二年五月二十六日 死亡 ○住友岐九郎
 大正二年七月二十三日 大正十三年四月十九日 大正十三年四月十九日 満期 ○住友淺二郎
 大正五年五月十七日 大正八年一月四日 大正八年一月四日 満期 ○住友淺二郎
 大正八年三月十八日 大正十一年六月十八日 大正十一年六月十八日 家事都合 ○坂東覺二
 大正十一年十二月五日 大正十四年六月二十四日 大正十四年六月二十四日 同上ノ都合 ○原井健太郎
 大正十四年六月二十四日 昭和四年六月二十三日 昭和四年六月二十三日 満期 ○原井健太郎

昭和四年五月二十四日 昭和大同

収入役異動表

(備考前二同シ)

(認可年月日) (報酬月額) (退職年月日) (事由)

明治二十二年十二月二十二日 八圓 明治二十三年九月二十五日 家事都合 石本文吉
 明治二十三年九月二十六日 八圓 明治二十九年四月九日 病氣 小林友米九平
 明治二十九年四月十三日 十二圓 明治三十三年四月十三日 満期 住友甚太郎
 明治三十三年四月十七日 十二圓 明治三十三年六月五日 家事都合 住友甚太郎
 明治三十三年六月五日 十五圓 明治四十一年八月二十四日 同 横田伊三郎
 明治四十一年八月二十一日 四十五圓 明治四十一年八月二十四日 現 横田伊三郎

収入役代理吏員移動

(理由)

(決定年月日) (退任年月日) (退任年月日)

明治四十五年二月二十三日 大正九年一月十九日 退 栗飯原鐵之丞
 大正九年五月二十一日 大正九年一月十九日 退 中野彌平

書記移動

(退職年月日)

(選任年月日) (給料月額) (退職年月日) (事由)

明治二十三年一月十日 三圓 明治二十五年一月十日 減員 住友米太郎
 明治二十五年九月二十四日 五圓五十錢 明治二十九年四月八日 收入役轉任 住友米太郎
 明治三十三年四月二十六日 三十四圓 大正十年二月十八日 病氣 住友米太郎
 明治三十二年七月二十八日 十一圓五十錢 明治四十一年四月三日 有給助役薦定 住友岐九郎
 明治三十三年六月十日 十二圓 明治四十年三月三十一日 家事都合 横田源三郎
 明治三十四年十二月三日 十二圓 明治三十八年十月十日 有給助役薦定 池本宗太郎
 明治三十七年十二月十七日 七圓 明治四十年三月三十一日 家事都合 栗飯原鐵之丞

年 度	別	豫 算 額	決 算 額	摘 要
明治三十七年十二月十七日		八 圓	明治四十年八月三十一日	家事都合 原田 右一
明治四十年四月一日		八 圓	明治四十年八月十五日	同 佐藤 元市
明治四十年四月一日		九 圓	明治四十二年二月十日	同 吉田 善七
明治四十年四月一日		九 圓	明治四十年八月二十一日	收入役轉任 榎 文平
明治四十年八月二十二日		十五 圓	大正九年二月廿五日	病 氣 栗飯原 誠之丞
明治四十年八月二十二日		四 圓	大正十四年四月十一日	解 任 三木 彌太郎
明治四十一年三月十七日		十二 圓	大正五年五月十七日	有給助役薦定 住友 淺二郎
明治四十二年三月十二日		七 圓	明治四十二年七月三十一日	家事都合 町田 淺太郎
大正五年五月二十日		八 圓	大正六年六月十六日	同 林 友勝
大正六年六月十八日		十二 圓	大正七年八月二日	同 住友 長八
大正七年八月十一日		八 圓	大正八年三月四日	同 森田 重雄
大正八年三月三十一日		四十 圓	大正十四年六月二十三日	有給助役薦定 中野 彌平
大正九年六月十五日		三十五 圓	昭和四年六月二十三日	現 在 阿部 久滿
大正十年八月一日		四十五 圓		名譽職助役薦定 石本 安一
大正十四年六月三十日		三十七 圓		現 在 原 井 元平
大正十四年五月四日		三十四 圓		現 在 住友 正
大正十五年七月七日		三十四 圓		現 在 住友 覺二
昭和三年三月三十一日		二十四 圓		同 石本 真澄
昭和四年六月三十日		三十 圓		同 三木 眞澄

現在役場の保管して居る基本財産の有様(昭和四年三月卅一日現在)は次の如くである

一金九千四百拾參圓九拾五錢 川田村基本財産

一金百七圓七拾八錢五厘 同村特別基本財産

町村制施行以來の本町歳入歳出豫算及決算左の如し

年 度	別	豫 算 額	決 算 額	摘 要
明治二十二年		七六〇、一九五	三、〇八〇、〇七二	
二十三年		一、六四六、四五〇	三、六七九、五三三	
二十四年		三、五〇七、四二七	四、〇四五、三三四	
二十五年		一、三三七、七〇七	五、七六六、一三三	
二十六年			五、九七一、五〇一	
二十七年			六、九九七、六九六	
二十八年			一〇、四四八、七八六	
二十九年			八、八六〇、三一四	
三十年			八、一七七、〇四九	
三十一年			八、二九三、八六三	
三十二年			八、七七五、九三三	
三十三年			九、三一九、八一〇	
三十四年				
三十五年				
三十六年				
三十七年				
三十八年				
三十九年				
四十年				

一 總選舉 大正六、一〇、六 同

同

二代目

三木 熊二
中川 千塵

横田 重藏

石本幸三郎

原田 義一

原田好治郎

三木 善吉

中西 清一

佐藤武五郎

横田伊三郎

藤森 長三

杉原嘉一郎

西條浦太郎

原井 荒藏

原田善三郎

吉田 善七

住友 利市

原田善三郎

佐藤爲三郎

西條助太郎

二級

大正六、一〇、五、

大正一〇、四

大正六、一二、二九 死亡

一級

大正一〇、五、

大正一〇、四

大正九、一一、二四 死亡

二代

原田善三郎

吉田 善七

住友 利市

原田善三郎

佐藤爲三郎

西條助太郎

總選舉 大正一〇、五、

同

大正一〇、四

同

同

同

大正一四、一〇、四

同

三木 熊二

林 九 平

尾形忠三郎

坂東亮太郎

谷 五 郎

中川 千座

中西 達也

佐藤武五郎

吉田 善七

三木 善吉

横田伊三郎

原田 義一

杉原嘉一郎

山口治三郎

石本幸三郎

高見文三郎

西條助太郎

佐藤爲三郎

乾 覺 郎

石本幸三郎

總選舉 大正一四、一〇、五

同

昭和四、一〇、四

同

同

同

同

昭和四、一二、一四 死亡

大正一三、三、二九

一四、一〇、四

同

同

同

同

同一五、二、二二

昭和四、一〇、四

同

昭和三、二、一八

昭和四、一一、五

昭和四、一〇、四

同

同

同

同

同

同

昭和四、一一、五

同

同

同

同

同

兵務

世

話

役

米

由

太

七

七

七

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

欠

入會年月日 明治參拾七年參月貳拾貳日
 終身會員 三十二名 正會員 四十八名

日本海員掖濟會
 加盟年月日 明治四拾五年七月
 終身會員 七名 正會員 四十名 以上

昭和三年度末現在
 本籍 一三四六、 鄉社 一、 村社 二
 寺 眞言宗 五、 庵 八、 無格社 一七

人口 總計 一、三七九
 本籍 八四七八、 內
 男 士族平民共 四三六六
 女 四一一二
 牡牛 二三七頭 牝牛 三九頭
 牡馬 八三 牝馬 一〇

車數
 人力車 一台 牛馬車 四〇台 中車 一六四
 小車 二三 自轉車 五五八 舟 三艘
 自働自轉車 一

(一) 住友繁太郎 第一回國勢調査

字季邦ノ内東藤原角藏方ヨリ杉本伊平ヲ經テ藤原初三郎方ニ至ル、西住友富三郎ヨリ以北住友貞助方ヲ經テ住友耕楠方ニ至
 第二編 一七九

(二) 川端朝太郎

ル南住友岩太郎方以東住友彌平方ニ至ル北住友耕種方ヨリ藤原祐市方ヲ經テ山瀬町境ニ至ル
字季邦枝澤小平以南北原和太郎川端堅藏住友清次郎ヲ經テ字季邦南部ノ全部

(三) 松村勇

字津由谷ヨリ字麥原綿打橋間ノ麥原谷ヲ見切リ以西全部綿打橋ヨリ山崎ニ通スル道路ヲ見切リ以西全部

(四) 池本正治

字麥原麥原谷ヲ見切リ以南三山村大字種野山村境ニ至ル同谷ヲ見切リ以東山瀬境ニ至ル

(五) 吉田道雄

字住吉ノ全部及字翁喜齋ノ全部

(六) 原井孫三郎

字旗見字横走ノ全部

(七) 原田義一

字川東ノ内原井伊助方南側工藤三十郎方ニ通スル道路ヲ見切リ北側工藤三十郎方ヨリ北へ松水間平方ニ通スル道路ヲ見切リ
西へ森内榮太郎方迄

(八) 工藤善一

字川東ノ内三木善吉方前十字路ヲ基点トシ南庚申堂ニ至ル同右基点ヨリ東工藤附平方ニ至リ同家西側道路ヲ南へ米倉伊八郎
方ニ至リ同入前手道路ヲ東へ益田次平方ニ至ル字旗見字境迄

(九) 山根文兵衛

字川東ノ内南三山村ニ通スル道路ノ北側ヨリ工藤真一方西側北へ通スル道路山根又兵衛ノ西側北へ通スル道路ヨリ北側字住
吉字境東へ字麥原字境迄

(一〇) 粟飯原鐵之丞

字川東ノ内平野鍋吉方前十字路ヨリ字町ニ通スル道路ノ以南同所ヨリ市原甚五郎方ニ通スル道路ノ以西、南ハ字惠下高越橋

迄西ハ川田川ニ至ル

(二) 佐藤景行

字奥川田ノ内佐藤文彬方南側道路ヨリ北へ奥ノ井街道眞杉字平方裏手道路迄奥ノ井街道ヲ見切リ東部全部

(三) 川端文一

字奥川田右本橋ハ東側川田川ヲ見切リ西へ南ハ淺尾秀三郎方迄西住友伊十郎方ヨリ井田谷ヲ境トス南ハ上用水路ヲ見切リ東
へ北ハ鹿兒島德藏裏手井田谷ヨリ東へ川田川ニ至ル

(三) 山尾要

字井上谷本職太郎方東手道路ヨリ石本彌平方ニ至ル及字井上ナル高越道ニ沿ヒ川入要助方ニ至ル北ハ石本彌平方裏ヨリ杉原
ナメ方裏手奥原谷迄

(四) 藤岡元市

字岡字奥原字牛ノ子尾字宮谷ノ全部

(五) 藤田庄平

字町ノ内八幡神社馬場ヨリ南へ字井上字境ニ至ル全部

(六) 横田弘

字町ノ内八幡神社馬場ヨリ北へ阿部岡平方裏手東西ニ通スル道路ノ以南全部

(七) 尾形茂

字町ノ内阿部岡平方裏手東西ニ通スル道路ヨリ北へ岩谷谷以南字天王原全部

(八) 森勝一

字村雲字土橋安片岸ノ全部

(九) 原田義信

字北島字天神ノ全部

(一〇) 吉田秀一

字北島字天神ノ全部

(三) 黃田 忠 義

字瀨津耕地整理悪水路以南西ハ大藤谷ヲ境トシ以東東ハ權現谷ヨリ以西南ハ山際迄

(三) 高見 文 二 郎

字川田字學槻原鐵道線路ヲ見切リ以南字瀨津及字貞田耕地整理悪水路以北全部

(三) 中川 千 座

字市久保全部字川田市字槻原鐵道線路ヲ見切リ以北縣道迄全部
字舟戸全部字引地全部

(四) 濱口 俊 雄

川田町西部上谷ニ沿ヘル高越道ヲ見切リ以西美馬郡境ニ至ル山分全部

(五) 柴田 範 平

川田町西部上谷ニ沿ヘル高越道ヨリ以東字小路ニ至ル山分全部

豫備員

檜 文

同

住 友 米 太 平

同

三 木 彌 太 郎

同

中 野 彌 太 郎

同

阿 部 久 滿 一 平

市町村要計表 (第一回國勢調査)

調査區番號

申告書通數

男 人

女

員

計

二 一 四 一

九 三 九 六

一 〇 五 一 一 一

一 九 八 二 〇 七

三	四七	九七	九一	一八八
四	二九	七六	六五	一四一
五	五二	一一七	一三六	二五三
六	三三	七六	六一	一三七
七	五四	一三三	一四四	二二七
八	五八	九四	一一〇	二〇四
九	五四	一二九	一二一	二五〇
〇	八五	二〇九	一九〇	三九九
一	三九	七八	七七	一五五
二	一〇〇	一八四	二一〇	三九四
三	三九	九五	八〇	一七五
四	三六	八七	九四	一八一
五	六八	一三八	一四二	二八〇
六	六八	一六二	一六九	三三一
七	五二	一一四	一三四	二四八
八	六二	一四〇	一五〇	二九〇
九	七八	一七四	一八七	三六一
一〇	六二	一六三	一七二	三三五
一一	五七	一四九	一五五	三〇四
一二	七四	一六〇	一六八	三二八

二三	七三	一六八	一五〇	三二八
二四	一九	三七	三四	七一
二五	二四	四九	五七	一〇六
合計	一、三五〇	三、〇一八	三、一一三	六、一三一

國勢調査(第二回)

(一) 住友 虎 一

東藤原角藏以南藤原權之助ニ至ル西住友富三郎以北住友耕橋ニ至ル南住友彌平ヨリ西南德永九平ニ至ル北住友耕橋ヨリ東北原井猿治ニ至ル

(二) 住友 煤 吉

東川端堅藏以西北境ハ字季邦北原和太郎上野小市ヲ見通シ南ハ字麥原ニ境ス西北ハ字翁喜台字季邦字西ノ原ハ住吉ノ東北一部字西ノ原全部 点ヨリ西

(三) 原 井 孫 三 郎

字麥原津由谷ヨリ綿打橋ニ至ル麥原谷以西ノ麥原全部及綿打橋ヨリ山崎ニ通スル道路ノ以路全麥原名

(四) 池 本 正 之

西麥原谷綿打橋ヨリ津由谷址マテ北綿打橋ヨリ山崎ニ通スル道路ヲ境トス東山瀬町界迄南三山村大字種野山村界限リトス

(五) 岡 田 富 一

南翁喜台全部字任吉ノ内住吉谷ニ沿フ低地以西及ヒ字麥原西北隅ノ集人家並ニ字建石西北隅ノ一軒家ヲ含ム

(六) 佐 藤 長 藏

字旗見字横走ノ全部

(七) 三 木 真 澄

字川東原井伊助南手ヨリ工藤三十郎方ニ通スル道路ヲ見切り北側工藤健吉方北松永シケン方ニ通スル道路ヲ見切り西ハ森内

(八) 藤 森 右 一

字川東三木善吉方前ノ四ツ辻ヲ基点トシ南庚申堂ニ至ル右基点ヨリ東工藤尉平方ニ至ル更ニ西側道路ヲ南へ米倉伊八郎方ニ至リ同前道東南見境迄

(九) 山 根 文 兵 衛

南ハ三山村へ通スル道路北側西ハ工藤貫一西側北へ通スル道路ト山根文兵衛西側北へ通スル道路ノ東側東ハ字麥原境北ハ住吉へ通スル道路北側住吉ノ境迄

(一〇) 谷 周 平

字川東坂東榮藏方ヨリ東本力酒屋へ通スル道路以南 ヨリ南へ岡島惣平方へ通スル道路以西南ハ高越橋字惠下

(一一) 佐 藤 景 行

佐藤文彬方南方道路ニ沿ヒ久宗嶺山嶺口前ニ至リ其ヨリ道路ニ沿ヒ眞杉字平方ヨリ川ニ至ル

(一二) 高 田 安 太 郎

字奥川田石本横八東側川田川ヲ見切り西へ南ハ淺尾秀三郎方迄西ハ丸田谷ヲ境トス

(一三) 谷 本 誠 一 郎

南ハ丸田谷西ハ三山境井田谷迄東ハ川田川マテ北ハ井田谷尻迄

(一四) 山 尾 要

東南ハ川端文一方ヨリ谷本磯太郎方ニ至ル井田谷ヲ境トシ西北ハ楢原義秋方ヨリ石本彌平へ奥原谷ヲ境トス

(一五) 藤 岡 元 市

字御饅免奥原矢落、一ツ石牛ノ子尾宮谷ノ全部

(一六) 栗 飯 原 鐵 之 丞

字町島居原南側ヲ東川田川迄西萬代橋南へ見通シ古郷堅吉方迄同所ヨリ中ノ御前井田谷以北

(一七) 小 林 好 一

字町阿部岡平裏手東西ニ通スル道路ヨリ南へ鳥居原北側ニ至ル全部西字八幡ノ一部

(一八) 横田 弘

字町阿部岡平方裏手ノ東西ニ通スル道路ヲ見切り北へ潮光寺谷迄

(一九) 住友 覺 二

字村雲片岸土橋ノ全部

(二〇) 原田 連 二

西ハ栗柄元次郎ヨリ北石田貞七へ見通シ北ハ吉野川右岸東ハ山瀬町ト境シ南ハ前川迄トス

(二一) 藤野 井 崇 仁

大藤谷以東西福寺地藏庵ニ至ル北ハ悪水路ヨリ以南ノ平坦部

(二二) 寒川 朋 三 郎

東ハ元瀬津原名以西大藤谷大悪水路以北、北貞田ニ於テ耕地整理用水西幹線トノ交又点ヨリ同水路以東元石田倉吉方ヨリ通稱大橋ニ至ル以南同所ヨリ鐵道ニ通スル道路以西及鐵道以南ノ地域

(二三) 高見 文 二 郎

字市久保東竹内喜興一宅ヨリ西へ寒川八十一寒川嘉右衛門ニ至ル北ハ吉野川南ハ鐵道線路迄

(二四) 福永 富 太 郎

南大藤谷東北ハ西幹線通西部一圓北ハ吉野川ニ接シ西ハ縣道ニ沿ヒ吉村饒吉迄

(二五) 濱口 俊 雄

神谷ニ沿ヒ高越道ヲ仕切り美馬郡境迄

(二六) 黃田 英 雄

岩谷谷以西字小路ニ至リ神谷ニ沿ヘル高越道見通迄山分全部

豫備員 原 井 縫 太 郎

檜 文 平
阿 部 久 満
市 原 清 一
住 友 元 正
原 井 元 平

市町村要計表 (第二回國勢調査)

調査區番號

世帯數

男 人

女

員

計

一	四五	九六	一一一	二〇七
二	三九	九一	一〇五	一九六
三	四五	九六	一〇四	一九〇
四	三一	七二	七二	一四四
五	五〇	一一五	一三三	二四八
六	三一	六九	六八	一三七
七	五八	一一〇	一三八	二五八
八	五三	八八	九七	一八五
九	五〇	一一五	一一九	二三四
一〇	八七	二二五	一九一	四一六
一一	三七	七六	八三	一五九
一二	四二	八六	九五	一八一
計	四一五	九六一	一〇六一	一八七

火葬場の位置及建築の沿革 (字八幡二〇一ノ二 字朝日六番)

明治三十五年本縣令二十六號により本村八幡共有火葬場不備に付改造を爲さざるべからざるにより經費五十六圓二十五錢を以て火爐粘土にて築立外部は白墻火床は煉瓦にて築戸口は鐵板にて造り棟は瓦葺中央に一間半の煙筒を設け火葬火爐置場は四尺四方にて瓦葺粘土の煉築外部東三間半南四間西二間半の煉塀にて一間の入口を設け悉皆白墻とす明治三十六年一月十四日村會決議其後大正八年十二月二十四日知事の許可を受け八百七十八圓七十六錢八厘の經費を計上し大正十年五月竣功す古林式火葬窯を築造し今日に至る字朝日火葬場は字八幡火葬場と共に不備に付改造することとなりしも經の關係上明治三十六年度豫算に計上し金六十九圓を以て外部の東南北の三方は四間西手は三間の各煉塀にして西手に一間の入口を設け煉塀は悉皆白墻とし火爐置場は南明の内部隅に四尺四方にして北一方に白墻をなし火爐は一間四方にして粘土を築き内部は白漆喰外部は白墻とし火床は煉瓦にて築き横に三筋の鐵棒を渡し戸口は鐵板を以て開閉を自在ならしめ棟は瓦葺中央に一間の煙筒を設けり其後幾度か修繕改造をなし今日に至る

傳染病院の位置字村雲

本町傳染病院は字八幡にありしも設備不完全なりしを以て明治四十五年二月二十七日村會の議決を経て字村雲二反七畝十七歩の土地を購入し移轉改築す建築費四千二百四十八圓にて合計建坪二百五十八坪二合五勺の家屋を建築せり大正四年度に工事完成す

- 一、病室 二棟 建坪 百十七坪
- 一、事務員玄關廊下共 同 二十二坪五合
- 一、隔離室一棟 同 二十四坪
- 一、食堂並に人夫室 同 十五坪五合
- 一、消毒場及洗濯場 同 十六坪

- 一、物置並人夫室及死屍室 同 十坪二合五勺
- 一、汚物置場及同焼却場 同 三坪
- 一、風呂便所 同 十一坪
- 一、廊下三棟 同 三十七坪
- 一、井戸二棟 同 二坪

第
三
編

第三編

土地

豊臣以前の田制にあつては高と云つて幾貫幾百多と稱した是れは支那明朝の永樂年間に鑄造した永樂通寶即ち永樂錢が其後澤山に輸入して本邦の通用錢となつた夫れより永錢即ち永樂錢壹千文を貫と稱し金壹兩に替へたるより貫高の稱は起つた夫れを知行の上にも適用した之れを分錢の法と稱した當時壹貫の地は粃の收穫大凡五石(阿波では)に當つて居つた尙又當時の壹反は參百六拾歩であつたのを豊臣秀吉天下に令して天正十七年から文祿四年に至る七ヶ年間に天下一統の檢地即ち田畠居屋敷等の測量調査をなさしめて以前に錢を以て收めた貫高を廢止して田畠の反別を檢した上土地の肥瘠と高下に依つて田畠居屋敷を區別して米で見積り壹反歩より粃が何石收穫せられるものと見て其地より得らるべき粃の石高を盛懸けた斯くして盛りかけた石高を石盛と稱して此石盛りで定められたる石高に應じて年貢を徵收した此石高を略稱して高といふさうして此檢地の時より壹反の歩數を減じて參百歩とした其後更に秀吉の命令にて慶長七年より國內一齊に檢地を行ひ慶長九年に終了した之れを慶長檢地と稱して其後の檢地は皆此檢地に準據して行はれ廢藩置縣の前迄用ひられたが慶長檢地の時代にあつては畝數を用ひない其後畝を用ふる事となつても天正以下慶長檢地の帳に見わたる所は其儘置いて幾反幾百幾拾歩といふやうな姿を呈して其後のものと變つて居る朽木文書寛正二年の賣券に一反二畝とか勸農園本録に周の一畝は十歩四方などいふことあれば言葉は元からあつたが田畠計算幾百歩などの大數を用いるより便なる爲めに設けたものであらうか本町檢地帖に無畝のものはない先づ慶長九年のものを出す前に附記して置きたいのは明治維新後となつても田畠制度は以前の如くであつた故に取立て

て云ふ事がないから記述せん限り矢張同一の制度であると思はれたい本町現存の土地資料は至つて少ない
慶長九甲辰年麻植郡河田邑(両川田合帖)御檢地帖と表書に題して中に

阿波國麻植郡内河田村

河田山 川井山 三木山 木屋平山 柏原山

(上略)

八拾壹町	切畑	貳百四拾三石	河田山
參拾町六畝廿步	切畑	九拾石貳斗	三木山
貳拾町九反三畝十步	切畑	六拾八石八斗	柏原山
百八	切畑	三百貳拾四石	河井山
貳百拾三町三反	切畑	六百四拾石	木屋平山

高合貳千三百八拾壹石壹斗四升五合四勺

田方 九町九反三畝拾八步

島方居屋敷 百五拾五町壹反三畝拾八步

切畑 三百貳拾壹町三反

慶長九年甲辰霜月日

蜂須賀阿波守

(張紙)

御公儀村寄御帖寫御國中の高有

一高千四百拾七石壹斗四升六合水積

川田村 芝山 さゝ山

枝村 岩津村

内 百六拾貳石八斗五升
千貳百五拾四石貳斗九升六合

田方 島方

如此有貞享年辰八月十六日御

右者慶長九年御帖寫願出御櫓御帖に讀分與出加置者也

但兩村に相成候に付内間小株仕分け急々難相調先兩村共同様に寫仕らせ仕分相調候迄兩村奥書加置候

享和元酉年八月 日

岸孝左工門印
野田益五郎印
阿部半右工門印

此慶長九年の檢地帖は本町の沿革を知る上に頗る貴重なるものである次に寛永廿一年の檢地帳を出
此帳面の田畠合三町八反壹畝貳拾四步其分米合拾壹石九斗八升八合でして此帳も紛失か何かしたものと見
え享和元年徳島城内御太鼓櫓に藏せしものを借用して寫したものである檢地帳なるものは村役人の手許にも
あるが正本は藩に納付せしめて保管してある反別等の下部にある名前は此田を始めて開墾した人の名負主を
表はしたもので上、中、下は其田畠の等級で上中下の三段に分つた上に上中二段を各三段に下段を四段に小
別し大分の三段を通して十階となした

上段	中	下
上々田(畠)	中上田(畠)	下上田(畠)
上田(畠)	中田(畠)	下田(畠)
上下田(畠)	中下田(畠)	下々田(畠)

下々下田を「大」下田など云ふ地方もある又矩(カネ)が完備した檢地帳(又水帳)には其卷末に「矩」として同類
各株の反別合計と夫に對する各代(シロ)とを順序正しく配列してある
寛永廿一甲申年麻植郡川田村御檢地帳

(上略)

字地稱||ともまつ、片きし

庄	下上島	壹反壹畝貳拾四步	四斗七升貳合	丑右工門
同所	下上島	壹畝(附箋)川成	四升	藤右工門
同所	下上島	三畝九步	壹斗三升貳合	助次郎
同所	下上島	貳畝拾貳步(附箋)川成	八升四合	丑右工門
河原島	下島	壹畝貳拾四步	六升三合	平兵工
庄	下島	壹畝	三升五合	三四郎
川田市	下島	貳畝貳拾四步	九升八合	藤左工門
西原	下島	壹反三畝拾貳步	四斗六升九合	五助

(中略)

畠數台三町八反壹畝貳拾四步
分米合拾壹石九斗八升八合

寛永貳拾壹年四月廿三日

右者寛永貳拾壹年御帳寫願出御櫓御帳讀合奥書加置者也

岸	孝左工門
内藤	左次右工門
池内	七兵工
天羽	藤兵工
川端	關右工門
西條	九郎太夫

享和元酉年六月 日

野田 益五郎
阿部 半左工門

之れを矩揃(カネゾロ)と稱し其段階を等級などは呼ばずして矩と云つたをとして檢地當時の各矩反別の合計と其代を矩順に配列してあるが矩無といふのは之れのないものを云ふ此矩揃に依つて年貢高地役等の豫算が立てられるのである又分米といふことがある分米は祿米等を子弟などに分與するなどの義ではなく貫高の所にて述べたる分錢の法の遺風で分米の法といふより來つた石盛即ち高である石盛とは一間四方所謂坪かりに初壹升あれば米五合である一反に一石五斗あれば一町に拾五石が石盛である承應年間は分米とし寛文は高なれば明曆前後に變更せしものならん下々田(畠)などある幾升などは其他より採れると見込まれて盛懸けられた豫定の收穫糧量即ち高で其下の名前は前に云つた草切の開拓主で其名は仮令其の地が後年子孫の手を離れて他人の所持となつても附いて廻り永久消えないで名田(めうでん)主又は名負主といつた

名負田即ち名田は最初開いた者に若干年間無年貢で耕作させる時の地面の名目で永久不變である名負の文字は後出の讓渡証文の時に見える其無年貢耕作の期間を鐵下といふこれには出願の上で下札を貰ふ斯くして万事都合よく進行せば更に届けて檢地を受ける其檢地帳を新開檢地といふ又何かの事情で再調を要する時更に檢地を行ふことがある之れを打直檢地といふ寶永六年東川田村新開檢地帳の末に打直五冊の内とある慶長七年麻植郡川田村(東)新開御檢地帳

北おいて	三畝五步	壹斗七升	彦兵工
	貳畝拾五步	壹斗三升	五郎
	貳拾四步	三升	新次郎
迎原	壹反三歩	貳斗五升	彦兵工

(中略)

字地稱り中原、古宮、いわす、かいけ原、原、市久保、つちはし、土井、おちやしき、さきこうどう、町、いつみ谷、くわんおん堂、岡、なか、大方のおく、こせか原、こくうでん、川原、下ノ原、かちが下、かう田、はたみ、るけ、川東、砂取、どうふや、好圓寺、廣川、はね田、塚穴ノ本、五軒屋、初ノ木文、太郎、高露、仲川原、ゆ立前、太郎丸、とろろき、

右田畠反數合貳拾四町九反貳畝拾參歩
二口合高百貳拾貳石九斗五升四合

慶長七年二月吉日
右者慶長七年古帳寫願出御櫓古帳讀合奥書加置者也

享和元酉年六月 日
岸 孝 左 工 門
野 田 益 五 郎 印
阿 部 半 右 工 門 印

讓請(賣買)や定井料や損田や惡田等からで定免地が出来る例へば上に掲げた檢地帳にても寛永廿一年のそれには庄堺下上田壹畝四升藤右工門符箋川成とある出水等に田地消滅し川床に變じたものでこれは相當の手續をせば完免地にする寶永六年の新開檢地帳中に○廿四筆の内開歸り九筆あるは一度荒蕪地となつた所を其後開拓して元の畠地に歸つたものである

寶永六年三月阿波御國麻植郡東川田村新開御檢地帳

町ノ東 開歸り 中上畠 壹畝拾貳歩 壹斗貳升六合 宅右工門
(上 略)

同 所 開歸り 下々下畠 八畝拾五歩 八升五合 三郎四郎

○廿四筆の内 開歸り九筆
畠數合六反貳畝貳拾四合
高合貳石九升四合

(符 箋)
請夏秋納升 四ッ成
麥高石に壹斗八升懸り
内 壹斗三升六合 去る子の夏より御年貢成
同 壹石九斗五升八合 當年より 以上
(中 略)

打直五冊之内

享保拾巳年二月 日

文化八末年十月麻植郡東川田村惡田々拔帳
享保十一年地改帳本村分長谷川近江上り知

雨落四東溝幅壹尺五寸南道幅貳尺 上 田 壹反四畝拾八歩 元米壹石參斗八升七合 辨左衛門
米七斗壹升九合 麥三斗六升八合 京 舛

(附箋)田麥元米石に四斗懸り眞綿成麥石に貳拾目六分三厘四毛懸り入米代石に五分四厘懸り之株
右者砂入に相成地味惡敷御年貢難引合に付此度見分之上地味立直り候迄當時別株に相立當未の秋より御年貢成

好 田 武 八 郎 印

文化八末年十月

山口傳吉
森秀助

これは田麥とあるからは二毛作の地と思ふ出水で砂入となつた爲に年貢引となつて居つたものが開闢し文化八年より年貢成となつた茲に京樹とは當時各種の樹を使用したに依り特に京樹と叫いた京樹は京の樹座にて出来たもので内法五寸四分四方深さ二寸七分の壹升樹を率とした
次の寛永九年西川田村御藏入分政所百姓棟人數之御帳を見れば川成になつた所もあれば之れを開き歸した所もあり又新に開墾した所もある御藏入とは其年貢が藩主の御藏に收納せらるべきもので後世の棟附帳には彌一左衛門の肩書の如くなつて出て來る此棟附中に上り知先規奉公人である上り知は藩臣への拜知地即ち給地を御上へ召上げる事である

寛永九年正月廿五日麻植郡之内川田村御藏入分政所百姓棟入數之御帳

一高四百九拾八石壹斗貳升貳合

内拾石は 邊路屋 福生寺ニ口遺候

殘而四百八拾八石壹斗貳升貳合

内八拾九石九斗參合 川成

殘而三百九拾八石貳斗貳升

一高貳拾五石三斗五升貳合

一高七石四斗七升は

三合四百三拾貳石五升貳合

一高四拾貳石五斗六合

右之川成之内開□□
右同七年開□□
有高御請納外 三つ八分
新開分

内貳石壹斗貳升八合
殘而四拾石三斗七升八合

右二口合四百七拾貳石四斗三升

川成
有高御請納印 五つ成
有高

文化五辰歲麻植郡東川田村棟附人數御改帳

小 家

御藏百姓 吉彌忌外 彌 一 左 衛 門

歲參拾

此者本家吉彌同斷上り知に相成居申此度棟附御取調に付右之運申上候所御詮議之上上り知先規奉公人小
家之儀故夫負御藏百姓に被仰付候

(中 略)
馬 壹疋

文化五辰歲麻植郡西川田村棟附人數御改帳

一 壹 家

三澤小十郎様頭入本百姓 久 左 衛 門

歲五拾四

此者御給人様御高文化四卯年御減少に相成同五辰年棟附御改之節人割相定り不申御藏給知入之境相立可
申に付帖面肩書浮置にて御見分被仰付御座候然處同七午年人割相定り此者頭入に相殘候此節棟附清帖御
取割御取□に付右之運申上候處頭入百姓に付上候様被仰付候

(下 略)

文化五辰歲麻植郡東川田村棟附人數御改帳

一 壹 家

御藏百姓 佐 渡 平

歲五拾三

此者前書惣兵衛下人に御座候處此度互得心之上下人を相放度旨奉願候所御開届被仰付惣兵衛同斷上り知
御藏入に相成候者之儀故此度壹家御藏百姓に付上申候

(下略)

明曆三年麻植郡川田村新開御檢地帖

川田村新開下山清左衛門有知分御檢地帖

(上略)

田數九步

高四升貳合

畠數貳反四畝拾八步

高貳石五斗八合

田畠合貳反四畝貳拾七步

高合貳石五斗五升

以上

明曆三丁酉年六月十日

池内七兵衛 (花押) 印
多田彦左衛門 (花押) 印
佐藤吉兵衛 (花押) 印
西條九郎太夫 (花押) 印

天和元年極月廿八日 (三澤彦兵衛拜知 麻植郡西川田村新開御檢地帖)

古やしき東

上

畠

壹町

壹斗

左右衛門九郎

にしのみ山はり

上

畠

貳町拾五步

貳斗五升

四郎五郎

(中略)

字地稱いやしき、谷ふち、いさか、ふちノ谷、古屋敷

畠數合三反六畝拾八步

高合壹石八斗八升七合

(符 箋)

請夏秋納升四つ成

麥高石に五斗懸り

次の元和十年河田村新開檢地帖を見れば桑壹本にまで詳細に調査して課税した出目とは前の本地面積より廣かつたから檢地により餘分が生じたのをいふ其但書が面白い、元一村であつた本村が東西両川田村に分れたにより内間の小株仕分が急に相調い難いから先づ兩村共同様に寫仕らせ仕分相調候云々である此仕分の六ヶ敷は他に理由がある今日東西両川田の土地之地形よりせば東川田と思ふ所に西川田があり西川田ならんと考へらるべき所に東川田の地があるこれは大なる不信の点である小さい所になれば猶更であらう此事を述べるに先づ新開檢地の現存の帳面の總量を出し置く

元和十甲子年(但寛永元年成)麻植郡川田村新開御檢地帳

宮地

貳畝九步

下畠

七升七合

久助

同所

貳畝九步

下々畠

六升九合

與太郎

(中略)

西原本地三反六畝貳拾三步出上方

壹畝貳拾四步

下々下畠

壹升八合

市左衛門

桑

壹本

三合

かちの木

七拾七本

七升七合

(中略)

字地稱いやしき、麥原、同所柳さこ、かう戸、露谷、播行、露田、廣行、谷口奥、山下、大坪、たかづい、ごいかけて、川中、ねぶりふち、はたみ、下原、高尾、坂、岡はな、宮道、中かわら、はら、山わら、大すかさかい、廣さかる、つちはし山下、せづ村、かいけ原、はた、茶をん、出口、岡山、はたさ谷、

以上

右之島新開數拾壹町三反六畝

高拾七石七斗貳升八合

右之田新開貳町八反三畝貳拾貳步

高九石七斗八升五合

右島出目數壹町貳反五畝八步

本地貳町五反五畝拾三步

右之田出目數壹畝三步

高四石五升壹合

右之田島數合拾五町四反六畝拾三步

本地壹反貳畝貳拾五步出

右之桑六拾三本

此高四拾七石六斗壹升

右之柿木四本

此高五斗六升七合

右くり木貳本

此高壹斗貳升

右五口高合四拾貳石五斗六合

此高貳升

元和拾年卯月三日

津田三郎左衛門
原小左衛門
内藤久右衛門
西條茂右衛門
新居小右衛門
西口九馬助
岸孝左衛門

右者元和拾年新開御帳寫願出御檜御帳に讀合用候書加置者也

但兩村に相成候に付内間小株仕分急々難相調先兩村共同様に寫仕らせ仕分相調候迄當時與書加置候

享和元酉年八月 日

野田益五郎
阿部半右衛門

寛永四年麻植郡川田村新開御檢地帳

(上略)

字地稱「ミミ」をい、とつかう田、すへ台、いづみノ元、はね田、とうちノ谷、よりつ、山ノハナ、にしのはら、ともまつ、高ついで、すみよし、たにう田、ひろいき、ついで谷、いけのおく、はたみ、石堂、えげ、高尾、下ノ坊、宮ノ下、中川原、を、まへはら、とろろき、北岡、天王原、すたに、土橋、地藏堂、貞田、かいけ原、大つか、

寛永十三年卯月五日麻植郡河田村新開御檢地帳

北島庄境

下々島

壹反四畝

貳斗五升貳合

忠左衛門

大すか

下々下島

三反三畝貳拾七步

四斗七合

同人

(中略)

字地稱「西」をさき、かこせき、かわたいち、かいけ原、さた田、大谷、しげ、つはの尾、ふろのおく、おく谷、しなうくほ、丸山、いはの本、山田、北岡、ざ、宮ノ下、ごせか原、はたみ、いしとう、た尻、むき原、おどりノ谷、住吉谷、よしなり、茂島、湯立前

田數五反四畝拾六步

分米壹石七斗九升五合

島數八町九反貳拾七步

分米拾七石七斗六升

田島合九町五反壹畝三步

分米合拾五石五斗五合

(下略)

慶安二年麻植郡内之西川田村新開御檢地帳

ふるど 中 島 四畝九步
同 所 中 島 三畝三步

貳斗八升七合 源右衛門
貳斗七合 助三良

(中略)

字地稱 城ノ上、ひきち、西原、ふちノおく、市くほ、川なべ、かたきし、須谷、ふちノ谷

田數九步
畠數壹町四反壹畝貳拾壹步
田畠合壹町四反貳畝步

分米三升六合
分米八石貳斗壹升四合
分米合八石貳斗五升

原 小 左 衛 門□□(花押)印
西 條 四 郎 左 衛 門□□(花押)印
近 藤 善 左 衛 門□□(花押)印
三 木 與 右 衛 門□□(花押)印
池 内 七 兵 衛 門□□(花押)印
山 井 又 兵 衛 門□□(花押)印

(張紙)

一 高壹石五斗七升九合
一 同三石九斗七升壹合
一 同貳石六斗

正保四年開分
慶安元年開分
同 貳年開分

以上

明曆二丙申年 麻植郡川田村新開御檢地帳

(上略)

田數四畝六步
畠數壹町五反五畝九步
田畠合壹町五反五畝拾五步

分米壹斗六升八合
分米四石八斗八升六合
分米合五石五升四合

(第一符箋)

内 八斗三升五合
合四石二斗一升八合

東川田分 此反別四反六畝六步
西川田分

(第二符箋)

内 壹石貳斗九升
貳石六斗五升六合
九斗貳升貳合
壹斗八升六合

承應貳年開
同 三年開
明曆元年開
同 貳年開

太 田 又 左 衛 門□□(花押)印
武 市 源 太 夫□□(花押)印
坂 東 權 兵 衛 長 房(花押)印

明曆二年 月 日麻植郡川田村新開御檢地帳

宮地原 下 島 七畝貳拾七步
居屋敷 六畝三步
同所外 中下島 五畝拾五步
居屋敷 貳畝三步

貳斗三升七合 喜左衛門
四斗五升八合 同 人
貳斗四升八合 同 人
壹斗五升八合 又兵衛

同所 中下島 四畝六步

壹斗八升九合 同人

(中略)

字地稱||宮地原、角地、住吉、ひろゆき、しさう谷、居内、ちさう谷、どうの原

田數四畝六步

分米壹斗六升八合

畠數壹町五反五畝九步

分米四石八斗八升六合

田畠合壹町五反九畝拾五步

分米合五石五升四合

以上

明曆二丙申年四月吉日

太田又左衛門

武市源太夫

坂東權兵衛

伊月平左衛門

近藤善左衛門

岸孝左衛門

野田益五郎

阿部半左衛門

享和元丙午年六月 日

寛文五年(岩田拜知)麻植郡之内東川田村新開御檢地帳

宮地 下々下島 壹反

同所 下々下島 三畝

住吉 下島 六畝六步

與三兵衛

同 人

壹斗八升六合 孫十郎

(中略)

字地稱||たにうたう、石だう、下ノ原、中のごんせ、馬場、山田岸、とろき、せ つノ山、花折ノ下、岩津、ひろゆき、片岸、

田數三畝

高貳斗壹升

畠數貳町五反

高六石六斗六升五合

田畠合貳町五反三畝

高合六石八斗七升五合

(符箋)

○高貳升

川成

右者寛文六年改引申所實正如件

伊月六兵衛

午ノ十月廿四日

武市源太夫

寛文五乙巳年三月吉日

三宅實右衛門

鹽田平左衛門

近藤善左衛門

近藤長兵衛

近藤善左衛門

寛文五年麻植郡之内西川田村新開御檢地帖

吉長 下々島 四畝九分

居屋敷北 下々島 五畝

宮地 下々島 壹畝貳拾壹步

次左工門

傳右工門

同 人

字地稱||住吉、西ノ原、前さこ、水木原、下ノ原、幡見ノ下、宮ノ下、岡山原、いはのこと、片岸、鳥居本、舟渡

田數拾貳步

高貳升四合

島數貳町五反三畝

高六石壹斗九升貳合

田島合貳町五反三畝拾貳步

高合六石貳斗壹升六合

寛文五乙巳年三月吉日

近藤善右工門印□□(花押)

近藤長兵衛印□□(花押)

近藤平左工門印□□(花押)

寛文十年麻植郡西川田村新開御檢地帖

舟渡 下々下島 壹畝三步

引地 下々下島 六步

(中畧)

貳升貳合 分右工門 又右工門

田數貳拾七步

高六升三合

島數貳反三畝貳拾壹步

高六斗四升三合

田島合貳反四畝拾八步

高合七斗六合

以上

川端實右工門印□□(花押)

濱田藤兵衛印□□(花押)

近藤長兵衛印□□(花押)

濱田加一兵衛印□□(花押)

寛文拾庚戌年十二月十一日

樋富善右工門印□□(花押)

寛文拾年麻植郡東川田村新開御檢地帖

舟崎 下々下島 拾貳步

同所 下々下島 貳拾四步

八合

實右工門

同所 同 人

字地稱||谷ノおく。つほの尾。風呂のおく。供松ノ前ノ原。町ノ東。したノ原。はたみにし。はたしノ南。谷ふち。下はたみ。小松原。石堂。前原。ひろゆき。田入道。寺林ノ上住吉ノはな

田數壹畝九步

高八升八合

島數貳町壹反壹畝拾八步

高六石七斗八升七合

田島合貳町壹反貳畝貳拾七步

高合六石八斗七升五合

以上

(符箋)

内 四畝三步

壹斗貳升

川成

右者延寶七年十一月相改申處如件

未ノ十一月二日

伊月六兵衛印

近藤與一兵衛印

横山勘太夫印

寛文拾庚戌年十二月十一日

(下略)

延寶八年四月三日麻植郡東川田村新開御檢地帖

字地稱||谷ノおく、坪ノ尾山原、居内ノ上、石堂、花口、はたみ、

貞京二年麻植郡東川田村新開御檢地帖

渡場ノ上林跡	下々島	壹反八畝拾八步	實右工門
土橋山は羅	下々島	貳畝	源十郎
同所	下々島	三畝	同人
いやしき南	下々島	三畝	西福寺
町ノ西山は羅	下上島	貳畝三步	太郎左工門

(中略)

字地稱||天王原ノはな。こくや。さたみの西之山縁、とうく谷、えげ物ノく羅、

石堂、前原

田數壹畝

高六升

畠數六反三畝貳拾四步

高壹石六斗壹升五合

田畠合六反四畝貳拾四步

高合壹石六斗七升五合

(符箋)

内 貳斗九合

當丑ノ歳より御年貢成

六斗六升

來る丑ノ歳より成

五斗六升

來る卯ノ歳より成

三斗

來る辰ノ歳より成

伊月 六郎兵衛長□(花押)印

請納升三つ五分麥無

貞享貳乙丑歲霜月十一日

阿部 忠右工門敏長印(花押)
山下 源太右工門久□印(花押)

貞享四年三月廿八日阿波國麻植郡東川田村新開御檢地帳

とも松	下々下島	貳畝九步	四升六合	半兵衛
同所南	下々下島	壹畝九步	貳升六合	助十郎
同所西	下々下島	七畝拾八步	壹斗五升貳合	又左工門
同所	下々下島	四畝貳拾七步	九升八合	同人
同所南	下々下島	六畝	壹斗八升	同人

(中略)

字地稱||谷口、豆成藪開、おちやしき藪、いち久保、

田數六步

高壹升四合

畠數四反壹畝貳拾四步

高壹石九升

田畠合四反貳畝

高合壹石壹斗四合

(符箋)

内 貳斗四升五合

去る子より御年貢成

八斗五升九合

同寅より同斷

請夏秋納升三つ五分成

麥高石に付貳斗掛り

(下略)

元祿二年阿波國麻植郡西川田村新開御檢地帳

大原大道とる 中 島 貳町九步
 同 所 中 島 貳町六步
 同 所 中 島 拾五步
 どうまき森下 上々 島 三畝九步
 島數合八畝九步 高合七斗壹升三合

壹斗六升壹合 五 介
 壹斗五升四合 仁 兵衛
 三升五合 五 助
 三斗六升三合 彌 七

(符 箋)

右者來午ノ夏より御年貢成
 請夏秋納升三つ五分

麥高石に付貳斗懸り

元祿六年阿波國麻植郡東川田村新開御檢地帳

谷ノ奥 下々下島 壹 畝
 同 所 下々下島 壹 畝
 大 谷 下々下島 壹 畝
 同 所 下々下島 壹 畝
 片山森ノ本 下々下島 壹 畝

關右工門 關右工門
 孫兵衛 關右工門
 同 人 同 人
 萬左工門

(中 略)

字地稱 風呂奥、坪瓦山はな、瀬津山はな、坂口山原、ひきち、さそう藪、さたみ
 日うらしば、五郎太郎原、高合八斗四合

島數合五反三畝六步

高合八斗四合

(符 箋)

内 九升去る申より御年貢成

同 七斗壹升四合當當より御年貢成

請三つ五分

元祿六癸酉歲十二月廿八日

伊 月 次 左 工 門 □ □ (花押)
 澤 □ 仁 兵 衛 眞 □ (花押)
 朝 井 甚 之 丞 茂 行 (花押)

元祿十四年月日阿波國麻植郡東川田村新開御檢地帳

大 坊 中 島 壹反壹畝六步
 源太夫やしき 下下島 拾五步
 島數合壹反壹畝貳拾壹步 高合八斗九合

七斗八升四合 明王院
 貳升五合 龜右工門

(符 箋)

請夏秋納升四つ成

元祿拾四辛巳年十二月廿三日

池 内 銀 兵 衛 □ □ (花押)
 篠 原 新 七 □ □ (花押)
 相 原 與 五 郎 直 三 (花押)

寶永四年三月(青山牛兵衛様拜御知)阿波國麻植郡東川田村新開御檢地帳

神ノ木ノ 上々田 五畝六步
 本町四 上々田 五畝六步
 孫六郎屋敷壹 上々田 九步
 同 所 上 島 壹畝貳拾七步
 同 所 上 島 五畝六步

八斗三升貳合 孫四郎
 四升八合 關右工門
 貳斗貳升八合 同 人
 六斗貳升八合 同 人

田數五畝拾五步
畠數七畝三步
田畠壹反貳畝拾八步

(下略)

享保十年阿波國麻植郡東川田村藪開御檢地帳

せ 上 畠 壹畝廿壹步
同 所 上下畠 高合貳斗五升七合
畠數合貳畝拾貳步 七 升 同 人

(符 箋)

請夏秋納升四つ成

麥高石に付貳斗四升懸り

右は當成ノ夏より御年貢成

享保拾五庚戌年三月 日

(其他省略)

享保十三年阿波國麻植郡東川田村藪開御檢地帳

げしこやう 上 畠 八畝廿一步 八斗七升 治右工門
家ノ西 下上畠 三 步 四 合 加一兵衛
貞田山 下々下畠 九 畝 九 升 孫四郎

字地稱||岩谷ノ本、源八家ノ南、
畠數合壹反八畝廿四步 高合壹石貳斗六合

(符 箋)

請夏秋納升四つ成

麥高石に三斗懸り

内 高六合

同 壹石貳斗

去る午ノ秋より御年貢成
來酉ノ夏より右同斷

享保拾三戊申年十一月 日
田村 忠 左 工 門重□印(花押)
木原 舟 右 工 門□□印(花押)
井上 德 太 郎貞□印(花押)

享保十三年阿波國麻植郡西川田藪開御檢地帳

るびすの本 中上畠 壹 畝 七斗三升
同 所 中上畠 三 步 七 合
いちノ本 中上畠 九 步 貳升七合
下 坊 中下畠 貳畝三步 壹斗五合
畠數合三畝拾五步 高合貳斗三合

(符 箋)

享保拾三戊申年十一月 日

請夏秋納升四つ成 田村 忠 左 工 門重□印(花押)
麥高石に三斗懸り 木原 丹 右 工 門□□印(花押)
内高九升八合 去る午ノ秋より御年貢成
同 壹斗五合 來酉ノ夏より 井上 德 太 郎貞□印(花押)

享保二十年阿波御國麻植郡東川田村新開御檢地帳

こも池 下々下島 壹斗口合 六左工門
住吉ノ西 下々下島 六歩 貳合 直兵衛

(中略)

字地稱住吉、前原、はたみ、山田、岡、次郎兵衛谷、長ノ谷池、ほとノ尾山ノ神ノ尾、たなを道

島數合六反五畝六歩 高合八斗六升壹合

(符箋)

請夏秋納升四ツ成

享保貳拾乙卯歲三月 日

麥 [] (其他省略)

元文四年阿波御國麻植郡東川田村新開御檢地帳

す谷 中上島 四畝廿四歩 三斗三升六合 官藏

同所町貳 中田 六畝六歩 六斗貳升 同人

同所貳 下々田 壹畝拾八歩 六升四合 同人

田島壹反貳畝拾八歩 高合壹石貳斗

(符箋)

請夏秋納升四ツ成

内 高九斗五升六合

同 六升四合

内 麥壹斗貳升 但水田麥無

來る西ノ夏より御年貢成

來る西ノ年より右同斷

武市 長左工門 [] (花押)

元文四巳未年十一月 日

伊月重 助重口印(花押)
吉成久次兵衛勝茂印(花押)
河野兵五郎好端印(花押)

寛政八年阿波御國麻植郡西川田村新開御檢地帳

炭谷 中上島 拾五歩 三升五合 東川田村藤右工門

川田市 中上島 貳畝九歩 壹斗六升壹合 次左工門

島數合貳畝貳拾四歩

以上

寛政八酉辰年三月 日

阿部紋右工門方恭印(花押)
多田三太夫福昌印(花押)
野田益五郎住有印(花押)

現存する新開檢地帳は以上丈け内容の判るやうにしたが以下其見出丈け出す

享保十年阿波御國麻植郡東川田村檢地帳

延寶三年麻植郡西川田村新開御檢地帳

同八年 同
同六年 同
同四年 同
同二年 東川田村
享保十四年 同
同廿年 西川田村

寛永四年	東川田村	同
六年	西川田村	同
享保十九年	東川田村	同
十三年		新開
慶安二年		同
享保七年		同
寛保元年		同
天和二年	東川田村	同
寶永二年		新開

兎角に籤は孰れの町村も澤山あつたと見えて新開といへば籤開のやうな感がする直観の上で東西両川田の位置が變に思はるゝは出作の關係である寛永九年申年麻植郡西川田村棟附帳末に

右之高合四百三拾七石五升五合
高 三拾五石三斗六升五合 川田村惣御給所百姓出作

右惣高合四百七拾貳石四斗三升

とある随分此時にさへ出作が多い出作といふ言葉は奈良東大寺文書等に散見する所の古い言葉である此百姓を出作百姓といふ其身柄は甲村に在つて乙村へ出張して耕作するので近いものは日に幾度も往復が出来やうが少し遠くなれば行き來に澤山の時間を要し時間の上に不経済となる依て小屋的の家居を設けます之れを小成屋といふ棟附帳面にも時々何軒小成屋といふが見えまづ小成屋は農道具又は收穫物の臨時置場であるけれども餘程遠くなれば夏秋作の時分は夫婦に小供位召連れ出稼的に其の小成屋にて起臥も盆や祭には我家へ歸りて一家團樂の樂地を再現します何故に斯の如き生活をなすかならば第一編に云つた如く只今沃野と面り見

る所の吉野川の川床であつた故に古代の住民は麥原などの台地が其根據地である人口増殖の結果は逆ても彼丈の台地などでは子孫兄弟は養ひきれぬことになり乃至は又舊社會には留りにくい事情が起つて眷屬を引き連れ他地の空閑を求めると云ふ場合などに於て都合よくは低地の方へ足を向くのは當然であるどうしてか云へば一つには農作以外の労働需要が頓と無かつたと云ふことであるから彼の垣内(カキナイ)の地阿波國では之れをカキナイといふことは少く多くカキウチと云はれてある大体屋敷の周りに垣などある本町内の百姓家は大低垣内式である此垣内の土地だけではをろか雜穀と雖も充分なる年食を收穫することが出来ぬ此間に出作百姓なるものが出来る小成屋なる言葉は收穫物を小成す所謂整理の義なれば仮令暫らくなりとも其所に居住の意義はないが段々其意義が強くなれば田の家屋即ち田屋となる一般的に田屋といふが阿波國內では之れが轉訛して鳥屋(トヤ)といふ地名としては僅に一ヶ所名西郡高志村の地字地に宇鳥屋とある所がある美馬郡祖谷山に鳥屋料といふ納金さへある同山では傾斜面に家屋を營み屋下に物置様のもの設け牛小屋に當つた所も矢張鳥屋といふ此出作なるものが元の垣内の地より安全にして有利なる場合にして其出作地が餘り遠隔の地なれば移轉もせなければならんか最寄の所なれば後には名負地即名田にする其名負主檢地帳に登録濟にあらはして多分荒蕪地なれば名負主名は永久に持續すること前述したとすれば其名負主が其村内のなれば兎に角隣接の他郷の者なれば地と人の關係よりして一寸來人の姿になる來人は其元村に二歩役を納付する斯くなれば名負名は絶對に消滅せぬといひ名負主は他郷といへば其他は他村人の勢力の延長となることになりはすまいか南方那賀郡羽浦町内に立江町の地に近頃に見えられた此地所へ羽浦町の土地をふまなければ決して行くことが出来ぬ本當の飛地でこれも出作のなした品物である斯の如きことが本町の昔時に澤山行はれた結果が東西川田村の位置が地形上變になつたものである今は瀬詰村の大塚(大須賀)の地が元川田村のものであつた事を知る人あるか既出の寛永十三年卯月五日麻植郡河田村新開御檢地帳の地字稱に北島庄境〇大すかどある之れは川田村の大すか瀬詰村の大すかど區分して見るべきものなりとも云へぬではないか

此者親五郎代より阿波郡伊澤村え罷越出仕居申候
 前の享保六年棟附の彌五四郎は稻田九郎兵衛の拜知内への出作である何時かは年貢をせなければならんこれ
 が百姓などの所有地を借り受け耕作する場合は小作である此時は年貢は小作料である其小作地の土地預り証
 文は次の如くである之れを地主より其所有地を人に與へて佃らしめ秋に至つて稻を輸するを古くは租といふ
 之れが後世の地子であつて田地子、林地子等あり又加地子もある

仕渡地頼之事

(黃田傳次郎氏藏)

一長濱源六様御分畝四畝三步高貳斗七升三合の所麥下米下り麥五斗米三斗夏六月切秋九月切指拂可申上
 候麥米之内不足候はゞ右畝地立毛共取立可下候爲後日同村五人組六右衛門殿加判御請預申上は於後日
 違亂申間敷候仍て畝地預り証文如件

寛保三戌年十月

西川田預主

多

市

兵

衛印

右之通致承知候五人組

東川田村

官

關

右

衛印

友

藏殿

六

右

衛印

覺

いやしき

一八 畝

此加地子

南のくは

(高見 田氏藏)

此加地子

車田 一八畝拾五歩

此加地子

鳥井木

一畝拾五歩五厘

此加地子

西條前 一四 畝

此加地子

一畝反四畝

此加地子

右は其元扣之畝地此度私相預り可仰付候に付右定めを通夏は六月廿五日秋十一月廿五日兩度少しも無間

違加地子相立可申候萬一聊にても不足仕候得は立毛之儘御取上げ可被成候其節違變無御座候爲其同村御
 役人加判申請地預り相渡申上候爲後日全違亂無之候仍而書物如件

辰 十月

牛島村預り人

五

兵

衛印

同村 右同

熊

之

兵

衛印

同村 五人與

喜

兵

衛印

同村 庄屋

新

藏印

東川田村 清

助殿

享保十年阿波御國麻植郡西川田村御檢地帳

ふなど 上 畝 拾五歩

同 所 上々 畝 四畝九歩

新五郎家ノ上 下々 畝 壹畝拾五歩

(中 略)

田數三畝

高壹斗九升六合

畝數拾町五反五畝拾八歩

高拾九石三斗三升四合

田畝合拾町五反八略拾八歩

高拾九石五斗三升

以上

(符 箋)

請夏秋納升四つ成

内麥五石四斗

但水田麥毛

内 拾九石四斗六升

當己夏より御年貢成

同 七 升

來午夏より右同斷

享保拾乙巳年三月 日

鹽田三郎	助益永(花押)
岸岡左衛門	門(花押)
龜田三郎兵衛	衛(花押)
郷田所兵衛	衛(花押)

上の享保十年西川田村檢地帳は新開後調査の上で確定的のもので符箋の示す如くなつた水田麥無は之れは先づ當り前のことである一毛作の深田である麥年貢が五石四斗ある稻を刈りたる跡に麥を栽培する風は田麥と稱し室町時代よりあつた水田二毛作のこと行はれしが貧乏なる地頭は之を奪つて自己の穀倉に收めた於是文永年間幕府令して田麥は永く農民の所得たるべしと制したが終に實行せられず田麥の栽培はより衰へた茲に田麥をお上へ取るものと取らぬものとの二方法が衰れる田麥耕作が衰へるといふは取られるからであらうか麥年貢は今でも他縣にはない所が多いこれあるものは誠に僅少で幕府の令に依れば享保十三年頃より麥年貢を取つたが此時隱岐などの三ヶ國には課してない我阿波國では慶長九年に見えるが今の所最古のものである麥作なるものは奈良朝に獎勵した事が見える之れは人口増殖の結果米の其の補助食料として使用せんとした爲めで斯る關係で年貢の外に置いた海部郡木頭山にある小桁料の如きは上下共に知らぬ檜杵料は大分判つて居るが小穴料などは今に不明である斯の如きを考へ合せば藩制時代に入つて麥年貢が始めたといふ証據の上らぬからは細川三好時代からの事であらうか

又請夏秋納升四つ成とある夏秋の兩季に請ける年貢といふ義で夏は麥年貢である納升四つ成とは高即ち穀米の四割あるものと定めたそれで高の四割を其他の出來米とする之れを折米と稱する所で本藩は四公六民の法で年貢を取立たるものなれば折米即ち物成の四割の四割を年貢として上納するといふのであるが飛び減り杯があるといふ見做して四割の二割を増米として追納する之を二延べと稱した故に實際は四割に其二割を増米して折米に對する四割八分の年貢である其他はこれに準ずればよい此四つ成は御藏入の税法である既出の貞享二年東川田村新開に請納升三つ五分とある米年貢を麥で換納するので其率は大麥なれば七掛裸麥なれば八掛にて米に代へて納める量が見出しの如くである萬一にも居屋敷を下された者があれば其高も引去る此の麥年貢につき此所は高につき何升掛りぞ云ふことがある

却説藩の上層は參勤交代や派手やかなる江戸生活を喜び其費用は莫大となる此財政の窮乏を救ふために種々の救済策をめぐらす其下に在る藩臣も泰平の温風に其氣分も次第に和らげられ奢侈は當時の思潮である一面産業の獎勵もあるけれども此時代農業が主で而も當地の如きは殊に重農主義である其作物と云へば米が主である其外麥であるとか其の他の穀物も作るけれどもそれ等は雜穀といつたし食料品としては米は何より大切であるとして居つた米を作る所が困ると云ふので米を作る田に新しいものと栽培することについては之れを制限もし之れを禁じたこともあつた

大体田舎は自給自足的である爲めに新地開發に依て身居(ミヅハリ)を取立てられた此の次第は前述した積りである此の新地となるべき所は原野等であるが昔程斯る空閑地は多かつた次第に人口の増殖と農業の進歩とは其空閑地に開發に着手した其小規模のものは上出の斂開かと思ふ大規模のものは平野地方なれば新田で本町の如き所なれば野山である此等の新地開發といふことが徳川時代の考では先祖より持傳へたものは必ずしもそれを殖さんでもよい其代りに務めて之れを減らさぬやうにして是れは先祖よりの預り物である之を自分の子孫に傳へるのが自分の義務であるといふやうに普通に思はれて居つた而して總てのことに就ては變化が今日の如く甚だしくない夫れやで土地が一人の手より他の人の手に渡ると云ふやうなことは今日の社會に於ける程頻繁ではなかつた従つて土地の分配の不均といふやうなことは甚だしくなかつたやうである今日に於ても日本では土地の分配はさう甚しく不平になつて居らぬ尤も徳川時代に於ては大地主があつた我川田で小高取などに人立は此大地主級である之等の大地主といふものは各地其事情は異にするが併し新地開發は其の一原因であつた徳川時代に於ては人口が段々増殖するに伴つて幾多の所に於て新地開發と云ふことが随分

人數合貳百七拾貳人

内三 人 權下奉公人 同 拾五人 先規奉公人
 同八 人 小高取下人 同 貳拾壹人 見懸人
 同拾九人 來人 同 百貳拾五人 女
 殘て八拾壹人

内四 人 病人支離者

同 三拾五人 拾四才以下六拾才以上

馬數合貳匹 牛數合拾足

同 四拾貳人

拾五歳より六拾歳迄

(下 略)

次の國藏は此の野山に有付いたが國藏が自身開墾したものでないらしい御開墾は頭入百姓三之助のものであるが死去の後其子孫がない國藏父新藏は三之助の絶家が本家となる爲めに佛の年忌吊をなすつゝある事は第二編に述べたる如くである年忌吊といふ事は本家役の一大條件なれば隠藏新藏が本家と見做して差支ないが其手續をしてない内に新藏も死去した故に國藏は新藏の二男といへば長男は新藏の跡目を繼いだから二男國藏に本家の後繼をしたが未だ之れも内分即ち内處の決定で公式の許しがあつた分けでないけれども村内等に故障申立つる者もないらしい依て三之助の國藏の散田を得たわけである散田とは絶家の所有地をいふ其の散田を國藏に相仕付と此度其手續を了したに依り冥加銀(上に請願して納む)を納付したから其手續證明書なる御居御証文頂戴した分けである

文化五辰歳麻植郡西川田村棟附人數御改帳

一 壹 家

御藏 百姓

國

藏

歳拾八

此者當郡種野山江有付御藏百姓新藏二男に候處同村御給人三澤小十郎様頭入百姓三之助儀安永五申年相

果子孫御無座新藏本家の者に付年忌吊等仕遣新藏に男子出生後二男右國藏を以三之助内分散田に相仕付と御座候三之助家の儀御給人様御高文化四卯年御減少に相成候節上り知御藏百姓に相成居申候此度棟付清帳御取調に付右彼是の運申上不行着の段奉恐入有体申上散田仕付の儀村中故障等も無御座旨を以居懸の通奉願候處御詮儀の上御別儀を以御開届被仰付散田冥加銀被召上御郡代江口彌三次様より御居御註文頂戴仕三之助散田仕付に罷成候

宇山本平は野山開地の在付人共裁判役を仰付けられた其勤功に依り無役人居りとなつた其上此野山の内にて切田壹町を拜領した切田とは切田取りなどいつて荒蕪地等を貰ひ自分に開墾する地で之れには御年貢は上納せなければならん既出の慶長九年河田村御檢地帳中に切畑とあるは之である

文化五辰歳麻植郡東川田村棟附人數御改帳

一 壹 家

無 役 人

宇 山

本

平

歳六拾

此者根元長谷川近江様頭入先規奉公人にて家座候處寛政三亥年上り知に相成苗字帯刀の御藏先規奉公人居りに罷在當村野山開地被仰付右土地在付人共裁判被仰付右役儀出精相勤候段奇特に付無役人に被仰付野山の内爲切田壹町被下置此後年頭御目見被仰付候段文化八未年御當職様御書付を以被仰渡御郡代稻田武七郎様より御書付寫頂戴其已來宗門御改別帖に被仰付所役人支配外にて壹家無役人支配外にて壹家無祿に罷在候此度棟附御取調に付御詮儀の上以後子弟別家の者共は夫役被仰付旨被仰渡候且美馬新太夫後家小家にて御座候へ共前顯の通身居り被仰付候に付此度壹家に付上申候

(中 略)

壹 人 同 人 養子 兵 左 工 門 同 拾九
 壹 人 兵 左 工 門 妻 同 貳拾
 壹 人 同 人 妹 同 拾四

以外に米年貢に關する帳に次の帳面以外に一寸御見當らぬ本町には古文書や記帳の何故に少ないかと云へば當時の帳面は其品質がよいから再製して河田紙の原料に使用したさうな誠におしいことである積米とは御積米(オツモリマイ)とも云ふ是亦年貢である御積米は山林、原野開墾地に對する其地位反別を考量し御年貢米を査定す之れを外米(ソトマイ)といふ之れは御藏米何十万石の何村の石高何千石の外の御年貢米といふ意味である即ちお積り米と稱する此開墾地約六反六畝拾八步元米合八斗八升壹合五勺の其積米が貳斗六升六合である外米は普通御年米と同時に上納したものである

文化十四丑年十一月麻植郡東川田村積米帖

享保拾年帳

イ印御受持

ツク田 上田 三畝拾貳步

元米三斗貳升三合

林右工門

同所 上田 三畝

同貳斗八升五合

彦四郎

畠合六反六畝拾八步

元米合八斗八升壹合五勺

積米貳斗六升六合

天明二年地改

本村分

宮田 下畠 壹畝拾貳步

元米貳升壹合

六左工門

畠合貳反五步

元米合貳斗四升四合

積米八升壹合貳勺

慶長七年御帳

小倉助左工門上り知

高合五斗八升七合五勺

反數合貳反四畝拾步

積米九升七合

京榭

享保三年御帳

(中略)

畠數合三反九畝廿一步

積米壹斗五升五合 京榭

總反數合三町五反壹畝七步

積米合壹石五斗六升四合四勺

右株者來寅ノ秋より御年貢成

文化十四丑年十一月

伊月佐五郎
齋藤實右工門
山田辰三郎

往古の森林制度を按ずるに利用厚生殊に水源涵養のために森林を保護蕃殖し而して森林の利益は上下之分ち豪族の獨占を禁止した中世源頼朝幕府を鎌倉に置きたる以來の其制度は文献の徵すべきものがない徳川時代になつて庶務更張し森林制度亦見るべきものあれども當藩内も詳細に至りては不明の点が多いが林務は一般政務と區別し他の牽制を受けず局に當る吏員亦職責を重んじ保護取締遺憾なきを得其成績は見るべきものがある下の檢地帳に御林とあるは藩有林即ち官林であらう川田名跡志に山御林は高越山、大室山、大麻谷、岡で籤御林は井上御林(大土井)、時宗、中御前、船戸、瀬津、大坪(小籤)大坊(同上)一宮(同上)有吉(同上山神社)井田(同上)同新御林は久保より北島迄越原往還左右共島御林二ヶ所である官林には幾種類もある定請林は人民の請願に依り槻、榊、樅、檜(之れを真木と稱する)を生せざる地に限り年若干の定請銀と稱する料金を徴收し上木柴草採取の爲め貸下げたるものにして若し藩用あるときは返地を命じた而して松林山なるときは種松と號して一反步五十本以上を建置かせ返地の際併せて上納させた既出の文化五辰歲東西川田村の内野山棟附帳にある此の野山は民林中にも天然生樹木を撫育し又は土地を選み杉等を栽培する此兩者は藩

士に下付したものであるが官林の野山は數村或は一村或は一名(ミヤウと訓む何傍示と云ふやうなものである)の入會の秣、肥草刈取場にして徴税を行はない野山には官民の二種あるが幸吉後家の肩書に依れば御藏百姓とあるからは此野山は官林であつたに相違ないと思ふ

右定請名負林に高越寺の名負林のことも見えるが高越山に札山があつた札山とは附屬山林なき里村の人民に救助の爲め採薪を許し豫め一人一枚の鑑札を交付し(二匁宛收入)毎年九月より三月まで七ヶ月間を期とし林裁判役(當地は山尾御林目付)出張し日々人名鑑札を改むる例である川田名跡志に

明治當初は高越山の西北の方面に三又といふ所がある其峯に赤松繁茂した夏期に至れば必ずサダチありて喜んで探伐後雨が少なくなかつた斯の如きはよくあることで徳島でも佐古山の樹木伐採の爲めに彼の地方に夏期夕立が減じたと云ふ森林と降雨の關係はやがては耕作に影響を來たす

原田武一郎翁の調査した名木は左の如くである

瀬津公孫樹元祿十四年植付たといふ。船戸同上右同斷(植付人岸上與八郎)。市久保大椋。井田權現同上

住吉神社(住吉名)赤松。山神の上神松。穀谷觀音堂松。

高越山御林の内上尾切下谷切

東野山境切西笠松見通中尾切

下林 六 反

床銀拾八匁
定請銀九匁

辰 助
五郎 兵衛
長次郎
袖次郎
長左門
左工門

大室御林の内猪ノ鼻より尻無し尾西尾傳ひより道境下谷東高越寺
定請林境谷切上高越寺名負林より城へ入る道切

多七郎
佐太郎
金兵衛
伊勢之助
惣兵衛

下林 七 反

床銀貳拾壹匁
定請銀拾匁五匁

右 辨 大

岡西馬場道切上庚申森尾傳

境野山東古田切下田地切

下林 壹反七畝

床銀五匁壹匁
定請銀貳匁五分五厘

五郎 兵衛

町數合壹町四反七畝

床銀合四拾四匁壹分

定請銀合貳拾貳匁五厘

文化三丙寅歲三月 日

森 三五左工門
阿部 紋右工門方恭印(花押)
板東 益 次秀屋印(花押)

(黃田傳次郎氏藏)

文政五年

大藤谷御林七人請取ノ外ノト端ノ尾定請御仕居割記
三月六日

大藤谷御林之内外ト端ノ尾定請名負山
御代官井村吉兵衛様御仕居

御檢見 板東 益次様
同 元木雅之進様

御手代 庄野廣之丞殿
銅 積 鎌田又五郎殿

一御林五町三反九畝

此定請銀九拾七匁三分

外 壹匁九分五厘貳分掛

外 九拾九匁貳分五厘

床銀貳拾七匁八分

外 五分六厘

外 貳拾八匁三分六厘

合百貳拾七匁六分壹厘宛

文政元子年口リ

東西川田村

七人請

上納

七ヶ年賦

卯ノ年酉年迄

貳分掛

西川田村

貞武安

右

工

門吉助

東川田村

長茂熊悅長

十次十

郎吉太郎門

右七人名負

西川田村

長悦

右

十

工

門

但し内間にて長十郎貳人前上納仕來る爲右工門儀は跡より七人より加へ遣候仍て小割九人受となる

文化十四年麻植西川田村名負林御檢地帖

大藤谷上尾切西北大谷切東谷切

中 林 三町二反九畝

定請銀六拾五匁八分
床銀百三拾壹匁六分

長與武悅安熊

右

十

工

郎門吉太郎助吉

同 所

南卒都婆ノ尾切西美馬切

境尾切北樫谷切東谷切

下 林 貳町壹反

定請銀三拾壹匁五分
床銀六拾三匁

右同人共

町數合五町三反九畝

定請合九拾七匁三分
床銀合百九拾四匁六分

文化十四丁丑年十二月

板東益太
元木雅之進(花押)

高見家に「維時明治十二年四月茶畑開拓茶實植付茶園希望臨時帖附たり楮植付高見文太郎」といふのがある斯くの如き奨励もあつたのか

何れの世でも經濟的融通はあり得べきことである當代の如き農耕本位なれば土地又は米穀等に依る融通は其大半を占むるのである安永八年等の預米は米を以て銀子を借用せしものである寶曆十四年五札は其手形が紛失せしものと思ふが算用濟の証文である文化六年の覺書は自分の權利の下札の内より畠九畝丈け分割して仕渡したものである文久貳年の乍恐奉願上覺書は所謂裁判を求めたのである一寸性質は違ふが講銀も入れる

預申米之事

(黃田傳次郎氏藏)

一米貳拾石右之通儘に預申處實正に候何時に而も其方入用次第相渡可申候儘其預り手形如件

安永八年亥十二月

住友唯藏

西川田村 多郎三郎殿

右米代銀子壹目借用仕儘に請取申候然上は年中壹割三步之利足加へ元利返辨可申候仍而奥書如件

亥ノ十二月

預申米之事

(吉田幸平氏藏)

一米三拾石也

右之通儘預申所實正に候何時に而茂其方入用次第相渡可申候爲其預手形如件

西川田村預主 爲替方 工藤

藤有藏

安政五年年正月

東川田村 政吉殿

右者米代として銀壹貫目此度借用仕候處實正に候尤返辨之儀者壹歩半利足加へ相渡可申候

午正月

一札之事

(黃田傳次郎氏藏)

一我等親代其方先代相□に米銀致被遺候所此度米銀被遺遂算用無出入相濟候方一此度今日方以後の米代手形物共見出候共反古に候仍而返り書物相渡置所如件

寶曆十四申年二月

東川田村供松勘

兵工印

西川田村西原 忠右工門殿

覺

(吉田幸平氏藏)

丸山名

九折

畠

九畝

東川田村住吉 虎

吉

右者麻植郡東西川田村野山開別帳本紙下札之内出菟相渡置所如件

文化六巳年十二月

武市長左工門印

岸辨次郎印

堀北嘉藏印

右同役人共へ

う佐の脇

乍恐奉願上覺

一下々下島 參畝貳拾四步 米麥貳升七合三勺六才 名 負 伊 之 丞
 右は嘉永六丑年瀬詰村御紋御檢地御帳之内右村
 伊之丞名負同人伴理一郎右地去る安政貳卯年元米貳拾石を以壹ヶ年切賀物に被御座候
 同 處

一中下島 三 畝 高壹斗三升五合 同 松 千 代

右は御給人福岡宗十郎様御拜知瀬詰村

御給地御帳之内右同理一郎扣地安政貳卯年

元米拾六石を以壹ヶ年切賀物に被御座候

元米合三拾六石

利米貳拾七石當戌三月迄

右島地同郡瀬詰村理一郎去る安政貳卯年元米三拾六石を以壹ヶ年質切物に被御座候然し證文向元利米返辨不仕候に付先達而以來島地引渡し様重々懸合に相及候へども心儘申請今以引渡吳不申且元利返辨も不仕最早相對に而は難相片付至極迷惑を仕候隨而は恐多御儀に奉存候得共何卒右之運被爲聞御届理一郎儀被召出元利米難相調候て島地速に引渡候様乍恐御慈悲之被成下被爲仰付候は、重墨難有仕合奉存候無據右之段奉願上候以上

文久貳戌年六月

麻植郡東川田村 清

助印

麻植阿波

御郡代様御手代

阿部作之丞殿

兼子節介殿

黒田逸郎殿

郡春藏殿

覺

(吉田幸平氏藏)

一銀八拾九匁七分也

右者湯立熊藏發起講四番口取前に付御口銀受取申候其件御取番之節銀百貳拾目に而返辨可仕候間請取一札如件

文久三年六月

瀬詰村綿屋 清

吉印

住 吉 嘉十郎殿

年切賣に壹年三年五年に賣渡の証文は普通は何所も澤山あるべき筈である二通共に秋年貢に不足を生じたる爲に五年切に賣渡したもので而も本来返してある本来拾りなれば五年さへ經過せば自然と其地所は讓主が返して來たが本来返へしなるが爲に「本来之内少しに而も相滞候へば明通相濟申迄何ヶ年に而も島地其方御扣可被成候」とあつて場合に依れば永久に返り來ぬかも判らん

御藏御年貢不罷成に付五年切本来返し賣渡申島書物之事(黃田傳次郎氏藏)

藤ノ生西ノ市左工門境谷水流切東は鳥戻水流切

下は古道切上は新御檢地境

一下々下島 四 反 高四斗

名 負 仁 助

右者先規方我等扣名田に而御座候當秋御年貢上納不罷成に付代米三拾石に當酉の暮來る子の暮迄九年五年切本来返し賣渡し則御年貢に上納仕所實正に御座候然上は御年貢地役有來通所惣高並其方々上納可有候右相定之年月明候は、元米三拾石返辨仕島地請取可申候若元米之内少しに而も不足仕候は、何ヶ年而も明通相濟申迄島地其方に而扣可有之候右者島地御檢地反高御帳面に引合少茂相違無之尤貳重賣質入等に不仕相障り申儀無之に付庄屋五人與加判を以御代官齋藤權治様へ御窺申上御手代渡部瑠右工門殿御裏判申請賣渡申候へば於後日全違亂妨申間敷候爲後日仍而島地賣卷証文如件

寛保元酉ノ年十月十日

西川田村本人

□

□

□

□

印

東川田村 早雲賀内殿

五年切本米返し賣渡申島地書物之事

同村五人組	清	右	工	門
同	六	右	工	門
同	助	左	工	門
同	是	右	工	門
同	源	兵	工	門
同村與頭庄屋	治	五	右	工

貞田同所四反九畝十三歩之内

一上々島 四 畝

高五斗貳升

右島地私先祖を控名島に而御座候所當秋御年貢不足仕候に付當未ノ十月を來る子ノ十月迄九年五年切代米貳石本米返し賣渡代米儘に受取御年貢に上納仕所實正然る上は御年貢地役之儀は御拜知並其方の上納可被申候年月明受申節は前廣を改申置十月明地に而代米貳石御受返可申候若し本米之内少しに而も相滯候へは明通相濟申迄何ヶ年に而も島地其方御扣可被成候右島地御檢地御帳面引合相違無御座候彌彌質質入等に茂不仕何之故障茂無御座候に付組頭庄屋五人與衆中並に御取立人加判を以て御給人酒部春五郎様御内川村藤右工門殿御裏判申請賣渡申上毛頭違亂妨無御座候依而島地賣證文如件

文□八戌年十月

西川田村賣主 紋

平印

同村五人組

丈 左 衛

門印

同村御取立人

工 藤 源

五印

西川田村組頭庄屋

住友五郎右衛

門印

東川田村 文三郎殿

表書之通令承知候以上

未 十月

酒部春五郎内

川村 藤 右 衛 門印

天保十四年の名負林讓渡証文は「此度無據子細有之」とあつて大体手放す理由は判つてゐる文政十二年名負彌一郎とし「其方義殊に由緒有之候に付子々孫々に至迄讓渡申處實正に候」とあつて東川田村文三郎は名負彌一郎と頗る關係が厚いやうである

讓渡申候名負林約束書物之事

(黃田傳次郎氏藏)

大藤谷

一中 林

壹町壹反九畝廿三步貳厘

名負 長 十 郎

右者當時御檢地御帳之内我等名負林に紛無之候然所此度無據子細有之候に付右名負林自今以後其方へ讓渡申所實正に候右に付本紙証文相認相渡可申處指懸間に合不申候に付來る辰正月晦日切相認御裏判相濟相渡可申爲後証同村庄屋住友平十郎連判約束書物相渡申處如件

天保十四卯年十二月

西川田村 長

十 郎印

同村 與左工門殿

同村庄屋 住友

平 十 郎印

讓渡申島地書物之事

(高見氏藏)

湯立浦東地壹反廿七歩之内

一下島五畝廿七歩

名負 彌 一 郎

右者私扣役御檢地負に而御座候處荒作に而毎々不作仕御年貢諸上納物に度々差支迷惑仕に付其方義殊に由緒も有之候に付子々孫々に至迄讓渡申所實正に候然上は夏秋御年貢地役共其方可被相勤候尤假御檢

地負に而御座候に付御裏判之儀相調不申に付所御役人衆中加判申請相渡可申候尤此後御檢地御改等御座候節者其方名負に可被請候仍而爲後日島地讓り證文如件

文政十二年九月

瀨詰村湯立名島讓主

安

兵

衛

同村五人與

又兵衛[㊦]虎之丞[㊦]直兵衛[㊦]長右衛門[㊦]久兵衛[㊦]

同村庄屋

豐三郎[㊦]

東川田村 文三郎殿

拾ヶ年切賣渡は田地島にはない筈である甲は定請御林といふからは定請名負である乙は野山の名負地を讓渡したものである二十年切賣渡は文書にては未だ見えぬ所更らに百年切に至つては驚かざるを得んが年切賣には一寸制限はあるが山林は其收穫期が大体長いものなれば長期の貸借を許したものであらう百年などいふは只今の所散見せぬ所である

拾ヶ年切本米返賣渡申芝山証文之事

(黃田傳次郎氏藏)

谷奥山神ノ北

一芝 山 壹 反

米七合

名負 伊 三 次

右は麻植郡東西川田村野山割符御帳面之内伊三次名負私扣に紛無之候然所當年貢不足仕候に付當申ノ十月來る午ノ十月迄九年納代米三石に賣渡代金請取御年貢に上納仕處實正に候然上は御年貢懸物所米に其方可被相勤候尤年月明請返事節は元米三石を「明山に而受返し可申候若し本米之内不足仕候は、何ヶ年に而茂芝山其方に御扣置可有候右芝山割符御帳面に引合畝高名負字相違無之二重賣質物等にも不仕外方故障無之に付所之御役人衆中加判申請賣渡申上は全違亂無之候依而芝山拾ヶ年切賣渡証文如件

天保七申年十月

西川田村賣主

同村庄屋

住

友

半

十

郎[㊦]

西川田村 忠右工門殿

拾ヶ年切大藤御林賣渡証文之事

(黃田傳次郎氏藏)

百十八番谷通横道堺下谷切
一定請御林壹反五畝

内 貳拾五東登道谷

但東[㊦]三拾五間此替貳間見捨

西[㊦]卅四間上十壹間壹分下横拾五間壹分

一田 五 畝

名負 八 十 助

但南暨三拾壹間北暨[㊦]右同斷上五間八分下三間八分

右は麻植郡西川田村御林定請之土地私親八十助名負扣之名山に紛無之候然處當秋定請御運上銀不足仕に付當寅ノ十月來る十月迄九年拾ヶ年切代米貳石之元米返しに其方に賣渡代米請取御運上銀に上納仕所實正に候然上者來る卯冬方御運上銀並御林懸物候所並に其方可被相勤候右御林割賦帳面に引合町數名負字相違無之貳重賣質物等にも不仕村中故障も無之に付所御役人衆中御加判申請賣渡申候へは全違亂無之候仍而御林名山賣渡証文如件

天保十三寅年十月

西川田村賣主

同村庄屋

住

友

半

十

郎[㊦]

同村五人與

岸

上

興

八

郎[㊦]

同村 與右工門殿 同村証人 俊次

二十年切賣渡申島芝山証文之事

(黃田傳次郎氏藏)

木戸口同所 一上、島 壹 反 名負 寸 六 人

右者麻植郡西川田村野山御割賦御帳面之内寸六名負は私親善兵工讓請扣之島芝山に紛無之候然る處當秋御年貢不足に付當戌ノ十月來る午十月迄九年二十年切代米貳石六斗之本米返に賣渡代米請取御年貢上納仕處實正に御座候然る上は來亥年御年貢諸山役共其方被相勤候右島芝山年限明請取候節は本米貳石六斗を以空島芝山に而請取可申候右島芝山野山御割賦御帳面に引合反數米名負字相違無之貳重賣諸質物等にも入不申外に故障無之に付所之御役人衆中加判相頼賣渡申上は於後日毛頭違亂無之候仍而二十年切賣渡申島芝山証文如件

嘉永三戌年十月

同村 與右工門殿

西川田 賣主 □ 住友 半 十 □ 同村與頭庄屋助役 岸 上 與 八 郎 同村五人與 勝 右 工 門 同村引除五人與

仕渡申芝山四方詰之事

(高見氏藏)

牛ノ子尾同所 一芝 山 八 反 名負 本 平

上は重太郎境切

下は谷切

西は源助境切熊兵衛境切東は助之丞境切淺藏境切上小口四拾間下小口貳拾五間暨百間 右は芝山本紙證文之通此度御自分方へ四方詰を以賣渡申所實正に御座候然上代米儘に請取申所是又實正

に候右芝山明かに而相成次第に請取御支配可被成候且又本紙證文之通當酉ノ年來る丑ノ年迄百年切に賣渡申所に付御年貢上役共其者被相勤候爲其同村五人組惣兵衛殿加判申請相渡申上は於後日全違亂無之候依而芝山書物如件

東川田村 喜和藏殿

賣 主 宇山 兵左衛門 東川田村與頭庄屋 原 武藏 同村五人與 惣 兵衛

明治八年名東縣第七千五百四拾九號第貳 全年十月廿九日 名東縣十五等出仕 山口 忠敬

百ヶ年切賣渡申芝山添證文之事

牛ノ子尾同所 一芝 山 八 反 定米五合 名負 宇山 本 平

右は麻植郡東西川田村野山割賦御帳之内名負宇山本平子孫之者天保八酉年百ヶ年 代米九百石本米返に相調居申芝山に紛無御座候然者此度當戌ノ十月來る卯ノ十月迄九年百ヶ年代米九百石本米返に賣渡代米請取申所實正に候隨而は年貢山役共有來通其方被相勤候定之年月明候得は代米九百石を以請返可申候若代米之内少々に而茂相滯候は、何ヶ年に而茂其方御扣置可被成候右に付兩村御役中加判御請賣渡申上は全違亂無之候依而賣渡芝山証文如件

嘉永三戌年十月

東川田村賣主 藤 十郎 同村與頭庄屋 原 爲 十郎 同村五人與 小 出 伊 之 八郎 同村引除五人與 源 次 郎 西川田村與頭庄屋助役 住 友 半 重 郎

(朱書)明治八年十二月五日七等判事山本昌行檢印

東川田村 要 助殿

同村五人 池本 助之丞
同村引除五人 勝右衛門

明治八年名東縣第七千五百四拾九號第參 同年十月廿九日 名東縣十五等出仕 山口忠敬檢印

百ヶ年切本米返に賣渡申芝山添証文之事

牛ノ子尾同處 一芝 山 八 反 定米五合 名負 宇山 本平

右者麻植郡東西川田村野山割賦御帳之内宇山本平名負天保酉年十月兩村御役人衆中加判付証文を以名負子孫宇山兵右衛門百ヶ年切代米九百石に同村喜和藏相調相扣居申處尙又嘉永三戌年十月に兩村御役人者中加判付証文を以右喜和藏百ヶ年切代米九百石に相納相扣居申芝山に紛無之候然處御年貢不足仕候に付右芝山當戊四月來卯四月迄九年百ヶ年切代米九百石之本米返其方へ賣渡代米請取御年貢に上納仕處實正に候然上は御年貢山役共有來通所並に其方可被相勤候年月明來る卯四月には右代米九百石を以明山に而請返可申候若代米不足仕候は、相濟候迄何ヶ年に而も芝山其方に御扣置可有之候右芝山割賦御帳面に引合畝定米名負字相違無之貳重賣讓質物等にも入不申外故障無之に付兩村御役人衆中加判申請賣渡申上は全違亂無之候仍而百ヶ年切本米返賣渡申芝山添証文如件

文久貳戌年四月

東川田村賣主 要 助印
同村與頭庄屋 原 爲 十 郎
同村庄屋助役 高 尾 莊 十 郎
同村五人與 原 田 源 三 郎
同村引除五人與 住 友 源 次 郎

(朱書)明治八年十二月五日

七等判事 山本昌行檢印

同村 清 助殿

西川田村庄屋 住 友 勇 八 郎
同村五人與 岸 上 與 八 郎
同村引除五人與 平 太 郎

壹ヶ年地質物に指入米借用申證文事

(高見氏藏)

うつの脇 一下々島 三畝廿四步 米麥貳升七合三勺六才 名負 伊之丞
右は麻植郡瀬詰村嘉永六丑年仮御檢地御帳面之内私扣島地に紛無之候然處當秋御年貢不足仕に付右島地當卯十二月來る辰ノ十二月迄米貳拾石借用仕御年貢上納仕處實正に候利足之義者壹ヶ月壹歩之割合を以十二ヶ月分利米貳石四斗元利米合貳拾貳石四斗を以辰ノ十二月に者返辨可仕候若其節右元利米不足仕候は、右島地其方え御引取之上才判可有之候然上は御年貢地役共處並に其方可被相勤候受返申節は右米を以何ヶ年に而も十月明地に而請返可申候右島地御檢地御帳面に引合畝高名負字相違無之貳重質物等にも不仕外何之故障も無之候尤右島地我等方に相扣居申内御年貢地役等指支申節は外殘地賣拂上納可仕候右之通相極め處に組頭庄屋五人與加判相頼質物に指入申上者毛頭違亂無之候仍而壹ヶ年御質物に指入米借用證文如件

安政二卯年十二月

瀬詰村賣主 理 一 郎
同村五人與 伊 長 三 郎
同 勝 右 衛 門
同 源 三 郎
同 長 瀨 利 助
同 長 瀨 利 助

西川田村 清 介殿

同村與頭庄屋 阿 部 豊 三 郎

壹ヶ年地質物としたのも御年貢不足の爲めで之れで利子率も一寸判ると考へる那賀郡坂野村栗本純一郎氏所藏文書に書物袋の上書に

天保十一年十二月

三好麻植阿波名西 御年貢買米壹卷 栗 木 茂 平

とある何分にも平野の少い地方にては米産額多き那賀郡地方で買米して年貢したものならんと思ふ何故に年切にするかと云ふならば別述した如く當代の思想として不動産は先祖より持傳へたものは必ずしもそれを殖やさなくともよい其代り務めて之を減らさぬやうにする是れは先祖よりの預り物である之を自分の子孫に傳へるのが自分の義務だと思つた事より出たものであらうか以上に関係する役人等の事は第二編に述べてある

新山方面の開墾

新山方面の開墾はお上より奨励の結果で此方面へ移住する者は三枚重ねに五反を添へて遣るとのことであつたがこれは一反の價で三反貰へるとの意であらう繁藏なる者が第一番に移り之れより段々と發展したものである又麥原方面は昔より麥原遍土といふ位なれば土地は極の下田で米などは出来ぬのである斯の如くお上より土地の下賜まであつて生治上に至極都合がよい天保六、七年の饑饉等のがひ生計とは雲泥の差である此頃の口すさみに

申酉あれて亥温い

と云ふのがある亥は天保九年で以て其開墾時代自から知ることが出来る

見倒しの墓

昔名負の出来た時島の酒屋(住友善之助)に某が反對した仲直りするとて招かれて行くが此度行けば必ず謀殺せられん万一死せば島の酒屋の見える所へ埋めよとあつた死後此所に葬る之れより見倒の墓と云ひ傳つたこれも利權上の争論からである

東 用 水

川田東眠淵下流堤坊の東手を通水して翁台外數字地に灌漑した其反別は廿七八町歩之れは里老の談に長谷川拜知であつたから長谷川給人がしたといふ其勸農方は三木熊兵工であつたといふ原田武一郎翁の調に依れば東地養水に就ては里老の傳へには弘化年間に眠り淵の大岩直下の堤坊に暗渠を設け水を引込み堤坊の東側を北へ通水し廣く田畑に灌漑したるに其後十二年頃に至り大に川床高くなり爲に上流赤間淵を堰を込み旗見名の下筋を北へ水路を開鑿し眠淵の水と合したり其時村長六木徳太郎氏工事委員吉田政吉藤森東藏三木柳次郎の三氏なり現今は赤間地方より通ずる水のみ堤坊下の暗渠はなくなりたり

新 用 水

新用水は又枕木用水とも云ふ嘉永二年の落成である此發起人は高尾莊十郎なれども工事監督見張役として西川田村五人組三木熊兵工東川田村五人組原田伊勢八二人で其下役として松村孫兵工等其目論見は伊澤速藏であるとは本町に因縁ある當年九十三歳の牛島村日野八重吉翁の談である出願人は高尾惣十郎外五人組等である三年を要した其後一本の裏まで用水路出来た三山村谷本嘉平家に御免水車の株札がある同家は宇左工門彌平熊太郎一現主代々水車業をした王子權現の東の谷に文化文政頃に仕事場があつた此用水工事の爲めに屋敷かへをせなければならんが自然放水口の關より下流に出た所が現地(馬見坂)である株札も從來水車業を営みし者に移轉を命ずる位なれば一種の權利を附せられたのである明王院は事務所たりし關係上水取は勝手たるべしである斯る關係にて掛りものなどあらう筈はない明治三十一年水利組合成り水車業者(六軒今は八軒)と組合との間に物議を生じた(水車議員四名)其原因は紙すぎの爲めに取

水は禁止畠を田にせば加入金三十圓水車業は上田は一町二反五畝下田は八反の負擔である谷本家の如きは約普通のかりもの三倍の負擔十五圓となる此物議に三ヶ年を要した其間に防水口に工事をなし番人を置き八十日間も止水せられたが同三十四年頃まで解決がつかかなかつた

文化五辰歲麻植郡東川田村棟付人數御改帖に

小 家 御藏百姓 住友彦兵衛忌外 榮

作 歲五拾八

(中 畧)

壹 人 榮 作 子 住 友 陸 藏

同四ツ

此者嘉永貳酉年當村新用水御普請中人夫召遣方裁判被仰付候處心懸宜敷發端方打詰出精相勤已後者并筋を始田面之水取之節水配方裁判被仰付勤中苗字帶刀御免被仰付旨同四亥年被仰渡候

馬 壹疋

又斯る如きものもあつた

當 月 切

米貳石五斗赤川三郎右工門武市將曹方へ可有御渡候右者麻植郡東川田村小高取原田辰次郎勸農大破之御普請御手傳出精相勤心得宜候に付被下米候但來月の反故に候

弘化五年二月十九日

安 宅 傳 兵 衛
西 助 右 工 門
黒 部 忠 左 工 門
仁 尾 間 一 郎
片 山 孝 次 郎

新御藏

尙以本文上納方之義當月晦日來正月晦日兩度上納之御建に候得共少數之分故一時上納不苦候當春勸農御普請割に付銀左書之通に候處銀札に包錢相添當七月晦日切北御藏へ上納可仕候已上

七月 六 日

東川田村小高取 原田達次郎どのへ
仁 尾 寅 太 郎
尾 西 勘 右 工 門

一五拾六匁六分六厘

内壹匁壹分三厘 步騷り引

残り五拾五匁五分三厘 上 納 以上

川 俣 用 水 (原文の儘)

本用水地域ハ古來水利ノ便ニ乏シク溜池百餘ケヲ以テ灌溉ノ用ニ供セシモ旱魃ニ遇ヘバ忽チ池水涸シ袖手傍觀外ナキヨリ水量ニ富ム用水ヲ望ムヤ久シ天保亥年麥原ノ原井繁十郎等川田川ノ上流ヨリ引水ノ計畫ヲ立テシモ翁喜台用水ノ故障ニ遇ヒテ頓座シ超エテ弘化亥年瀬詰ノ阿部省三郎主唱ニ依ツテ計畫サレシモ時至ラズ安政亥年三度此ノ議起リ有志ノ集台幾月ヲ重ネタルモ議熟セズ切ナル望ミヲ抱イテ幾歲月ヲ經過セシガ明治二十七年ノ五ヶ月ニ亘ル大旱魃ニ依ツテ其機運ヲ捉ヘタル工藤貫一ハ藤原初太郎松村由助眞鍋才助等ト共ニ川田山瀬兩村有志ヲ歴訪勸説シテ屢々青木大師庵ニ會合シ幾多ノ障害ニモ屈セズ遂ニ水源地ヲ種野山村川侯ニ求メ水路ノ延長四千二百餘間工費ノ豫算一万二千七百餘圓灌溉地域九十八丁五反貳畝拾歩ノ計畫ヲ立テ明治二十七年十二月二十八日地方長官ノ許可ヲ得ルニ至レリ當時ノ川田村長佐藤武五郎ハ又本事業ノ地方永遠ノ大計ニシテ區域民ノ幸福多大ナルヲ洞察シ之ガ遂行ニ盡力奔走ノ結果明治二十九年一月創立總代會ヲ開キ同年十一月奥山工學士ヲ聘シテ實地調査ト設計ヲ求メ三十年七月實測ヲ了シ三十一年六月起工三十二年六月二十九日竣工ヲ告グ

ならん麥原菴にある左の碑文を擧げたい

麻植郡川俣水路開鑿碑

明治二十七年夏吾阿州大旱農無收穫而其害太甚者爲麻植郡川田山瀬二村高地初川田村有志某等欲起水利以
以採民弊以爲別枝東山兩谷合流可導以便灌溉於是奮然決心欲必果其事與同志數人相謀請之官而村民或唱下
流灌溉不利或稱工事至難而經營無効謗議洶洶不已郡長多田熊太郎遣吏按視遂稟之縣二十九年得允水組合始
成聘工學士與山岩太郎測量之而事未及施而多田氏去井内恭太郎爲郡長時紛議益甚井内氏素以精通土木稱其
就任也使相地理諭郵民復使人測定水路稍改前計而猶慮東山鑛山毒流出數與當路商議事皆得宜遂以三十年六
月起工明年五月竣工自川俣導水水至古城四千二百餘間工費一萬二千七百餘圓清流混々行便沿陵懸而爲寬落
而爲瀑或若安事之徐行或若駿馬之奔馳灌溉一百町自是三山川田山瀬諸村無復旱害比年豐穰收穫倍前日初言
不利者感喜相慶哉咸曰良役既成民富現興諸子奮身盡力之功其可沒乎頃者欲建石傳後索豫文力叙而銘之曰盛
沸流泉穿石綾嶺灌溉潤田既無旱害載種稻梁駛々其生以獲巨積如抵如京邑有仁人郡有良宰考今乏食今也重綵
農夫之富是國之原深耕易耨責以後昆

大正五年十二月

正二位勳一等侯爵

蜂須賀茂韶篆額

自創始至現今管理者及組合會議員(省略)

- 組合創立發案者 藤原初二郎 松村 由助
- 組合創立發起者 二人 工藤 貫一 尾崎正一郎 河村龜五郎 阿部 兵八
- 梯 彌三郎 三谷 吉藏 幸元 秀吉 樋口藤四郎
- 真鍋 才助 森内理三郎

工事設計

明治二十九年十一月工學士與山岩太郎氏設計

測量堰灌水落

明治二十九年十一月測量に着手明治三十年に至り測量を終へ明治三十一年六月工事を起し同三十二年五月に
至り竣工を告ぐ本用水路は全長四千貳百七十四步にして麻植郡三山村大字種野山村字川俣に於て別枝山川
東山川の合流の点に於て灣形の長二十一間の堰灌を設け水路は山腹に沿ひ三ヶ所百十三間の隧道を経て川田
村に達する内三山村大字種野山村字向坂に於て始めて耕地に灌溉し尙山腹の水路を経て川田村字旗見其他數字
を経て山瀬村大字瀬詰村字古城に至る迄の水路にして其内川田村字山神に於て七十丈の水落を設けたり

組合區域灌溉反別

一本用水組合區域は三山村大字種野山字向坂川田村字旗見字石堂字麥原字山神字東麥原字川東字朝日字新田
谷字住吉字西ノ原字季邦字宮地山瀬村大字瀬詰村字青木字古城にして此反別九十一町四反三畝貳步

工事費

金壹萬貳千七百八拾圓九拾四錢
内

金壹萬貳千圓

勸業銀行にて明治三十一年十二月十二日一時に借入れ之れが償還は明治三十二年十二月三十一日迄は
据置き期間とし此据置き中は一ヶ年九朱の利足を支拂明治三十三年一月一日より明治五十二年十二月
三十一日迄二十ヶ年間毎年元利均一に償還する事とし最も期間中の利子は一ヶ年八朱の定め此契約に
より年々償還し來れり
金七百八拾圓九拾四錢
是は組合區域に賦課し徴收せり

川俣用水設置前土地價格

田貳拾九町 壹反歩 壹萬四千五百圓
 畑七拾一町 壹反歩 貳萬四千八百五拾圓

計 金三萬九千三百五拾圓(明治三十年三十一年平均賣買相場)

右同設置後土地價格

田百町歩 壹反歩 三拾萬圓

一金貳拾六萬六千五百拾圓 設置前後差引利益

設置前收穫

田米 貳拾九町 壹反歩 二十九町 四百六十四石

畑麥 百町 壹反歩 百町 千五百石

甘藷 四十一町 壹反歩 四十一町 十一万七千七百

藍 三十町 壹反歩 三十町 七千五百

粟 十五町 壹反歩 十五町 二百五十五石

大豆 十五町 壹反歩 十五町 百八十八石

計 金貳萬貳千三百拾壹圓三拾錢(壹ヶ年分)

設置後大正五年收穫

三十二年より大正五年まで平均三百圓

壹石の代 九圓二十錢 四百六十四石

壹石の代 五圓五十錢 千五百石

一ヶ目代 貳錢五厘 十一万七千七百

一ヶ目代 三十五錢 七千五百

壹石の代 八圓 二百五十五石

壹石の代 七圓 百八十八石

壹石の代 七圓 千貳百六十圓

田百町歩 米 壹反歩 貳千八百石
 麥 壹反歩 百町 千七百石

計 金五萬六千圓

差引金三萬四千七百八拾八圓七拾錢

一金六拾二萬六千九拾六圓六拾錢 設置後明治三十二年より大正五年まで十八年の利益

區域地租延納五年より二十年までの中心十ヶ年として計算左の如し

一田壹反歩地租金壹圓九拾壹錢四厘

一畑壹反歩地租金壹圓五拾貳錢

差引金三拾九錢四厘

七十一町 壹反歩 七十一町 二百七十九圓七十四錢

田畑の差 三拾九錢四厘 十ヶ年 貳千七百九拾七圓四十錢

七十一町 壹反歩 七十一町 二百七十九圓七十四錢

地租の外諸納付 四十五錢 十ヶ年 三千百九拾五圓

計 金五千九百九拾貳圓四拾錢

總計金八拾九万二千八百五拾九圓

内 金七萬貳千五百三拾三圓貳拾錢

差引金八拾貳萬三百貳拾五圓八拾錢

西川田養水路 創立以來諸費

純益

明治廿四年十月西川田養水路新設立書類第三高見文三郎と題するものに依れば發起者は高見文三郎黃田基七郎佐藤傳藏尾上治三郎吉田傳藏住友繁太郎原田善太郎田德次郎等である然し此工事は出来なかつた其主

旨に云ふ

吾村ニ養水ヲ望ム主旨

方今世上ノ物産時變シ專ラ其趣ヲ異ニセリ茲ニ吾阿波國名譽ノ物産藍作タルヤ近世他縣ノ地藍稍ヤ繁殖シ殊ニ追手彼レ製造ニ熟セリ其故ニ吾阿波國ノ藍作自然年々衰頽ヲ醸スニ至レリ之レ怪ムニ足サルノ理ナリ爰ニ於テ世人時勢ヲ考ヘ桑園或ハ養蠶等ニ着意スル者尠ナカラスト雖モ亦全ク該業ニ適セサルノ地廣大ナリ之ニ因テ吾輩今回東上シ芳川大君ニ窺ヒ閣下ノ御賢才ヲ仰ントスルノ趣旨ハ實ハ管見ノ小説ナレモ吾川田村ノ内字西川田ヨリ北島ニ及フ耕地ナリ本地ハ反別百町程ノ細小ナル地面ナレ共今爰ニ養水ヲ求ムル事ヲ得ハ概略皆ナ熟田トナリ渾テ稻作ヲ爲スニ至レリ之レ嘗テ當地人民ノ渴望ニ堪サルノ主意ナリ是ノ養水ノ源ハ劔山ヨリ流レ即チ西隣美馬郡穴吹谷川ノ水ニシテ頗ル強シ且ツ潤澤ナリ此水ヲ當地ニ引クニ種穂山裾ヲ北ノ方角ヘ廻シ道程五拾町計リ井筋ヲ附シテ可ナリト雖モ思フニ迂遠ニシテ水路費額ノ嵩マン事ヲ厭フ之ニ據テ尙ホ考フルニ近世專ラ器械ヲ以テ山底ヲ最易ク掘抜ノ方法アル事ヲ聞ケリ之ヲ施スニ於テハ該所能ク目測スルニ美馬郡拜村ヨリ吾西川田ヘ直線ニ掘抜キ道程漸ク聊カ二十町ヲ過キサル地形ナリ然ルニ吾村落ハ僻地未開ニシテ該工事ヲ起スノ氣力乏シク如何ントモ爲ス能ハス之レ目下吾村民ノ方サニ憂フル所以ナリ冀クハ之ヲ東京府ニ金主アツテ該事業ヲ起サレ果シテ成功ニ至ルニ於テハ吾村ハ政府ニ地租ヲ徵收スルニ異ナラス毎歲水米ヲ欠所ナリ納ムルハ固ヨリ金主ノ法則ニ從フ者トスルハ論ヲ俟サルナリ實ニ該事業ノ得失ハ成ルト成ラサルニアリ希望ノ如ク成功スルニ於テハ之レ即チ世上ノ便益將サニ吾村ノ幸福人民共喜ノ至ニ堪サルナリ伏テ乞フ閣下宜シク良策ヲ下シ賜ン事ヲ吾輩倉卒多罪ヲ願ミス百拜懇願スル所ナリ誠恐誠惶頓首謹言

明治廿三年七月

大嘗紀念川田耕地整理組合沿革

德島縣川田村

高

見

文

三

郎

一、組合設立

大正三年三月五日

組合長黃田傳次郎大正三年創立當時ヨリ昭和四年今日ニ至ル十六ヶ年繼續勤務

一、歴代役員

組合副長佐藤爲三郎大正十年八月就任勤績

庶務會計中川千座大正七年三月就職勤績

滿期退職者

會計高見文三郎大正七年三月滿期退職

評議員大正十年三月滿期退職者原田淺二郎内藤五平高見幸雄原田兵二郎

評議員創立當時ヨリ勤績者

中川 千座 西條助太郎 尾上 利平 寒川 虎平 澤田與三郎 貞野丞太郎 大坪喜八郎

檜 文 平 吉田 善七 佐藤爲三郎 吉田 權八 森田 鐵藏 原田米太郎 原田善三郎

原田市太郎 高見文三郎

大正十年七月補欠選舉當選評議員

山下 勇平 坂東佐喜太 友川房太郎 原田恒三郎 原田 村一

一、組合員數

三百四十七名

一、土地面積

九十七町二反二畝八步

一、地價額

參萬壹千六百六拾八圓八拾四錢

一、工費總額

八万五千圓

一、揚水工場及地區ノ位置

揚水工場ハ麻植郡川田町ノ西部ニシテ北ハ吉野川ニ沿ヒ西南ハ高越山脈ヨリ種穂山麓ニ接シ德島鐵道ハ地區ノ中央ヲ縱斷シ揚水工場ハ川田驛ノ西ニ隣リ縣道ノ南側ニ設置舊字舟戶、槻